

# ジェンダー研究

2026.2 第28号

GENDER STUDIES



公益財団法人

東海ジェンダー研究所

# ジェンダー研究

第28号 2026. 2

GENDER STUDIES

---

---

刊行のことば	……………	西山 恵美	1
特集 医療とジェンダー			
〈「医療とジェンダー」の企画に際して〉	……………		3
性差医学・医療の最前線			
——ベッドサイドからジェンダード・イノベーションまで	……………	片井 みゆき	7
循環器疾患とジェンダー			
——性差の理解と医療格差の克服に向けて	……………	坂東 K. 泰子	17
性差医学に基づく男性更年期とメンズヘルス	……………	井手 久満	23
トランスジェンダーと医療	……………	小林 知子 松尾 かずな	33
内視鏡との格闘			
——内視鏡の改良を目指して	……………	藤田 亜紀子	43
男性外科医の育児休業	……………	深見 佳代	53
医学・医療分野におけるジェンダード・イノベーション	……………	佐々木 成江	61
論文			
学歴による上昇移動と美的資本の捉え方			
——中国の高学歴農村出身女性の生活史	……………	馮 可欣	73

中国内陸部農村における家族関係の変容とジェンダー ——〈長女〉の経験に着目して .....	余 楽	99
『夏物語』における生殖と出産の意味 ——痛みのシェアとケアをめぐる批評的考察 .....	安保 夏絵	125
<b>研究ノート</b>		
ジェンダー平等に関する国際標準規格ガイドライン ISO53800の検討 .....	渡部 麻衣子	149
<b>翻訳で読むジェンダーの名著：訳者が語るその魅力</b>		
ジョアン・C・トロント著／岡野八代監訳 『ケアリング・デモクラシー——市場、平等、正義』 勁草書房、2024年 .....	岡野 八代	175
<b>《個人研究助成受託者による自著紹介》</b>		
杉本弘幸著 『ヨイトマケとニコヨンの社会史 ——戦後失業対策事業・失対労働者研究序説』 小さき社、2025年 .....	杉本 弘幸	187
<b>個人研究助成研究報告書（2024年度採択者）</b>		191
<b>公益財団法人東海ジェンダー研究所・報告</b>		205
2024年度 事業報告		206
2026年度 個人・団体研究助成 募集要項（第30回）		210
2026年度 『ジェンダー研究』第29号 原稿募集要項		212
年報審査・機関誌編集規程		213
<b>執筆者プロフィール</b>		215
<b>編集委員会・編集後記</b>		

## 刊行のことば

公益財団法人 東海ジェンダー研究所

代表理事 西山 恵美

2025年度の年報、『ジェンダー研究』第28号をお届けします。「特集 医療とジェンダー」では、巻頭の「性差医学・医療の最前線」とあるように8名のこの分野の専門家の方々から寄稿をいただき、医療とジェンダーについて多方面からの最新の考察を掲載することが出来ました。ご寄稿いただいた皆様に篤く御礼申し上げます。

今年度も『年報』への多数の応募論文がありました。年報審査委員会において精査し、本号には論文3点、研究ノート1点を掲載しています。

また、連載「翻訳で読むジェンダーの名著：訳者が語るその魅力」には、ジョアン・C・トロント著『ケアリング・デモクラシー市場、平等、正義』の監訳者からご寄稿いただくことが出来ました。

個人研究助成についても多数の応募者があり、その中から審査委員会で精査し、4件を採択しました。また団体研究助成は2件採択しました。助成を受けた方々が研究成果を本誌に応募して下さることを期待しています。なお、2011年度の研究助成受託者の杉本弘幸氏の著作をご本人に紹介いただいています。

本年度から「第3期プロジェクト研究会」を本格的に始動しました。テーマは、「男女雇用機会均等法及びパート労働法に関する立法過程の研究」です。研究者として、参議院議員として、この課題を追究された大脇雅子さんの資料をもとに、昨年度立ち上げた、東西の研究者と当研究所役員とで構成する「第3期プロジェクト研究会」で議論を継続し、出版を予定しています。

28号につきまして、皆様からのご批判やご意見・ご要望などをお寄せいただきますようお願いしています。本誌がジェンダー研究に関する自由で闊達な場になれば幸いです。

## 特集 医療とジェンダー

—「医療とジェンダー」の  
企画に際して

Introduction to the Special Issue:  
Medicine and Gender



一般社団法人 日本循環器協会の許可を得て掲載

世紀の変わり目の頃から、医療分野において女性患者が不利益を被る事例が明らかになってきました。それは、医薬品の研究開発や診断の在り方が、これまで男性を対象に行われることが多く、女性患者への目配りが充分でなかったからです。もちろんその逆もあり、女性の病気とされてきた骨粗鬆症や乳がんについては、トラブルを抱える男性が不利益を被る例もあります。健康に日々過ごすことは、男女という区別にとどまらず、多様なセックスやジェンダーを有する人々の願いです。そこで、これまで本誌には余り縁のなかった「医療とジェンダー」というテーマを企画してみました。

具体的な一つの出来事を挙げてみましょう。米国では、心臓病は長年女性の死因の上位を占めてきており、2004年という早い時期から「Go Red for Women」という女性のための循環器病の予防・啓発活動が展開されてきました。これは毎年2月の第1金曜日に赤い衣類を身に着けて集うイベントで、今では世界50か国以上に広がり、わが国でも2023年に米国心臓協会と協定し、東京（2024、2025）、大阪（2025）でようやくキャンペーンが始まりました。心臓病というと男性の病気というイメージで、女性の症状は見落とされがちでした。というのも、女性が訴える自覚症状は男性とは異なることが少なくないからです。心臓病の症状の性差は比較的近年明らかになってきたことです。なお、本特集では循環器系全般の疾患について、循環器専門医でいらっしゃる坂東泰子さんにご寄稿いただいております。

先に心臓病での男女で自覚症状の違いを述べましたが、こうした性差に基づく医療や医学の臨床研究の立場から、片井みゆきさん、井手久満さんにもご寄稿いただきました。片井さんは、性差を考慮した医療ということで女性に特化した診断アルゴリズムの開発をご紹介くださっています。井手さんは、女性の専売特許の如く捉えられてきた更年期障害の男性の場合を取り上げてくださっています。さらにトランスジェンダーの人々の受け皿ということで奮闘しておられる小林知子さんは、本研究所が東海地域にあることに配慮して名古屋大学の松尾かずなさんにもお声がけいただき、この地域で悩みを抱える方への対応を可能にしてくださいました。

こうした性差医療への関心の高まりは、ジェンダード・イノベーションというプロジェクトの発展とも無関係ではありません。これは科学や工学、医療、さらには環境分野で、セックスやジェンダーの違いに着目して大きな成果を上げつつある国際的なプロジェクトです。これについては佐々木成江さんが医療・医学分野での成果を取り纏め最後にご紹介くださいます。男女の患者はその各々の身体に応じて、異なる感受性や異なる神経回路が働きます。同じように薬を処方しても男女で効き方が異なる場合があり、痛みの伝達も男女で異なることが明らかになっています。従来男性中心の医療の在り方は、しっかり問い直されねばなりません。

そうした問い直しは患者の側のみならず、診察・治療に当たる医師側の問題としても論じられています。というのも、多くの医療機器が結果として男性医師の身体特性を基準に設計されてきたからです。高度な医療器具の操作は握力や筋力の弱い女性医師に大きな負担となることが、女性医師の増加に伴い露呈することになりました。藤田亜紀子さんの内視鏡医としての奮闘に、多くの方が共感されることと思います。そして、ここで大切なことは、女性医師にとって負担の少ない医療機器は、男性医師にとっても望ましいということです。わが国女性のがん死亡率の第1位は大腸がんです。初期検診のハードルを低くするのは、女性内視鏡医の存在です。熟練の女性内視鏡医の活躍は大いに期待される場所なのです。

続くは、深見佳代さんの男性外科医の働き方で、わが国の医療界の重要な

ジェンダー問題です。病人の治療は、治療に当たる医師側の健康があればこそです。外科医のなり手がなくならないうちに、早急に手が打たれることを強く願うものです。末筆になりましたが、本企画を計画するにあたって、佐々木成江さんから、井手久満さんと小林知子さんをご紹介いただきました。記して感謝申し上げます。

(編集委員会)



## 性差医学・医療の最前線

——ベッドサイドからジェンダード・イノベーションまで

Front Lines in Sex- and Gender- Specific Medicine:  
From the Bedside to Gendered Innovation

片井 みゆき KATAI Miyuki

### 1. はじめに

性差医学 (sex-and gender-specific medicine) とは、生殖器系を含め男女共通の全ての疾患において、病態解明・診断・治療・予防等の際に、1) 生物学的性差 sex difference、2) 社会的・文化的性差 gender difference、3) ライフコースに伴う性ホルモン分泌変動を考慮した医学である。性差医学は男性、女性、全ての性を対象とし、性差とライフコースを考慮することで、診療の質と精度のより高い精密医療を可能とし、個々の患者に最適な個別化医療を目指す概念である。

医学の歴史において、男女の違いは生殖器系の相違を中心に認識されてきたが、男女共通の疾患においても性差が存在することが明確に認識されるようになったのは、「性差医学」の誕生が機となる。比較的新しい学問領域であるが、世界的に性差医学を重視する流れは確立しており、国際的な研究や臨床試験では性差を考慮することが標準となっている。日本でも国の方針として、臨床・医学研究・医学教育における性差の視点導入が本格的に推進され始めている。

本稿では、近年、国内外で急速に重要性が高まる性差医学・医療について概説するとともに、性差医療を実装する ICT 開発やわが国の政策など最新動向についても紹介する。

## 2. 生物学的性差 (sex difference) と社会的・文化的性差 (gender difference)

性差を考慮する上で、まずは、性には「生物学的性 (sex)」と「社会的・文化的性 (gender)」の2つの異なる概念が存在することを理解し、この2つの単語を明確に使い分けることから始める必要がある。図1に生物学的性 (sex)・社会的・文化的性 (gender) とその影響因子を示す。

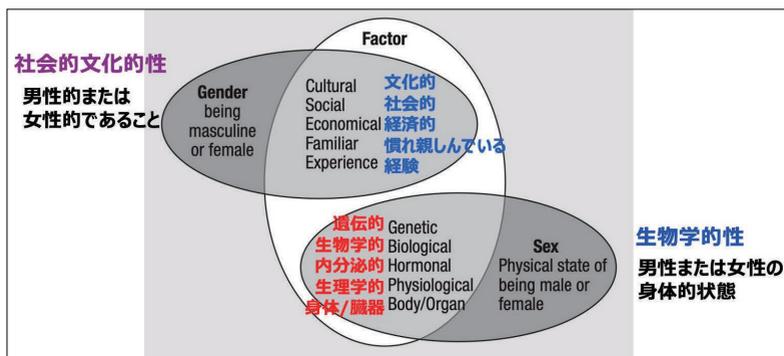


図1 生物学的性 (sex)、社会的・文化的性 (gender) とその影響因子 (Giammarioli 2012) より引用改変

生物学的性 (sex) は、男性 (male) や女性 (female) の身体的状態を指し、身体や臓器の違い、遺伝学的・生物学的・内分泌的・生理学的な要因が影響して性差を生じる。性染色体数や胎生期の性分化の過程において、男性と女性だけでなく、その間の様々な段階で性のバリエーションを生じる可能性がある。こうした性分化疾患の発生頻度は出生4500例に1例の頻度と推定される。

他方、社会的・文化的性 (gender) は、社会的、文化的、経済的、慣れ親しむこと、経験などが影響し、社会的・文化的に形成される性である。社会的・文化的性は、男性、女性以外に、LGBTQ と総称される様々なバリエーションがある。

これらの異なる概念に対し、英語圏では、生物学的性を sex、社会的・文

化的性を gender と別の言葉で表し、生物学的性差を sex difference、社会的・文化的性差を gender difference と表している。一方、日本語では「性」の一単語で、英語での sex（生物学的性）、gender（社会的・文化的性）、sexuality（性的指向）、sex（性行為）、reproduction（生殖）等の全ての概念が包括的に表されることも多く、概念の理解や区別の上で、混同や混乱が生じやすい状況にある（片井 2024b）。

### 3. ライフコースに伴う性ホルモン分泌変動の性差

性差医学では「ライフコースに伴う性ホルモン分泌変動の性差」も考慮する。生物学的性差を形成する性ホルモン（主に、男性はテストステロン、女性はエストロゲン）分泌は、男女ともにライフコース（小児期、思春期、性成熟期、更年期、老年期）に伴い大きく変動する。

女性でのエストロゲン分泌は、①一生を通じ劇的に変化する、②月経がある時期は周期的に大きく変化する、③閉経後は急速に低下し生殖能を失う。一方、男性でのテストステロン分泌は、①個体差が大きく、②周期性はなく、③年齢と共に緩やかに低下するが高齢でもある程度の生殖能が保たれる（片井 2019）。

女性では、月経周期、妊娠、出産、閉経などに伴いエストロゲン分泌状態が生涯を通じて劇的に変化することが心身に影響を及ぼし、各種疾患の発症や増悪・寛解に関与することが知られている。そのため、生物学的性差のデータ解析を行う際は、男女別比較だけではなく、ライフコース（年代）も考慮した解析が必要である。

### 4. 性差医学の必要性和その具体例

男女共通の疾患であっても、性差医学的な視点から解析すると、発症頻度や好発年齢の差異に加え、症状や治療法など様々な点で性差が見られる。例えば、心筋梗塞の症状を解析すると、男性は教科書通り「典型的な」胸痛を

訴えていたのに対し、女性では顎、首、背中、肩の痛みや腹部症状、食欲不振など「非典型的な」症状を訴えることが明らかになっている (Philpott 2001)。

筆者は内分泌代謝内科専門医・女性ヘルスケア専門医として、2003年から性差医療に携わってきた。2007年に国内初の「性差医療」診療科を開設した東京女子医科大学東医療センター性差医療部の立ち上げを担当し、13専門分野の女性医師が連携する包括的な女性専門外来を取りまとめてきた。初診に30分かけた綿密な問診と性差医療を実践する中で、前医で不定愁訴とされていた女性の4人に1人(27%)に症状の原因となる器質的疾患が診断された(図2)(片井2020)。

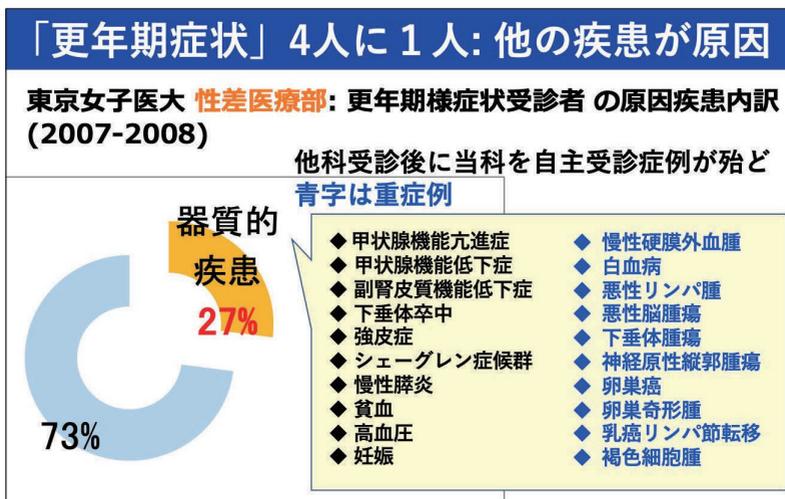


図2 東京女子医大女性専門外来：不定愁訴受診者の原因疾患内訳 (2007～08年)  
報道によるバイアスの無かった開設後1年間のデータを解析  
(片井2020)より引用

女性専門外来受診時まで診断確定に至っていなかった要因としては、症状が非典型例、担当医の専門分野を超えた検索が十分に行われていない、対症療法の先行などが挙げられた。更年期は閉経前後の各5年の計10年間とされ、閉経前は女性ホルモンの乱高下が影響し、閉経後は女性ホルモン欠乏が影響することで、心身に様々な症状を引き起こす。更年期世代の女性に内科

疾患が併発している場合、更年期障害の多彩な症状が内科疾患の症状を修飾し、そのために診断の遅れや見逃しが生じやすい。また、診断がつきにくい女性では、症状の核心からでなく辺縁から訴える傾向があることも、限られた診療時間内での鑑別診断（症状を引き起こす疾患を絞り込むために行う診断プロセス）を困難にしている。

これらの結果、多愁訴女性は、鑑別診断に必要な採血内容や画像検査等へと進めていない状況が窺われた（片井 2025b）。

## 5. 女性に特化した診断アルゴリズムを実装した WaiSE（ワイズ）

多いときには全国に約400カ所も設置された女性専門外来は、受診者のニーズとそれに応える担当医の熱意・使命感・献身に支えられてきたが、保険診療における非採算性、兼任担当医の疲弊、後継医師の確保困難などにより、2010年代後半から閉鎖する施設も出てきた。そのため、今後、よりサステナブル（持続可能）なかたちで、性差医療をより多くの方々へ広く提供し、診療スキルを継承するために、性差医療を実装するジェンダード・イノベーション（GI）として開発した ICT が、後述する「WaiSE」である（片井 2024a）。

GI とは、性差の視点を科学技術の研究開発に組み込むことで、より包括的で公平な成果を生み出すことを目指す取り組みで、性差医学・医療等の学問的なエビデンスを背景に有する科学・社会の構造改革である。これと似た概念にフェムテックがあるが、フェムテックは女性の健康課題を可視化する実践的手段である。両者が連携することで、性差を考慮したより公平で持続可能な医療・社会を実現することができる（図 3）。

診断上の性差解消に向け、筆者は国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）女性の健康の包括的支援実用化研究事業で、「女性診療を支援する『AI 診断ナビゲーションシステム：WaiSE』の開発」（2019-21年度 片井・鈴木・大庭・椋村・北脇・西尾・洪・洪）に取り組んだ（図 4）。



図3 ジェンダード・イノベーションとフェムテックの位置づけ

## AMED 女性の健康の包括的支援実用化研究事業-Wise

「女性の健康の包括的支援実用化研究事業-Wise」 2-1  
 公募課題名 女性の心身の状況を総合的に考慮した診療に資するツールの開発

研究開発課題名  
**女性診療を支援する  
 「AI診断支援ナビゲーションシステムWaiSE」の開発**

研究期間：2019年4月～2022年3月

政策研究大学院大学 保健管理センター 片井 みゆき (研究開発代表) 京都府立医科大学大学院 産婦人科学 北脇 城・榎村 史織 慶応義塾大学医学部 システム医学講座 洪 繁・洪 実 大阪大学大学院医学系 生体物理工学講座 西尾 禎治 東京大学大学院 情報学環・学際情報学府 大庭 幸治 跡見学園女子大学 心理学部 鈴木 眞理	
---	--

国立研究開発法人 日本医療研究開発機構 (AMED) 委託研究開発事業  
*Miyuki Katai, National Graduate Institute For Policy Studies*

図4 国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED) 女性の健康の包括的支援実用化研究事業「女性診療を支援する『AI診断ナビゲーションシステム：WaiSE』の開発」

WaiSE は、女性専門外来受診者（18-84歳：5241名、6万1983件）のデータ解析、診断ガイドライン、文献を反映し、「女性に特化した診断アルゴリズム」を実装している。性差医療を ICT で再現し、女性の多様な症状を的

確に言語化して把握すると共に、女性に特化した診断アルゴリズムによって、症状の組み合わせから可能性がある疾患候補を提示する。医師の専門領域や経験年数によらず性差医療を可能とし、同時に、更年期女性をはじめ多様な症状を抱える女性を診療する際の効率性や採算性の課題も解決する。WaiSE は今後の実用化を目指している（片井 2025a）。

## 6. 国レベルで動きだした日本の性差医学・医療

全ての人が医学研究の恩恵を享受するため、近年、医学研究において性差の視点を重視することへの認識が世界で高まっている。2016年には国際団体が「Sex and Gender Equity in Research : SAGER ガイドライン」を公開した（Heidari 2016）。これは、各執筆者が原稿を準備する際の指針として設計されており、研究デザイン、データ収集・分析および解釈において生物学的性と社会的・文化的性に配慮し、報告するための包括的な手順を示している。現在では、SAGER ガイドラインに従って研究計画段階から性差を考慮していないと、国際的な一流医学雑誌への投稿自体が難しい状況となっている。

こうした世界的な潮流を受けて、わが国でも、政府が第6期科学技術・イノベーション基本計画（2021年3月26日閣議決定）、第5次男女共同参画基本計画（2023年12月26日一部変更閣議決定）、2023年度以降の女性活躍・男女共同参画の重点方針（女性版骨太の方針）等において、性差を考慮する政策を盛り込んだ。2023年度以降は国の取り組みとして、臨床・医学研究・医学教育における性差の視点導入が本格的に推進され始めている。

2024年より、臨床では国立成育医療研究センターに性差医学・医療を推進するための司令塔「女性の健康総合センター」が設立され、研究ではAMED や国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）において性差の推進が具体的に始動している。2025年1月には144医学系学会が加盟する日本医学会とAMEDの共催研修が開催され、筆者は性差配慮の重要性について紹介する機会を得た。また、医学教育における性差医学導入も政府方針に明記され、今後は医学生らが性差の視点を学ぶ環境整備が必要となる（片

井 2025c)。

加えて、高市早苗首相は2025年10月の所信表明演説において「攻めの予防医療を徹底し、健康寿命の延伸を図り、皆が元気に活躍し、社会保障の担い手となっていただけるように取り組む」と強調し、その具体策として「特に、性差に由来した健康課題への対応を加速する」「女性特有の疾患について、診療拠点の整備や研究、人材育成等に取り組む」と表明した（首相官邸 2025）。今後の医療・健康政策において、性差の視点を組み込んだ施策の一層の推進が見込まれる。

## 7. gender への配慮：男女別疾病統計への影響

性差に関する政策の課題も指摘しておきたい。前述のように、日本語では sex（生物学的性）、gender（社会的・文化的性）をはじめ、reproduction（生殖）、sexuality（性的指向）等が単に「性」と記載されることが多い。gender に対する配慮をすべきところを、「生物学的性」と「社会的・文化的性」の混同が続いたまま対応されることで、社会、行政、統計、研究、臨床の様々な面で混乱を来す結果となっている。

一例を挙げると、諸外国は社会的・文化的性を問う際は男女以外複数の選択肢を設けるが、疾病統計や国勢調査等の生物学的性に基づく統計の選択肢は、男性 male／女性 female の2択である。一方、日本では、新型コロナウイルス感染者数の集計の際の性別を男性／女性／その他の3択で行った（厚生労働省 2022）。その結果、コロナ蔓延時に感染者数の男女別集計一覧をリアルタイムで公開する国際サイトが存在したが、諸外国は2択で集計を行っていたため、日本と一部の紛争地帯のみが空欄となっていた。

今後、日本において新型コロナ以外の疾病統計も選択肢が3択となり男女別統計が取れない事態が生じると、長年取り続けてきた経年的疫学調査のデータが途絶えることになる。また、国際比較に日本だけが参加できないなどの不利益が生じることが懸念される（片井 2024b）。

## 8. おわりに

2025年3月、日本政府が海外に向けた政府広報として配信している公式ウェブマガジンに、わが国の性差医療の取り組みとWaiSE開発についての紹介記事が掲載された（KIZUNA 2025）。記事の表題は Bridging the Gender Gap in Healthcare: A Sex-/Gender-Specific Medicine App in Development で、直訳すると「ヘルスケアにおけるジェンダーギャップへの架け橋：開発中の性差医学・医療アプリ」となる。2025年は国際女性デー制定50周年・世界女性会議の北京宣言から30周年という大きな節目の年であり、この記念すべきタイミングで女性に関する話題を国際発信する記事として、日本政府が性差医療とGI開発に焦点を当てたことは大変意義深く、興味深い。

性差を考慮した医療・研究開発・医学教育の推進が国の政策として打ち出され、国内外において性差医学の重要性がさらに高まるなか、国内唯一の関連学会である日本性差医学・医療学会への期待とその使命はこれまで以上に大きく、その活動への要請と社会的意義が一層高まっていると感じている。「性差の視点」は、医学やイノベーションにおける新しい視点であり、その導入によって医療や研究開発、イノベーションを革新的に飛躍させる可能性を秘めている。日本性差医学・医療学会としても、新たに様々な分野の方々をステークホルダーとして歓迎し、「GIを含む性差医学の研究開発の推進」と「性差とライフコースを考慮した包括的で一人ひとりに合う医療の実現」に、より一層努めて参りたいと考えている。

### 参考文献

- Giammarioli AM, et al. (2012) “Integrating gender medicine into the workplace health and safety policy in the scientific research institutions: a mandatory task,” *Ann Ist Super Sanita*, 48(3) pp. 311–318.
- Heidari S, et al. (2016) “Sex and Gender Equity in Research: rationale for the SAGER guidelines and recommended use,” *Res Integr Peer Rev*, 1:2.
- KIZUNA (2025) Bridging the Gender Gap in Healthcare: A Sex-/Gender-Specific Medicine App in Development. <[https://www.japan.go.jp/kizuna/2025/03/bridging\\_the\\_gender\\_gap\\_in\\_healthcare.html](https://www.japan.go.jp/kizuna/2025/03/bridging_the_gender_gap_in_healthcare.html)> (2025年10月27日参照)

- Philpott S, et al. (2001) “Gender differences in descriptions of angina symptoms and health problems immediately prior to angiography: the ACRE study. Appropriateness of Coronary Revascularisation study,” *Soc Sci Med*, 52(10) pp. 1565–1575.
- 片井みゆき (2019) 「性差医学から見た内分泌代謝疾患：東京女子医科大学における性差医療の経験を含めて」『東女医大誌』89(3) pp. 61–69。
- 片井みゆき (2020) 「更年期女性を診療するうえでのピットフォール——東京女子医大女性専門外来での経験から」寺内公一編『別冊「医学のあゆみ」更年期診療 UPDATE』医歯薬出版 pp. 11–15。
- 片井みゆき (2024a) 「性差医学・医療——ベッドサイドからジェンダード・イノベーションまで」『医学のあゆみ』290(10) pp. 946–952。
- 片井みゆき (2024b) 「「性差医学・医療」の視点からの提言——生物学的性 Sex と社会的文化的性 Gender への配慮について」『日本遺伝カウンセリング学会誌』45(4) pp. 157–163。
- 片井みゆき (2025a) 「性差医療の新しい展開——ジェンダード・イノベーション」『medicina』62(2) pp. 345–349。
- 片井みゆき他 (2025b) 「デジタルヘルスで女性の健康管理（ヘルスケアとウェルネス）を支援する——ジェンダード・イノベーション「WaiSE（ワイズ）」」『電気設備学会誌』45 pp. 541–546。
- 片井みゆき (2025c) 「性差医学を臨床と研究開発に生かすために 当学会の歩みと国の政策始動を踏まえて」『日医ニュース』1535 p. 8。
- 厚生労働省 (2022) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）。〈<https://www.mhlw.go.jp/content/000958882.pdf>〉（2025年10月27日参照）
- 首相官邸 (2025) 第219回国会における高市内閣総理大臣所信表明演説▼健康医療安全保障。〈<https://www.kantei.go.jp/jp/104/statement/2025/1024shoshinhyomei.html>〉（2025年12月1日参照）

## 循環器疾患とジェンダー

——性差の理解と医療格差の克服に向けて

Gender and Cardiovascular Disease:  
Addressing Sex Specific Differences and Healthcare Inequities

坂東 K. 泰子 BANDO K. Yasuko

### 1. 序論

循環器疾患は世界的に主要な死因・疾病負荷を担っており、わが国においても高齢化とともにその重要性が増している。一方で、「性 (sex) /ジェンダー (gender) 差」が循環器疾患の発症・診断・治療・予後に与える影響が近年注目されており、医療・公衆衛生・臨床・政策の各段階で性別・ジェンダーを考慮する「性差医療 (gender-specific medicine / sex- and gender-based medicine)」の必要性が議論され、2024年には日本国内でも「多様性に配慮した循環器診療ガイドライン (多様性に配慮した循環器診療ガイドライン)」が公表され、医療サービスへのアクセス、文化・価値観・性別・生活環境などの観点から循環器診療を再考する必要性が提示されている<sup>1</sup>。

ジェンダーによる健康格差は単に生物学的な違いにとどまらず、医療アクセス・診断精度・治療適用・予後にまで影響を及ぼす。したがって、循環器医療におけるジェンダー視点の導入は、個別化医療と公平な医療提供の実現に向けて不可欠である<sup>2</sup>。本稿では、まず日本における循環器疾患の現状を整理し、次に性・ジェンダーがどう影響するかを疫学・生理・社会的側面から整理し、さらに医療の現場・制度・アクセス・研究体制の観点からジェンダー課題を論じ、最後に今後の展望を述べる。

## 2. 発症と臨床像のジェンダー差

循環器疾患の発症年齢には明確な性差が認められる。一般に男性は女性より10年程度早く発症しやすいとされる<sup>3</sup>。これは、エストロゲンによる血管保護作用が閉経前の女性に働いているためと考えられている。心疾患発症年齢を性別で比較すると、男性では40代後半から発症率が急上昇する一方、女性では閉経後の60歳以降に増加する。

また、女性は非典型的症状を呈することが多く、胸痛よりも息切れ・倦怠感・消化器症状などを主訴とする傾向がある<sup>4</sup>。このため、発症から診断までの遅れが生じ、急性期治療へのアクセスが遅れる例が少なくない。米国では女性の方が救急搬送時の再灌流療法実施率が有意に低いという報告もある<sup>5</sup>。

さらに、社会的要因として、家事・介護負担や医療への自己決定の制限などが女性の医療受診行動に影響を与える<sup>6</sup>。このように、生物学的・社会的要因の双方が性差を形成している。

## 3. リスク因子と病態生理の差異

心血管リスク因子の重要性は男女で共通するが、その影響度は異なる。高血圧・糖尿病・喫煙・脂質異常症などの伝統的リスク因子に加え、女性では妊娠高血圧症候群、早期閉経、経口避妊薬使用、自己免疫疾患など、性特有の因子が関与する<sup>7</sup>。

生活習慣の影響も重要である。喫煙や糖尿病は男性よりも女性の冠動脈疾患リスクをより強く上昇させることが知られている<sup>8</sup>。また、女性では微小血管機能障害や拡張障害型心不全（HFpEF）の頻度が高く、これらはエストロゲン欠乏や慢性的な炎症反応と関連する<sup>9</sup>。

一方、男性では心筋梗塞やHFrEF（収縮不全型心不全）が多く、動脈硬化や心筋リモデリングを促進するアンドロゲン作用が関与していると考えられる<sup>10</sup>。

## 4. 医療アクセスと社会的要因

Penchansky と Thomas が提唱した医療アクセスの5次元モデル(availability, accessibility, accommodation, affordability, acceptability) は、医療格差を理解する上で有用である<sup>11</sup>。

これにジェンダーの影響を当てはめると以下のようになり、ジェンダーによる受診・治療格差を助長する要因への対策において考慮が必要である。

- 1) availability (供給量)：循環器専門医や心不全外来などの医療資源が都市部に集中し、地方ではアクセス困難な傾向。
- 2) accessibility (地理的・時間的距離)：高齢女性や独居高齢者では交通手段の制限により通院困難。
- 3) accommodation (柔軟性)：勤務・家庭責任により通院時間の調整が難しい女性の状況。
- 4) affordability (経済的負担)：女性は非正規雇用率が高く、医療費負担を理由に治療継続が途絶する例がある。
- 5) acceptability (文化・価値観)：症状を軽視し「我慢する文化」が女性に根強く存在する<sup>12</sup>。

## 5. 疾患別のジェンダー差分析

### 5-1. 心不全

心不全は性差が最も顕著な循環器疾患の一つである。男性は主に虚血性心疾患を基盤とした HF<sub>r</sub>EF を呈するが、女性では高血圧や肥満、拡張障害に由来する HF<sub>p</sub>EF が多い<sup>13</sup>。HF<sub>p</sub>EF は女性高齢者に顕著であり、慢性的な血管硬化・炎症・内皮機能障害が病態に関与する。

また、女性はβ遮断薬や ACE 阻害薬に対する薬物動態が異なり、副作用出現率が高いことも報告されている<sup>14</sup>。これらを考慮したジェンダー特異的治療指針の策定が望まれる。

### 5-2. 心房細動

心房細動（AF）は男性に多く、発症年齢は女性で高い<sup>15</sup>。しかし女性では脳梗塞リスクが高く、CHA<sub>2</sub>DS<sub>2</sub>-VASc スコアでも女性加点が導入されている。女性のAFはしばしば症状が強く、QOL低下をもたらす一方、アブレーション適用率が低い<sup>16</sup>。抗凝固療法においても出血リスク評価が過大視され、治療控えが生じる傾向がある。こうした医療判断の偏りには、臨床試験における女性参加者の不足が影響している<sup>17</sup>。

### 5-3. 弁膜症

弁膜症では、女性に僧帽弁閉鎖不全症、男性に大動脈弁狭窄症が多い傾向がある<sup>18</sup>。特に僧帽弁逸脱症は女性に多いが、弁形成術の適用率は男性より低いとされる<sup>19</sup>。TAVR（経カテーテル大動脈弁置換術）では女性がより良好な長期予後を示す報告もあるが、これは体格・弁輪径の違いによる可能性がある<sup>20</sup>。

## 6. 診療・研究への展望

循環器疾患の性差は、単なる生物学的差異ではなく、社会構造や文化的背景に深く根ざしている。2024年3月に公開された日本国内向けの「多様性に配慮した循環器診療ガイドライン（多様性に配慮した循環器診療ガイドライン）」では、主に性差医学の視点からの循環器疾患管理の推奨が提示された<sup>1</sup>。今後さらに、ジェンダーに配慮した疫学研究・診療ガイドライン策定・教育カリキュラム整備が必要である<sup>21</sup>。疾患啓発の取り組みには、2004年に米国心臓協会（AHA）が始めた女性のための循環器病の予防・啓発活動「Go Red for Women®」がある。今や世界50か国以上に広がっており、日本でも、2023年3月に、日本循環器協会（JCA）はAHAと協定を締結し、「Go Red for Women®」 Japan として、活動が日本でも展開が始まった<sup>22</sup>。

## 終わりに

AI やビッグデータ解析の進展により、性別・年齢・社会因子を含む個別化リスクモデルの構築が進んでいる。さらに、女性の臨床試験参加を促進する国際的枠組みの整備が求められる。

ジェンダーに起因する医療格差を是正することは、循環器医療の質と公平性を高める最重要課題の一つである。性差を正しく理解し、すべての患者が最適な治療を受けられる社会の実現が望まれる。

### 参考文献 (Vancouver 形式)

- 1 多様性に配慮した循環器診療ガイドライン (日本循環器学会). 2024年3月. 一般社団法人 日本循環器学会
- 2 Maas A, Appelman Y. *Nat Rev Cardiol*. 2010; 7(12): 606–613.
- 3 Mosca L et al. *Circulation*. 2011; 124: e906–e941.
- 4 Shaw LJ et al. *J Am Coll Cardiol*. 2009; 54(17): 1561–1575.
- 5 Canto JG et al. *N Engl J Med*. 2012; 366: 1848–1859.
- 6 Ueshima H et al. *J Epidemiol*. 2020; 30: S14–S23.
- 7 Peters SA et al. *Eur Heart J*. 2019; 40: 3859–3866.
- 8 Huxley R et al. *Lancet*. 2006; 368: 1945–1953.
- 9 Lam CSP et al. *Eur Heart J*. 2019; 40: 3850–3858.
- 10 Maric-Bilkan C. *Biol Sex Differ*. 2020; 11(1): 44.
- 11 Penchansky R, Thomas JW. *Med Care*. 1981; 19(2): 127–140.
- 12 Nomura S. *Soc Sci Med*. 2022; 306: 115090.
- 13 Savarese G et al. *Eur J Heart Fail*. 2017; 19: 1484–1494.
- 14 Savoia C et al. *Pharmacol Res*. 2018; 130: 49–60.
- 15 Piccini JP et al. *Heart*. 2012; 98: 335–338.
- 16 Lip GYH et al. *Eur Heart J*. 2014; 35: 1368–1376.
- 17 Zhao D et al. *Circulation*. 2023; 147: 45–58.
- 18 Yoon SH et al. *J Am Coll Cardiol*. 2020; 76: 2792–2803.
- 19 Dziadzko V et al. *Circulation*. 2018; 138: 1749–1760.
- 20 Chandrasekhar J et al. *JACC Cardiovasc Interv*. 2019; 12: 555–566.
- 21 Garcia M et al. *Circulation*. 2016; 133: 1421–1436.
- 22 女性のための循環器病予防・啓発プロジェクト Go Red for Women Japan 2025年10月20日アクセス([https://grfw-j-j-circ-assoc.or.jp/?\\_gl=1\\*1klagza\\*\\_ga\\*MTQwNTcyMTYzNy4xNzU3NDg0NTc0\\*\\_ga\\_68D7QXJWJM\\*cze3NjA5MjI5MDAkbzlkZzAkdDE3NjA5MjI5MD](https://grfw-j-j-circ-assoc.or.jp/?_gl=1*1klagza*_ga*MTQwNTcyMTYzNy4xNzU3NDg0NTc0*_ga_68D7QXJWJM*cze3NjA5MjI5MDAkbzlkZzAkdDE3NjA5MjI5MD))

AkajYwJGwwJGgw\*\_ga\_6EST4HQ678\*czE3NjA5MjI5MDAkzbzIkZzAkdDE3NjA5MjI5M  
DAkajYwJGwwJGgw&\_ga=2.173129060.653766000.1760922901-1405721637.1757484574

## 性差医学に基づく男性更年期とメンズヘルス

Late-onset Hypogonadism Syndrome and Men's Health  
from the Perspective of Gender-Specific Medicine

井手 久満 IDE Hisamitsu

### はじめに

近年、世界的な高齢化の進展に伴い、中高年男性の健康寿命の延伸が重要な課題となっている。日本は特に高齢化率が高く、動脈硬化、認知症、サルコペニア、骨粗鬆症、性機能障害など加齢に伴う疾患が社会的・医療経済的に深刻な問題となっている。その中で、性ホルモンの加齢に伴う変化に起因する男性更年期障害（加齢男性性腺機能低下症候群 Late-onset hypogonadism : LOH 症候群）は、性差医学の観点から注目される疾患群である。中高年就労男性においては、約1割が男性更年期障害の症状に苦しんでいるという調査結果が報告されており、加齢に伴うテストステロンの減少から引き起こされる LOH 症候群が注目を集めている<sup>1</sup>。性差医学の観点から見ると、性ホルモンは男女によって違った働きを持った健康と長寿の重要なキープレイヤーといえる。女性更年期障害が広く認知され、フェムケア、フェムテックなどの啓蒙により適切な提供体制が構築されている一方で、男性更年期障害については認知度が低く、診断・治療体制の整備が遅れている現状がある。性差を考慮した医療の推進により、男性特有の健康課題に対する適切な対応が求められている。

## 男性更年期障害（Late-Onset Hypogonadism、加齢男性性腺機能低下症）とは

LOH 症候群は、染色体異常や明らかな疾患に基づかず、加齢やストレスに伴うテストステロン低下によって生じる多臓器の機能障害を特徴とする<sup>1</sup>。現状、男性更年期障害を指す場合、LOH 症候群ととらえることが多い。精神的症状として抑うつ、不安、集中力や記憶力の低下、意欲減退、不眠などがある。身体的症状には筋力低下、疲労感、発汗、めまい、頻尿、骨量減少が含まれる。性機能的症状には性欲低下、勃起障害（ED）、早朝勃起の消失がある。LOH 症候群は、先天性疾患や器質的疾患による性腺機能低下症と区別され、加齢やストレスが主要な原因として位置づけられている。

テストステロンは主要な男性ホルモンであり、精巣のライディッヒ細胞で産生される。その生理的作用は多岐にわたり、以下のような重要な機能を担っている：

- ・筋肉量・筋力の維持
- ・骨密度の維持
- ・脂質代謝の調節
- ・糖代謝の調節
- ・性機能の維持
- ・認知機能の維持
- ・やる気などの意欲

血清テストステロンは20歳頃をピークに、その後毎年減少することが報告されている<sup>2</sup>。加齢に伴うテストステロン低下の機序として、視床下部-下垂体-精巣系の複数レベルでの変化が関与している。加齢に伴い精巣でテストステロンを産生するライディッヒ細胞が減少すること、LH（黄体形成ホルモン）によるライディッヒ細胞の反応性の低下、また GnRH（性腺刺激ホルモン放出ホルモン）の分泌量が減少することなどにより、テストステロンは低下していく。さらに、低テストステロン血症は総死亡率や心血管疾患による死亡率の上昇と関連する。LOH 症候群は代謝疾患（肥満、糖尿病、脂

質異常症)、循環器疾患(動脈硬化、心筋梗塞、脳梗塞)、骨代謝障害(骨粗鬆症、サルコペニア)、精神疾患(抑うつ、不安障害)、泌尿器疾患(ED、男性不妊症、下部尿路症状)など多彩な疾患のリスク要因となる<sup>1</sup>。また、社会的には、LOH症候群はプレゼンティーズム(出社しているが健康問題で業務効率が低下している状態)の要因として注目され、労働生産性の低下に直結する<sup>3</sup>。

### 性差医学の観点からみた更年期障害

女性は閉経に伴う急激なエストロゲン低下により、更年期障害が顕在化する。閉経前後の5~10年にホットフラッシュ、睡眠障害、気分変動、性功能低下、筋骨格痛などが高頻度に生じる。80%以上がホットフラッシュを経験する<sup>4</sup>。また女性の更年期移行期は動脈硬化進展や脂質・脂肪分布の不利な変化の加速点となる。一方、男性のテストステロン低下は加齢に伴い緩徐かつ個人差が大きい。そのため、女性と比較して診断や治療開始のタイミングが不明瞭で、見過ごされやすい。女性は卵巣機能低下によりエストロゲンが短期間で大きく低下し自律神経・血管運動中枢・睡眠・気分・代謝・骨代謝に連鎖する。男性は緩徐なテストステロン低下で、視床下部-下垂体-性腺軸の変調、筋量・脂肪分布・骨代謝に影響を与える。女性のエストロゲン欠乏は骨粗鬆症や循環器疾患のリスクを増加させるが、一方、男性のテストステロン低下はメタボリックシンドローム、糖尿病、心血管疾患、抑うつ、ED、不妊症と密接に関連する<sup>5</sup>。

### LOH症候群の診断と評価法

AMS(Aging male symptom)スコアは更年期症状の重症度を評価する国際的指標であり、LOH症候群を簡便に評価できるが、特異度が低いためにスクリーニングには適さない。AMSスコアは17項目の質問からなり、各項目を5段階で評価する(表1)。ホルモン測定では総テストステロン(TT)お

よび遊離テストステロン (FT) の測定が推奨される。日本の診療ガイドライン (2022年改訂) では、TT < 250 ng/dL または FT < 7.5 pg/mL を診断基準とする。採血は日内変動を考慮し、午前中 (7-11時) に実施することが望ましいとされる<sup>1</sup>。テストステロン値は個人差やストレス等による変動も大きく、一度測定したテストステロン値のみが LOH の診断、病状の進行や治療による改善を把握する指標とはならないことに注意が必要である。我々の検討において、労働機能障害評価尺度 WFun (Work Functioning Impairment Scale) と AMS スコアの間には有意な正の相関 ( $r=0.694$ ) が認められており、LOH 症候群が労働生産性に与える影響の大きさが示唆されている<sup>3</sup>。LOH の診断は以下のステップで行われる：

表1 AMSスコア (文献1)

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 総合的に調子が思わしくない (健康状態、本人自身の感じ方)</li> <li>② 関節や筋肉の痛み (腰痛、関節痛、手足の痛み、背中中の痛み)</li> <li>③ ひどい発汗 (おもいがけず突然汗が出る、緊張や運動とは関係なくほてる)</li> <li>④ 睡眠の悩み (寝つきが悪い、ぐっすり眠れないなど)</li> <li>⑤ よく眠くなる、しばしば疲れを感じる</li> <li>⑥ いらいらする (あたり散らす、ささいなことにすぐ腹を立てる、不機嫌になる)</li> <li>⑦ 神経質になった (緊張しやすい、精神的に落ち着かないなど)</li> <li>⑧ 不安感 (パニック状態になる)</li> <li>⑨ からだの疲労や行動力の減退 (全般的な行動力の低下、余暇活動に興味がないなど)</li> <li>⑩ 能力の低下</li> <li>⑪ 憂うつな気分 (落ち込み、悲しみ、涙もろい、意欲がわからないなど)</li> <li>⑫ 「人生の山は通り過ぎた」と感じる</li> <li>⑬ 「力尽きた」、「どん底にいる」と感じる</li> <li>⑭ ひげの伸びが遅くなった</li> <li>⑮ 性的能力の衰え</li> <li>⑯ 早朝勃起の回数の減少</li> <li>⑰ 性欲の低下 (セックスが楽しくない、性交の欲求が起きない)</li> </ul> |
|--|

\*各項目を、「ない」1点、「軽い」2点、「中程度」3点、「重い」4点、「きわめて重い」5点で集計する。

\*合計点で男性更年期障害の症状の重症度をみる：17～26点「ない」、27～36点「軽度」、37～49点「中等度」、50点以上「重症」

- ・ 性機能症状・精神・身体症状の評価
- ・ 他疾患の除外とその治療
- ・ 総テストステロン値および遊離テストステロン値の測定
- ・ LH/FSH も含めた総合的判断 (図1)

重要なのは、症状や徴候を中心に判断し、テストステロン値は必須項目ではない (絶対条件ではない) という点である。治療の主な目的はテストステロン値の改善ではなく、患者の QOL の改善にあり、症状・検査値・合併症を合わせた総合的判断が求められる<sup>1</sup>。

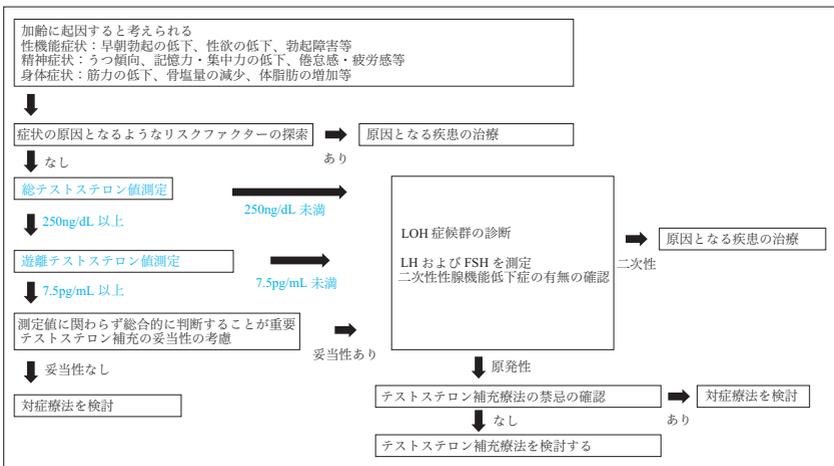


図1 LOH 症候群診療の流れ (文献1)

## LOH 症候群の治療戦略

テストステロン補充療法の潜在的治療効果は高く、健康関連の QOL を評価した研究では、AMS スコアを含めてテストステロン補充療法の QOL 改善効果が認められている<sup>1</sup>。

具体的な効果として以下が報告されている：

- ・ 筋肉量の増加と除脂肪体重の改善
- ・ 骨密度の改善

- ・脂質代謝の改善
- ・インスリン抵抗性の改善
- ・性機能の改善
- ・精神症状（うつ、不安）の改善
- ・認知機能の改善

一方、副作用には多血症、心血管系への影響、睡眠時無呼吸症候群、女性化乳房などがある。心血管疾患との関係については、累積発症率は同等であり、死亡・心筋梗塞・脳卒中でも同等とされている。ただし、テストステロンゲル群で静脈血栓がやや多い傾向があり、非致死性不整脈・急性腎障害が有意に高頻度に認められることが報告されているので注意が必要である<sup>6</sup>。

筋肉注射製剤：エンルモンデポー125-250mgを2-4週ごとに投与

経皮剤：男性ホルモンクリーム剤、グローミン

間接的補充：ヒト絨毛性性腺刺激ホルモン（hCG）

選択的エストロゲン受容体調節薬：クロミフェン

治療選択は患者の状態、希望、ライフスタイルを考慮して決定される。補完的アプローチとしては、漢方薬、ビタミン、亜鉛などの補助療法、食生活改善、運動、心理的支援がある。

## 男性医療における包括的視点

男性医療は単に LOH の治療にとどまらず、メンズヘルス外来の設立、生活習慣病の管理、性差医学の応用、健康経営への応用など包括的アプローチが必要である。テストステロンの維持は、テストステロンが関係する ED やメタボリック症候群などの様々な疾患の予防になりうる。また、テストステロン値と生命予後の関連において、虚弱でテストステロンの低下した高齢男性では死亡率とより強い相関がみられているが、テストステロン補充療法が患者の予後を改善する可能性が報告されている<sup>7</sup>。これは、適切な治療によ

り社会復帰や QOL 向上が期待できることを示している。

加齢に伴うテストステロンの低下を防ぐ、もしくはより緩やかにするために、食生活や運動などのライフスタイルの改善が健康寿命の延伸につながる可能性がある。さらにテストステロン補充療法は虚弱を防ぎ、高齢者の QOL を上げるアンチエイジング的効果が期待できる。テストステロン補充は加齢に伴う虚弱に対し、筋肉量を増加させ除脂肪体重や骨密度を改善し、サルコペニアを予防し、老化における筋肉の維持に寄与している<sup>8</sup>。男性更年期と女性更年期は、ホルモンの低下パターンや症状、対策が大きく異なる。性差を考慮した個別性の高い医療が重要であり、患者の年齢、症状、合併症、ライフスタイルを総合的に評価した治療選択が求められる。男性更年期障害の症状は緩徐に進行するため、早期発見が重要となる。適切な診断ツールの活用により、症状の客観的評価が可能となっている。また、労働生産性への影響も明らかになっており、社会経済的観点からも早期介入の意義は大きい。

## 今後の研究課題

疾患予防やアンチエイジングの視点から、テストステロンのさらなる機能解析や臨床研究の発展が望まれている。特に以下の分野での研究が重要と考えている：

- ・長期的なテストステロン補充療法の安全性と有効性
- ・個別化医療のためのバイオマーカーの開発
- ・非薬物療法の最適化
- ・予防医学的アプローチの確立
- ・社会経済的効果の評価

近年、ウェアラブルデバイスやアプリなどのウェアラブル情報通信技術の進展により、日常生活の中でも人間情報（自律神経、体温、心拍数、睡眠状態など）の高度なセンシングと、アプリによる可視化及びフィードバックが可能となってきた。このような工学的技術を活用し、従来の医学的アプロ

チだけは補えない、日常の人間情報の活用も含め、患者の QOL（生活の質）の向上や疾患の予防・治療等につながる研究と社会実装が必要となる。特に男性更年期障害は、加齢だけでなく、過労や人間関係、環境の変化といったストレスが要因のひとつとも言われ、本質的な治療とは、テストステロンを減少させない生活環境に変えていくことであると言える。そのためにも、人間情報をセンシングしてモニタリングすることが、男性更年期障害の適切な予防、治療に寄与することが期待される。心拍数の周期的変動である心拍変動（HRV：Heart Rate Variability）は自律神経機能を評価する指標の一つであり、心拍のリズムの“ゆらぎ”と言い換えることもできる。自律神経系は循環、呼吸、消化、発汗・体温調節や代謝といった様々な生体機能を制御しており、多くの疾患が自律神経活動と関連している。健康な人に比べて、疾病がある場合やストレスが強い状態では心拍変動が減少することが知られている。男性更年期障害も交感神経系の過緊張と関係している可能性があり、先行研究では男性ホルモンの低下と HRV の低下とが関連しているという報告もある。しかしながら、女性の更年期障害に比べて、男性の更年期障害は気づきにくく、それゆえ HRV などの自律神経系を中心とした人間情報に関する研究データが少ないのが現状である。現在、ウェアラブルデバイスを活用して、男性更年期障害及びその疑いのある人を対象に、HRV などの自律神経系を中心とした人間情報を測定した研究を進行している。

## まとめ

男性更年期障害（LOH 症候群）は、加齢に伴うテストステロン低下により引き起こされる多臓器機能障害であり、QOL の著しい低下をもたらす重要な健康課題である。診断には症状評価（AMS スコア等）と血清テストステロン値の総合的判断が重要であり、テストステロン補充療法は有効な治療選択肢である。しかし、副作用や長期的な安全性も考慮する必要があり、患者個々の状態に応じた適切な治療選択が求められる。性差医学の観点から、男性特有の健康課題に対する理解を深め、性差を考慮した個別化医療の推進

により、健康長寿社会の実現に貢献することが期待される。今後は、疾患予防・アンチエイジングの視点からの研究発展と、社会全体での男性更年期障害に対する認識向上が重要な課題である。

## 文献

- 1 日本泌尿器科学会・日本メンズヘルス医学会・LOH症候群（加齢男性・性腺機能低下症）診療の手引き作成委員会編. 加齢男性の性腺機能低下症候群の手引き. 東京, 2022.
- 2 Bhasin S, Pencina M, Jasuja GK, et al. Reference ranges for testosterone in men generated using liquid chromatography tandem mass spectrometry in a community-based sample of healthy nonobese young men in the Framingham Heart Study and applied to three geographically distinct cohorts. *J Clin Endocrinol Metab* 96: 2430–39, 2011.
- 3 *Am J Mens Health*. 2025 Jul–Aug; 19(4): 15579883251343972. doi: 10.1177/15579883251343972. Epub 2025 Jul 8.
- 4 Ramandeep Bansal, Neelam Aggarwal Menopausal Hot Flashes: A Concise Review *J Midlife Health*. 2019 Jan–Mar; 10(1): 6–13. doi: 10.4103/jmh.JMH\_7\_19
- 5 Roberta D Brinton, Jia Yao, Fei Yin, Wendy J Mack, Enrique Cadenas Perimenopause as a neurological transition state *Nat Rev Endocrinol*. 2015 May 26; 11(7): 393–405. doi: 10.1038/nrendo.2015.82
- 6 Lincoff AM, Bhasin S, Flevaris P, et al. Cardiovascular Safety of Testosterone-Replacement Therapy. *N Engl J Med*. 2023; 389(2): 107–117.
- 7 Shores MM, Smith NL, Forsberg CW et al. Testosterone treatment and mortality in men with low testosterone levels. *J Clin Endocrinol Metab* 97: 2050–2058, 2012.
- 8 Almeida M, Laurent MR, Dubois V, et al. Estrogens and Androgens in Skeletal Physiology and Pathophysiology. *Physiol Rev* 97: 135–187, 2017.



## トランスジェンダーと医療

Medical Care and Healthcare for Transgender and Gender Diverse People

小林 知子 KOBAYASHI Tomoko 松尾 かずな MATSUO Kazuna

### 1. はじめに

トランスジェンダーおよびジェンダー多様性 (TGD)<sup>1</sup>を持つ人々は、近年の自己申告式調査によれば、成人の0.5~4.5%、小児・青年では2.5~8.4%を占めるとされる (Coleman 2022, p. S25)。これらの個人が直面する差別や偏見は、性別役割意識の固定化、社会的過少代表、性と生殖に関する健康格差など、フェミニズムが取り組む諸問題と密接に関連している。したがって、TGDを取り巻く課題への対応は、ジェンダー平等の達成、ひいてはすべての人のウェルビーイングの向上になくはならないものである。

本稿では、TGDへの医療、特に性別移行におけるホルモン療法および手術療法の概要を述べる。この際、生下時に女性を割り当てられた人 (Assigned female at birth: AFAB) の男性化、および生下時に男性を割り当てられた人 (Assigned male at birth: AMAB) の女性化という2つの側面から取り上げる。さらに、TGD当事者の生命にも関わる医療アクセス格差の現状について考察する。

---

1 最新版の Standard of Care 8th では、ノンバイナリーやクエスチョニング等の多彩な状態を含め、出生時に割り当てられた性別とは異なる性自認や性表現を持つ人を、可能な限り幅広く包括的に記述する用語として、transgender and gender diverse を提案 (Coleman 2022, p. S11) しており、本論でもこの用語を踏襲する。

## 2. トランスジェンダーと医療の歴史的文脈

TGD は、出生時に割り当てられた性別 (assigned gender) と経験し実感する性別 (experienced gender) とが一致していない人や状態のことをいう。Experienced gender はジェンダーアイデンティティとも呼ばれ、生まれつき安定的に備わっていたり、自分で勝手に決められたりするものではなく、発達段階において形成・獲得される、個人にとって変えがたいアイデンティティの一つと理解されている。

医療分野においては、assigned gender と experienced gender の不一致が長年にわたり「疾病」や「障害」として扱われてきた。「性同一性障害」(gender identity disorder) という疾病概念は、『DSM-3 (精神疾患の診断・統計マニュアル第3版)』(米国精神医学会 1980) および『ICD-10 (国際疾病分類第10版)』(国際保健機関 [WHO] 1990) で導入され、日本でも『性同一性障害の診断と治療のガイドライン』(日本精神神経学会 1997) で採用された。この概念が導入されたことにより、性ホルモン治療や外科的介入が合法的な医療行為として位置づけられ、当事者および医療従事者双方に一定の実益をもたらした<sup>2</sup>。

しかし、「障害」という表現が持つ差別的側面への批判から、病態理解は進展した(松永 2022, p. 134)。『DSM-5』(米国精神医学会 2013) では「性別違和 (gender dysphoria)」、『ICD-11』(WHO 2022) では「性別不合 (gender incongruence)」という診断名が採用された。特に ICD-11 では、分類が「精神および行動の障害」から新設の「性の健康に関する状態」へと移行し、トランスジェンダーの脱病理化 (depathologization) が図られた(松永 2022, p. 134)。これを受け、GID (性同一性障害) 学会も 2024年に日本 GI (性別

---

2 1964年、当時ブルーボーイと呼ばれた男娼の職にある20歳代の戸籍上の男性3人に対して性別適合手術(当時は性転換手術)を行った産婦人科医が1965年に優生保護法違反と麻酔取締法違反で逮捕され、1969年に有罪判決を受けた(ブルーボーイ事件)。本件以降1997年のガイドライン策定まで、医療機関ではトランスジェンダーへの医療的介入を忌避する傾向が続いていた。

不合) 学会へと改称した。

### 3. 性別移行における医療的介入

先述のように TGD は「疾病」や「障害」ではないが、特別な医療的介入を必要とすることがある。TGD 当事者が出生時に割り当てられた性別で生き続けることが極めて困難である場合、生来の性腺により規定される身体的特徴への強い違和感の軽減と、ジェンダーアイデンティティに整合する身体的変容、すなわち身体的性別移行が求められるからである。身体的性別移行は、外見や声のパス<sup>3</sup>を通じて社会的な性別移行を円滑にする上でも重要な要素となる。このため、TGD の一部についてホルモン療法や手術療法（詳細後述）のいずれか、または両方が適用される。

さらに、現行の「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（以下、特例法）に基づき戸籍上の性別変更を申請するにあたっては、『性別不合に関する診断と治療のガイドライン（第5版）』（日本精神神経学会 性別不合に関する委員会・日本 GI（性別不合）学会 2024）（以下、ガイドライン）に沿った診断が前提となる。このため、ホルモン療法や手術療法を希望しない TGD 当事者でも、性別変更を望む場合においては通院精神療法等の医療的介入が事実上不可欠となっている。

### 4. ホルモン療法（Gender Affirming Hormone Therapy: GAHT）

一般に、成人 TGD にはジェンダーアイデンティティに即したホルモン療法（GAHT）が行われる。2026年1月現在、GAHT で使用される性ホルモン

---

3 「パス」は、TGD が自分のジェンダーアイデンティティに相応するものとして自己の身体的特徴が他者に受け容れられたと、特に本人が認識した状態を指す。例えば、AMAB が女性として受け容れられたことを「女としてパスした」というように使われる。本文のように外見や声で使われることが多い。

製剤には健康保険が適用されず、全額自費負担である。

### (1) 成人 AFAB に対する男性化ホルモン療法

成人 AFAB には、男性ホルモンであるアンドロゲン（主にテストステロン）が投与される。臨床では主に筋肉注射製剤が用いられる。当事者が最も望む身体的変化は、月経停止と声の低音化である（Masumori 2021, p. 527）。テストステロン投与により、体脂肪が減少し筋肉量が増加する。また、皮膚が厚くなり、髭や体毛が増え、喉頭軟骨が発達し声が低くなる。これらの変化は個人差が大きいものの、他者からのパスを容易にする。外陰部ではクリトリスが肥大し、性的活動性が高まることが多い。月経は通常3～6か月で停止する<sup>4</sup>。副作用としては、ざ瘡、薄毛、睡眠時無呼吸、多血傾向などが挙げられる。

### (2) 成人 AMAB に対する女性化ホルモン療法

成人 AMAB には、女性ホルモンであるエストロゲンが投与される。剤型は内服薬、経皮剤、注射剤がある。抗アンドロゲン薬等が併用されることもあるが、個人輸入で自己判断にて多剤を併用する例も見られ、副作用評価が困難な場合がある。

当事者が望む変化は、乳房の発育と女性的な脂肪沈着である（Masumori 2021, p. 527）。エストロゲン投与により、乳腺が発達し、皮下脂肪の蓄積によって体型が丸みを帯びる。肌は薄くきめ細かくなり、体毛は減少する。精巣や陰茎は萎縮し、性欲は減退する。副作用としては血栓症や肝機能異常があり、定期的な血液検査が不可欠である。

---

4 AFAB へのテストステロン投与量の不足あるいは投与中断により月経が再開することがある。再開初期は無排卵性月経のようだが、排卵が起きることもあるため、妊娠（身体的違和感が相当に強まる可能性がある）に注意が必要である。

### (3) 思春期 TGD に対する二次性徴抑制療法 (Puberty Suppression: PS)

PS は、思春期を迎えた TGD (タナー分類ステージ 2～3 期以降) に対し、いくつかの条件下で行われる治療である。TGD の 89.7% が中学生までに性別違和を自覚するとされ (中塚 2016, p. 156)、二次性徴の進行を抑制することは、自殺念慮の低下に繋がることが報告されている (Turban 2020)。乳房増大や声変わりといった不可逆的な変化を一時停止させることで、その後の身体的性別移行を円滑にする効果もある。

治療に用いられる LH-RH アゴニストは、もともと乳がんや前立腺がんなどの性ホルモン依存性疾患や、思春期早発症の治療薬として広く使用されている。効果は可逆的で、投与中止により生来の性腺機能が回復し、抑制されていた二次性徴の発現が再開する。日本では海外と比較して GAHT への移行率が低い (70% vs. 93%) ことから、若年者が性自認を探求する期間の治療法としても意義がある (小林 2023, p. 28; van der Loos 2023, p. 402)。

一方で、ガイドラインは妊孕性の喪失や骨量への影響の可能性、性別違和感が持続しない症例への配慮から、漫然とした PS に警鐘を鳴らしている。PS の実施には、専門家 2 名以上による適応確認と学会への症例登録が義務付けられており、原則 2 年を目処に GAHT への移行または中止が検討される。

## 5. 手術療法 (Gender affirming surgery: GAS)

GAS は、assigned gender を象徴する部位 (すなわち、TGD に耐えがたい違和感をもたらす身体部位) を希望する性の形態に近づける手術である。

### (1) AFAB に対する乳房切除術

女性型の乳房は、トランス男性のパスに大きく影響するが、GAHT の効果が限定的な部位である。乳房切除術では乳腺摘出に加え、乳頭形成術、乳輪縮小術が行われることが多い。

## (2) 性腺・外陰部の手術

性腺摘除術（卵巢摘除術、精巣摘除術）と外陰部形成手術に大別される。これらの手術は、長らく特例法下の性別変更要件（生殖不能要件<sup>5</sup>、外観要件<sup>6</sup>）を満たすために行われてきた。しかし2023年10月、最高裁判所は生殖不能要件を違憲と判断し、外観要件についても複数の裁判官が違憲性を指摘した。2025年10月現在、外観要件を違憲または無効とする判断が5件確認されており（朝日新聞 2025）、戸籍上の性別変更のみを目的とした手術は今後減少すると推測される。

一方で、当事者が望む場合の手術選択肢の保障は重要であり、国際的にも本人の性と生殖に関する健康と権利に配慮しつつ、必要な TGD には GAS が考慮されるべきとされる（Coleman 2022, p. S129）。

AFAB には陰閉鎖術、尿道延長術、陰茎形成術などがあり、AMAB には陰茎切断術、外陰部女性化術、造陰術などがある。これの手術には高度な技術を要するため、合併症予防の観点から、日本 GI 学会主導で定期的に手術手技検討会が開催されている。

## (3) その他の関連手術

二次性徴で生じた骨格の変化や発毛は不可逆的であるため、AMAB のパスを目的として、声の女性化手術、喉頭隆起切除術、顔面女性化術、豊胸術、脱毛などが行われることがある。

---

5 「生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。」4号要件とも呼ばれる。日本国憲法第13条では、自己の意思に反して身体への侵襲を受けない自由を、人格的生存に関わる重要な権利として保障しており、本要件はこれに違反しているとの最高裁判所の判断が示された（最大判2023年10月25日）。これを受けて、現在では多くの AFAB が子宮卵巢摘除術を受けずに戸籍上の性別変更を申請し受理されている。

6 「その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。」5号要件とも呼ばれる。実質的には、AMAB の戸籍上の性別変更において陰茎切断術の実施を義務づける要件となっており、法的論議的となっている。

## 6. TGD の直面する医療アクセス格差

身体的性別移行を目的とした医療以外にも、TGD にはさまざまなケアが必要である。TGD も一般の人と同様に、種々の感染症、高血圧や脂質異常などの生活習慣病、がん、外傷その他のリスクを有し、より身近なところで眼鏡や補聴器も使用する。しかし、医療機関の受診自体が、意図せず出生時の性別を開示することに繋がりがねないため、特に性別移行が進んでいる TGD にとって受療は困難を伴う。性ホルモン療法を理由に診療を拒否される事例も報告されており、受診控えの一因となっている。

調査によれば、トランスジェンダーおよびノンバイナリーの62%が「性自認などを理由に医療サービスの利用に困難を感じ」、45.5%が必要な医療を受けなかったと回答している（ぶれいす東京「PRISM 調査（中間報告）」）。また、TGD は気分障害や自殺念慮・自殺企図の有病率がシスジェンダー集団より高いことが報告されており（中塚 2022, p. 315; ReBit 「LGBTQ 子ども・若者調査2025」）、受療時の困難は生命にかかわる問題となり得る。

こうした状況を改善するため、一般社団法人にじいろドクターズなどの団体が医療従事者への啓発活動や、安心して受診できる環境整備に関する提言を行っている。各医療施設で可能な対応としては、受付時の名前の呼び方の工夫、問診票への性自認欄の追加、男女別フロアの見直し、アライ（支援者）の可視化などが挙げられる。TGD が医療機関を受診するという前提に立って、構造的な改善に取り組むことが求められる。

教育機関においては、性的マイノリティに関する正しい知識を持ち、差別や偏見を持たずに当事者と接する専門家の養成が急務である。長期的には、幼少期からの包括的性教育の義務化が有効な施策となろう。

## 7. 経済的障壁

TGD には、不登校による学業機会の喪失や職場でのハラスメントによる失業などを経験し、貧困や社会的孤立に陥る人が少なくない。トランスジェ

ンダーの貧困率は30%と、シスジェンダーの約2倍に上る（虹色ダイバーシティ「nijiVOICE2024 報告書」）。

加えて、多くの重要な治療ならびに副作用早期発見のための検査についても保険適用外であるため、シスジェンダーが必要としない診療費負担がTGDに発生し、医療機関受診の経済的障壁をさらに高くしている。2018年以降、所定の施設基準を満たす施設にてガイドラインを遵守して行われる、14のGAS術式が保険適用となった。しかし、ホルモン療法は依然として保険適用外であり、これと手術を併用すると混合診療とみなされ、結果的に全額が自由診療となる。このため、認定施設で適切な治療を受けても保険適用となる症例は極めて少ない。日本GI学会や当事者団体は、この制度的課題の解決に向けた政策提言を続けている。

## 8. まとめ

本稿では、TGD当事者が必要とする幅広い医療的介入の具体的内容と、彼らが直面する構造的な医療アクセス障壁について概説した。これらの課題については、医療専門家や当事者が連携し、学会等を通じて継続的に提言を重ね、実効性のある施策の導入と運用を注視していく必要がある。

### 文献一覧

- Coleman E *et al.* (2022) “Standards of Care for the Health of Transgender and Gender Diverse People, Version 8,” *International Journal of Transgender Health*, 23(sup1), pp. S1–S259.
- 小林知子他 (2023) 「岡山大学病院ジェンダーセンターにおける二次性徴抑制療法の臨床的検討」『GID（性同一性障害）学会雑誌』16(1), pp. 25–30.
- Masumori N *et al.* (2021) “What is the most anticipated change induced by treatment using gender-affirming hormones in individuals with gender incongruence?” *International Journal of Urology*, 28, pp. 526–529.
- 松永千秋 (2022) 「ICD-11で新設された『性の健康に関連する状態群』一性機能不全・性疼痛における『非器質性・器質性』二元論の克服と多様な性の socials 包摂にむけて」『精神神経学雑誌』124(2), pp. 134–143.
- 中塚幹也 (2016) 「性同一性障害と思春期」『小児保健研究』75(2), pp. 143–160.
- 中塚幹也 (2022) 「トランスジェンダーとメンタルヘルス」『女性心身医学』26(3),

pp. 314–317。

- 日本精神神経学会 性別不適合に関する委員会・日本GI（性別不適合）学会（2024）『性別不適合に関する診断と治療のガイドライン』第5版。ネットでも閲覧可能 [https://www.jspn.or.jp/uploads/uploads/files/activity/gid\\_guideline\\_no5.pdf](https://www.jspn.or.jp/uploads/uploads/files/activity/gid_guideline_no5.pdf)（2025年10月11日閲覧）。
- 虹色ダイバーシティ（2024）『nijiVOICE2024 報告書』。ネットでも閲覧可能 <https://nijibridge.jp/wpcontent/uploads/2024/12/20240830NV2024%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8.pdf>（2025年9月28日閲覧）。
- ぶれいす東京（2025）「PRISM 調査（中間報告）」。ネットでも閲覧可能 <https://www.ben54.jp/news/2681>（2025年9月28日閲覧）。
- ReBit（2025）「LGBTQ 子ども・若者調査2025」。ネットでも閲覧可能 <https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000073.000047512.html>（2025年9月28日閲覧）。
- Turban JL *et al.* (2020) “Pubertal Suppression for Transgender Youth and Risk of Suicidal Ideation,” *Pediatrics*, 145 (2): e20191725.
- 上保晃平・米田優人・二階堂友紀「『生半可な気持ちではない』性別変更の外観要件、違憲判断が5件確認」『朝日新聞』2025年10月1日。ネットでも閲覧可能 <https://www.asahi.com/articles/AST9Z3FK7T9ZUTIL00KM.html>（2025年10月11日閲覧）。
- van der Loos *et al.* (2023) “Children and adolescents in the Amsterdam Cohort of Gender Dysphoria: trends in diagnostic- and treatment trajectories during the first 20 years of the Dutch Protocol,” *The Journal of Sexual Medicine*, 20 (3), pp. 398–409.



## 内視鏡との格闘

——内視鏡の改良を目指して

Struggling with the Endoscope:  
Development of User-Friendly Endoscopes for Endoscopists

藤田 亜紀子 FUJITA Akiko

### 1. はじめに

2024年4月、医師の働き方改革の新制度が施行された。それまで多くの医師たちは目の前の患者さんの対応を優先して、自らの健康を顧みることなく身を削って働いてきた。私自身、内視鏡医となり「内視鏡による職業病」と診断されても、医師とは目の前の患者さんのために自分自身の体調など考えずに働くものだと思っていた。もしかしたら内視鏡という医療機器の構造そのものが女性である自分には不利なものかもしれないとか、そこに改善の余地があるのかもしれないとかいう視点は、総合病院の勤務医を離脱せざるを得なくなる10年以上前には持ち合わせていなかった。

しかし、女性医師が増える中、持続可能な医療体制を整えるためにも、女性でも身体に負担を掛けることなく検査・治療が行える内視鏡の研究開発が必要である。本稿では自分の経験を軸にジェンダーの視点も含めて提言する。

### 2. 内視鏡医になった経緯

私たち医師は、医学部での6年間の教育を修了し、国家試験に合格した後、内科、外科、産婦人科、小児科など様々な診療科で2年間の初期研修を受けることが定められている。その後、各自が希望する診療科を選択し、専

門的な研修へと進む。

初期研修2年目の時、少しでも上部消化管内視鏡、いわゆる胃カメラを触らせてもらった。上級医によってすでに患者さんの胃の中に挿入された胃カメラを、胃から食道を通して口から抜いてくる、それだけのことができなかった。上級医が操作している間、食道はずっと管腔が真ん中に位置するように内視鏡のモニター画面に映る。しかし、私が内視鏡を持った途端、そのモニターに映るのは適切な視野のとれない、何を見ているのかわからない映像。難しいことをやっているようには見えなかった。左手と右手がほんの少しずつ動いているだけのことである。この繊細な動きが、実は土管のように直線の筒状であるわけではない、食道内の視野を適切にとらえていることがわかったのは内視鏡医になってからだ。内視鏡技術を極めたいと思った。一見誰にでもできそうな、難しそうに見えないこの手技を自分のものにした。もともと消化器外科医を目指していたのに、内視鏡がうまくなりたい一心で消化器内科医になった。医学部1年生のときに父が胃がんに罹患したことも少なからず影響していたかもしれないが。

### 3. 一人前の内視鏡医への道

医師3年目から本格的に内視鏡の研修が始まった。

一刻も早く一人前の使える内視鏡医になりたかった。勤務していた小さな総合病院では、吐血や胆管炎など急を要する内視鏡業務は夜中だろうと休日だろうと全例呼び出された。一瞬でも内視鏡を触りたかった。家でもずっと内視鏡のDVDを流していた。結婚休暇の時も内視鏡が夢に現れ、産休中もこっそり内視鏡を触りに何度も病院へ行った。赤ん坊をおぶって内視鏡業務をすることを認めてもらうことはできないかと上司に尋ねたこともある。身についた感覚を忘れないようにと必死だった。

#### 4. 不調の始まり

産後まだ職場復帰する前に左手首の<sup>けんしょうえん</sup>腱鞘炎に悩まされた。よくある産後の腱鞘炎。内視鏡が握れなくなったらどうしよう、と真っ青になった。

復帰後何とか内視鏡が握れたのに、1年ほど経った頃から左の背部痛に悩まされるようになった。この時、医師としてちょうど5年目。胃カメラは一人で責任をもってできるようになっており、下部消化管内視鏡、いわゆる大腸カメラや側視鏡<sup>1</sup>は少し上級医にフォローしてもらいつつ、という段階だった。

身の置き所のない背中の痛み。じっとしていることもできなくて、常に不眠だった。歯医者で横になっていることもできず、歯の治療もできなかった。すい臓がんなのではないか、と言われてCTをとったりもした。原因は不明。だんだん左の頸、後頭部まで痛みが広がった。白衣のポケットには強い鎮痛剤が常に入っていて、適切な使用量の三倍くらいの量を毎日のように飲んでいた。

#### 5. 職業病との診断

MRIを撮影し、脳神経外科と整形外科の医師から「頰椎症であり内視鏡による職業病」だと診断された。とにかく業務から離れるしか治療の術<sup>すべ</sup>はないと言われた。「内視鏡はもうやめた方がいい」と。でも、せっかく身につけ始めた技術だった。ようやく患者さんに技術を還元できるようになってきたところだった。悔しい。絶対に続けたい。必死だった。上司からも何度も言われた、「いったん離れる。一生やれなくなるぞ」。確かに内視鏡ができなくなったという女性医師の話を身近に聞いてもいた。でも、一緒に働いていた内視鏡医の男性上司は二人とも、腰痛や腱鞘炎に悩まされながらも、

---

1 十二指腸から胆管や膵管への操作をするために使う消化器内視鏡の一種。総胆管結石などによる閉塞性黄疸の治療、すい臓がんの診断等に使用される。

しんきゅう

鍼灸や接骨院に通いながら内視鏡を握っていた。そのため内視鏡医なんてそんなものだと思っていた。隙間時間を見つけては整体や鍼灸に通った。いいと言われるものはすぐに試した。少しでも神経の圧迫を減らすために、大きなゴムバンドをたすき掛けにして胸を開く姿勢で内視鏡業務をしたりもしていた。

しかし、だんだんと左手がしびれるようになってきた。内視鏡操作の感覚が鈍く感じるようになってきた。午前には胃カメラ、午後から大腸カメラを行い、その後夕方頃から側視鏡を握る。午後遅い時間になってくるとしびれがひどくなり、内視鏡操作をする左手の瞬時の動きが鈍い感じがするようになってきた。そうすると、患者さんに不利益が生じてしまってはいけない。ここで私は泣く泣く内視鏡業務を減らすという選択をせざるを得なくなった。この時、私は総合病院の常勤医をやめた。

私が医師になって数年の間に、患者さんの体内に挿入する内視鏡の部分はどんどん細くやわらかく、患者さんにより負担の少ないものが開発されていった。しかし、機器操作する側の内視鏡医たちはいろんな不調を抱えながら業務をしていた。「生まれ変わったら内視鏡メーカーに就職して、内視鏡医に優しい内視鏡の研究開発がしたい」と不調を感じ始めた頃からずっと言っていた。町の小さな総合病院で働いていた私はどうしたらそんなことができるのかわからなかったので、生まれ変わるしかないと思っていた。

## 6. 内視鏡による筋骨格系障害の実態

実は同じようなことに悩んで研究をしている内視鏡医たちがいるということをも自分自身の不調により総合病院を退職してから10年以上経って初めて知ることになった。私の上司も私が総合病院を辞めた後、両手首の腱鞘炎に対して手術が必要となり、今は全く内視鏡を握ることができない。ここからは視野を広げて、内視鏡医全体の実態を明らかにしていこう。

2019年10～11月の名古屋大学医学部附属病院消化器内科関連病院55施設の調査によると、男性医師、女性医師にかかわらず内視鏡関連と思われる

る筋骨格系障害の期間有病率（年）は約80%、時点有病率は約40%であった。部位としては時点有病率の上位4部位が、首、腰、右肩、左肩となっており、その中で内視鏡業務の中断を余儀なくされるような重度の筋骨格系障害は約11%、上位4部位は右手、左手、左手首、右手首となっている（Matsuzaki, *et al.* 2021, pp. E675–E676）。米国消化器内視鏡学会（ASGE）のガイドラインでは女性に発症率が高いと報告されており（Pawa, *et al.* 2023, p. 3）、またこの内視鏡関連筋骨格系障害は妊娠中に悪化しやすいとの報告もある（Pawa, *et al.* 2022, p. E1098）。私自身も二人の子どもの妊娠期間中も産体に入るギリギリまで内視鏡業務を行っていたが、やはり妊娠前とは同じようには内視鏡を握ることはできず、椅子を使用することなどを含めた環境を整えることが必要であった。

2024年、ついに日本消化器内視鏡学会内に内視鏡関連MSDs（musculoskeletal disorders：筋骨格系障害）予防のための人間工学的対策研究会という附置研究会が立ち上がった。2024年6月、11月、2025年3月と研究会が開催され、そこで多くの消化器内視鏡医が発表をしている。私自身も第二回、第三回の研究会で発表を行ったが、他の方たちの発表内容からも、多くの内視鏡医が筋骨格系障害に悩み続けていることは明らかだった。私以上の障害で、内視鏡業務から完全に離れざるを得なくなっている医師も少なくなかった。それは女性に限らず、男性医師でもそうであった。私の上司たちも男性医師ではあったが、小柄で手もさほど大きくなかった。女性に限った悩みではないということも承知していたが、やはり筋骨格系の負担はより華奢で小柄な女性に出やすい（写真1参照）。そもそも女性であるということが、内視鏡による筋骨格系障害のリスク因子とされ（Bessone, *et al.* 2024, p. 7）、キャリア形成上の阻害要因ともなっているのだ。

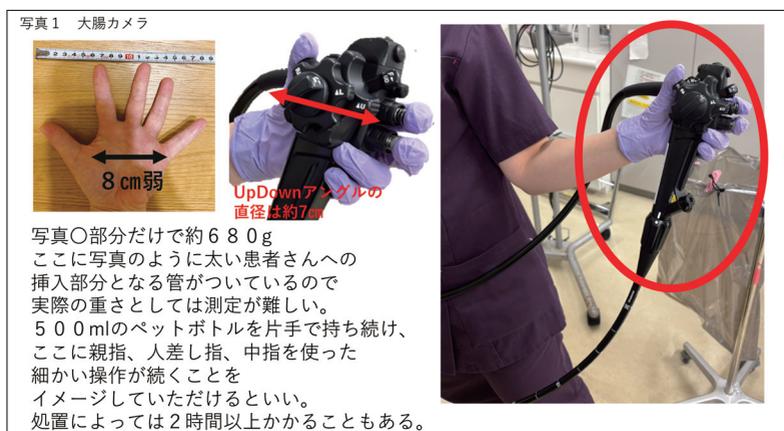


写真1 大腸内視鏡の大きさと重量、女性医師の手との比較 出典；筆者撮影

## 7. 女性の大腸がんの早期発見早期治療に向けて

悪性新生物の部位別死亡率について考えると、女性は大腸がんが平成15年以降ずっと一位である。令和5年の死亡率は対10万に対して40.4であり、死亡数は2万5193人と報告されている（図1参照）。大腸がんの診断するには大腸カメラが必須である。しかし、肛門から内視鏡を挿入するという検査の特性上、女性患者は施行医として女性医師を希望する傾向が強い。とりわけ、若年被験者や検査未経験者においては、その傾向がさらに顕著であると報告されている。これらの点を踏まえると、若年女性の大腸がんの早期発見を可能にするためには、大腸カメラができる女性内視鏡医が必要である。しかし、2016年のデータになるが、女性の消化器内視鏡学会員占有率は13.9%（4713人）であり、皮膚科医の41.5%、小児科医の32.2%、産婦人科医の30.1%と比べると非常に少なく、さらにこの中で大腸カメラに熟練した技術を持つものとなると、患者ニーズに応えられていない（川崎他2019, pp. 1391-1393）。その上、先述したように女性医師の方がより筋骨格系障害を起こしやすいことや、キャリアアップを目指すときに、機器が女性に対して十分適合的でないということは、大腸がんの死亡率を下げるという視点か

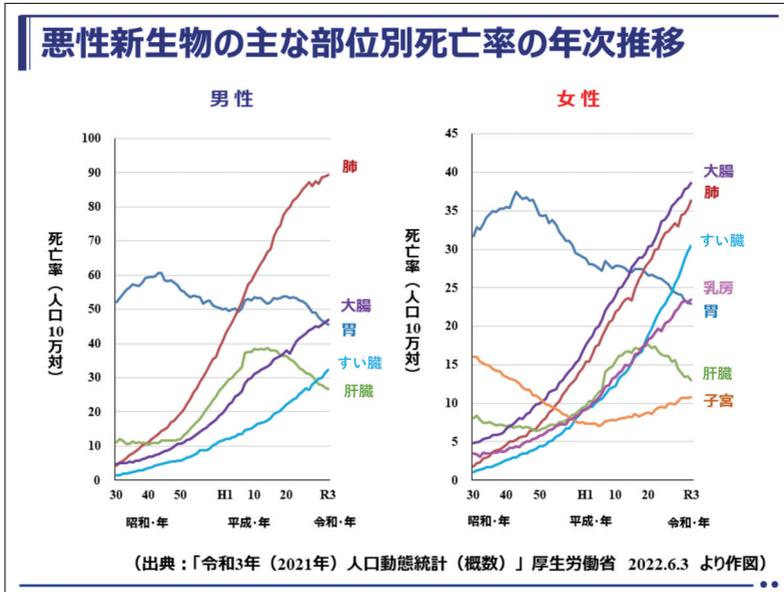


図1 <https://healthy-life21.com/2022/06/05/20220605/> (2025年9月12日閲覧)

らも早急に対策を講じるべき問題である。

## 8. 終わりに—未来の内視鏡医たちのため—

高度の緊張を伴う内視鏡操作の手技を、不自然な姿勢で長時間行うということは性別問わず施行医にとって大きな負担となる。当時はそのことに疑問すら抱かず多くの医師が黙々と内視鏡を握り続けていた。しかし現在では環境の整備やセルフケアの実践といった視点がようやく広がり、いかに内視鏡医自身が負担を軽減できるかについても研究が進められている。例えば「内視鏡従事者のための7つの人間工学的対策」として、モニターの位置や角度の工夫、休息の取り方や姿勢の改善などが提案されており（松崎 2024, pp. 121-124）、日常診療にすぐに取り入れられる方法も提示されている。さらに、手の小さい医師でも操作しやすいデザインや機器の軽量化、手首や手

指への負担を軽減する改良など内視鏡そのものの改善も早急に求められる課題である。幸い、メーカーも我々内視鏡医の声に耳を傾け始めており、今後の取り組みの加速が期待される。

近年、消化器外科医の減少は社会問題にもなっているが、消化器内視鏡医の数も決して増えていない。私が内視鏡医を志した時はちょうどカプセル内視鏡<sup>2</sup>が登場した時期であり、内視鏡医の役割は処置や治療に限られ、一般的な内視鏡検査は医師が行わなくなる日が来るのではないかと囁かれていた。ところがその後、かつては開腹手術が必要であった胃がんや大腸がんの治療が内視鏡によって行えるようになってきた。患者にとって、体表に大きな傷を残さず、短期間の入院で、がんを切除できるのは大きな恩恵である。しかし、施行医の立場からすれば、単なるスクリーニング検査とは異なり、治療内視鏡を担うためには長期間の研修を要し、かつ処置にかかる時間も桁違いに長くなる。そのため、身体的負担は極めて大きくならざるを得ない。実際、私自身もそうであったが、ようやく高度な技術を身につけ、これから臨床でその力を発揮できるという時期に、蓄積された負担が原因で内視鏡が握れなくなる医師が現れることは、明らかに医療資源の損失である。しかも、内視鏡医の増加が見込めない中で、高齢化が進み、患者は増え続けている。この状況は早急に対応すべき喫緊の課題だと考える。仮定の話ではあるが、もし私が筋骨格系障害を発症しなかったならば、今もなお胃や大腸のがんの切除、胆管炎や閉塞性黄疸の治療といった最前線で内視鏡を駆使していたに違いない。現在はわずかな健診業務を行う程度にとどまっているのが現実である。

今後も内視鏡で行える治療はますます広がっていくことが予想される。その未来を担う内視鏡医たちが私と同じような苦い経験をすることなく、修得した技術を惜しみなく、長期間にわたって、患者さんに還元できるようにすることが重要である。周辺環境整備はもちろんのこと、内視鏡そのものが

---

2 小型のカメラを内蔵したカプセルを経口摂取し、小腸や大腸を撮影する検査機器。撮影した画像データは無線で外付けの記録装置に送信・記録される。

患者さんだけでなく、性別や体格にかかわらず、施行医にとっても優しいものとなることを心から願ってやまない。

#### 文献一覧

- Bessone, Veronica, *et al.* (2024) “Work-Related Musculoskeletal Injury Rates, Risk Factors, and Ergonomics in Different Endoscopic Specialties: A Review,” *Healthcare*, 12, 885.
- 川崎梓・吉田尚弘・土山寿志 (2019) 「下部消化管内視鏡検査における女性内視鏡医へのニーズ」『日本消化器内視鏡学会雑誌』61(7) pp. 1388-1394。
- Matsuzaki, Ippei, *et al.* (2021) “Effects of endoscopy-related procedure time on musculoskeletal disorders in Japanese endoscopists: a cross-sectional study,” *Endoscopy International Open*, 09, pp. E674-E683.
- 松崎一平・榎原毅・藤城光弘 (2024) 「内視鏡と人間工学—内視鏡医における筋骨格系障害の実態と対策—」『日本消化器内視鏡学会雑誌』66(2) pp. 119-128。
- Pawa, Swati, *et al.* (2022) “Endoscopy-Related Injury among Gastroenterology Trainees,” *Endoscopy International Open*, 10, pp. E1095-E1104.
- Pawa, Swati, *et al.* (2023) “American Society for Gastrointestinal Endoscopy guideline on the role of ergonomics for prevention of endoscopy-related injury: summary and recommendations,” *Gastrointestinal Endoscopy*, pp. 1-10.



## 男性外科医の育児休業

Paternity Leave among Male Surgeons

深見 佳代 FUKAMI Kayo

### 1. 若手医師の外科離れ

近年、若手医師の外科離れが進んでいる。日本外科学会は外科希望者の伸び悩みを重要課題の一つとして位置づけており（日本外科学会 2022）、消化器外科学会は今後20年で学会員の数が増える半分の数になると予想するなど（日本消化器外科学会 2025）、診療科の維持は危機的状況である。

### 2. ワーク・ライフ・バランス重視の世代

外科医減少の理由は、厳しい上下関係、セクシズムの蔓延、低い報酬、訴訟のリスクなど多く指摘されているが、最大の課題のひとつは、労働時間の長さや拘束時間の不確実性をもたらす、制御不可能な生活である。

ワーク・ライフ・バランス（以下、WLB）は女性医師にとって強い関心事であるが、男性医師にとってもその重要性は高まっている（Sanfey et al. 2006）。日本の全国医学部病院長会議の全診療科の医師に対する調査では、全体の約4割がWLBが取れていないとしている（AJMC 2021）。スウェーデンでは、男女ともに医学生の半数近くが将来の勤務体制としてパートタイムを希望しており（Diderichsen et al. 2013）、「献身的な医師」という古典的な医師像よりも、余暇や家庭での親としての役割を重視する傾向がある（Diderichsen 2017）。現代の父親は1960年代と比べて家事時間は2倍以上、

子と過ごす時間は約3倍に増加しており (Parker et al. 2013)、近年の20～30代の研修医・若手医師も家族に対する義務の履行を優先する傾向がある (Castillo-Angeles et al. 2022b) など、若年層の価値観は大きく変化している。

### 3. 家庭と両立できない外科

WLB が特に難しいのが、外科系である。これまで、外科医としてのキャリアを追求する可能性が高い医学生は、手術手技への関心、プライマリケアへの低い関心、名誉あるキャリアへの渴望、目標達成のために自らの生活を犠牲にする意思を持つ者などと特徴づけられてきた (Sanfey et al. 2006) が、研修医を対象とした調査では、外科志望の意欲を最も削ぐ要因は、男女ともに「バランスのとれた生活が送れない」で (Sanfey et al. 2006)、古典的な医師像を有する男子学生でさえ、外科は人間らしくなく、不健康な専門分野であるという理由で専攻を再考していた (Diderichsen et al. 2017)。WLB の困難さは、外科医がバーンアウトする要因でもあり (Dyrbye et al. 2011)、いったん外科医となった後も勤務の過酷さが外科離れへと繋がっている。

### 4. 育休の取得状況

WLB を計測することは容易ではないが、組織が WLB を支援している程度を示す指標として、育児休業制度の有無やその取得率が用いられることがある。育児休業制度 (以下、育休) に注目すると、男性医師は女性医師よりも高い有子率であるにもかかわらず、育休取得率は極めて低い (Fukami 2024)。心臓血管外科の男性研修医を対象とした国際的な調査では、取得率はわずか2.6%であった (Oliveros et al. 2022)。単一施設の調査では、子を持つ男性外科研修医の38%が育休を取得したが、その期間は3日～3週間 (平均2週間) と、極めて短い (Mayer et al. 2001)。また、調査によっては1日の休業でも育休取得として計上している可能性がある (Fukami 2024) など、実態は不透明である。

## 5. 育休取得の困難

男性外科医が育休取得を試みるとき、男性ジェンダーに固有の困難さがある。「男性なら休まず働く」という周囲からの期待と、それを内面化した本人のアイデンティティは、医師という職業的な使命と重なり合う形で、男性医師を育休から遠ざける。本章では米国を中心とした先行研究をもとに、男性であるが故の休業取得の困難さについて論じる。なお、米国では多くの医師は研修医の時期に子を持つため、研修医を対象とした研究が多い。研修医は医師よりも立場が弱いため、権利性が脆弱である点に注意が必要であるが、育休取得が困難である構造的問題は医師と同様とみなす。

### (1) 偏見

複数の研究によると、身体的事情に裏付けられた女性医師の産育休の取得に比べ、男性医師の育休は権利が低く見積もられている (Kling et al. 2024; Castillo-Angeles et al. 2022a; Castillo-Angeles et al. 2022b)。男性研修医が（女性の同僚と同じ）6週間の育休を取得すると、周囲から否定的な反応を引き起こす可能性があり (Castillo-Angeles et al. 2022a)、一般外科研修医に対する調査では、「1週間も取得すれば、境界線を越える」などの理由で、短い育休期間で済ませていた (Kling et al. 2024)。研修医らは、「2週間の育休は手技の習得や学習に悪影響がある」ことを懸念しつつも、「子との絆を育んだり良い父親であるためには2週間では足りない」とし、良い医師であろうとする行為と良い父親であろうとする行為との間に生じる矛盾の中で葛藤を感じていた (Castillo-Angeles et al. 2022b)。実際、男性が育休を取得しても周囲の業務には何の影響もないとの報告もあり、これは期間が短いことに起因すると考えられる (Castillo-Angeles et al. 2022a)。

また、休業の取得にあたり、業務継続のために、休業者本人が代替要員（同僚）へ交渉・依頼し、休業中の業務配分や勤務調整をとりまとめることがある (Castillo-Angeles et al. 2022b)。同僚と個別に交渉させ、自身が不在中の同僚の業務計画を立てさせることは、精神的負担となるだけでなく、と

りまとめの内容を属人的にし、スティグマや同僚への罪悪感を発生させる恐れがある (Kling et al. 2024; Castillo-Angeles et al. 2022b)。

## (2) 教育不足と不適切な教育

面接・オリエンテーション時・研修期間中を通じて上司との私的な会話の機会はあっても、育休制度の公式な説明はなく、教育が不足している。父親になることが目前に迫っている者さえ、制度を十分理解していないなど、WLBの教育は放任主義的である (Castillo-Angeles et al. 2022b; Kling et al. 2024)。

また、標準化されたガイドラインが存在しないため、上司に直接交渉しなくてはならないことがある。交渉内容は即時的・場当たりので、決定事項は人によって異なるなどの不公平さが指摘されている (Castillo-Angeles et al. 2022b)。社会保障制度が比較的整備されているカナダでさえ、男性医師は自分の契約書を示して交渉せざるを得なかったという事例が報告されている (Freeman et al. 2021)。

加えて、私的会話の中で、上司らは自らの経験 (例えば「自分は配偶者の出産を見た3時間後には仕事に戻った」などのストーリー) に頻繁に言及していたことが報告されている (Castillo-Angeles et al. 2022b)。研修では指導者の行動を模倣するよう促されるが、こうした回顧談は、これまでの不健全な行動を「模範的な医師像」として永続させることにつながっている (Castillo-Angeles et al. 2022a)。

日本でも近年、複数の学会で男性外科医の育児・WLBが正面から扱われ始めているが、これらによると、若手外科医は育休を要求しにくい状況にあること (河野ほか 2025)、男性外科医の育休取得の実績が若手医師にとって健全な職場環境の参照点になることなどが指摘されており (姚ほか 2022)、米国と同様の課題を日本の職場も抱えていることが伺える。

## 6. 誰もが休む職場へ

成功した外科医の定義を、職業的達成と家庭生活の充実を統合したものと再定義することは、将来の医療人材確保に不可欠である。これまで医療現場では、出産や育児に伴う休業を、一部の医師に生じる問題、すなわち仕事優先の労働規範に対立する「逸脱」として扱ってきた。それゆえ、男性医師が育休を取得することは、職業的使命からも、男性ジェンダーからも相容れないものとして、女性医師の育休取得よりも更にスティグマ的に扱われた。しかし、家庭生活との両立の困難は、根本的には医師の家庭生活を等閑視してきた職場文化に起因する。それにもかかわらず、育休取得者を「逸脱者」として扱うことは、当事者を職場内で周縁化し、両立の困難を個人責任へと転化させる効果をもつ。

外科医を「親」として受け入れる職場文化を構築するためには、育休という「逸脱」を「普通」に転換する必要がある。すなわち、これまで育児責任の非当事者とされてきた男性医師や、子を持たない医師など、職場文化の主たる担い手である大多数の医師らも、労働時間を柔軟に制限しうる存在、つまり休業取得の当事者として勤務体制を設計することが重要である。斎藤(2020)は、育休取得に伴うスティグマを軽減させる施策として、全ての職員に、理由を問わない長期休暇の取得を義務付けることを提案している。つまり、長期休暇の取得者の範囲を、育休等の理由に限定せず、全員へ拡大するというアイデアである。長期休暇の義務化は、職場における誰かの不在を常態化させるので、育休取得者の逸脱性は霞んでいくだけでなく、同僚のサポートをかわるがわる担うことによって、現実性の高い「お互い様」の文化を形成しようという。

育休取得者の存在は、この点において、現在の労働規範を克服する希望であるといえる。当事者の範囲を拡大し、より多くの人間が当事者の側に立つことによって、労働慣行を超越していくことにつながるだろう。組織は、職場文化変革の契機を彼らに負っている。

参考文献

- Castillo-Angeles M, Smink DS, Rangel EL (2022a) Perspectives of General Surgery Program Directors on Paternity Leave During Surgical Training, *JAMA Surg*, Feb 1; 157 (2): 105–111.
- Castillo-Angeles M, et al. (2022b) Paternity Leave During Surgical Training: Perspectives of Male Residents, *J Surg Educ*, Nov–Dec; 79 (6): e85–e91.
- Diderichsen S, et al. (2013) Few gender differences in specialty preferences and motivational factors: a cross-sectional Swedish study on last-year medical students, *BMC Med Educ*, 13: 39.
- Diderichsen S (2017) It's just a job: a new generation of physicians dealing with career and work ideals (Umeå University medical dissertations), *Umeå universitet*.
- Dyrbye LN, et al. (2011) Relationship between work-home conflicts and burnout among American surgeons: a comparison by sex, *Arch Surg*, 146 (2): 211–217.
- Freeman G, et al. (2021) Challenges to Navigating Pregnancy and Parenthood for Physician Parents: a Framework Analysis of Qualitative Data, *J GEN INTERN MED*, 36: 3697–3703.
- Fukami K (2024) Gender gap in parental leave among physicians in Japan, *Women's Health Reports*, 5 (1): 385–392.
- Kling SM, et al. (2024) Parental leave experiences for the non-childbearing general surgery resident parent: A qualitative analysis, *Surgery*, 176 (5): 1320–1326.
- Mayer KL, Ho HS, Goodnight JE Jr. (2001) Childbearing and child care in surgery, *Arch Surg*, 136 (6): 649–655.
- Oliveros E, et al. (2022) Becoming a Parent During Cardiovascular Training, *J Am Coll Cardiol*, 31; 79 (21): 2119–2126.
- Parker K and Wang W (2013) Chapter 4: How mothers and fathers spend their time. Modern parenthood- Roles of Moms and Dads Coverage as They Balance Work and Family, *Pew Research Center*.
- Sanfey HA, et al. (2006) Influences on medical student career choice: gender or generation? *Arch Surg*, 141 (11): 1086–94; discussion 1094.
- 河野恵美子・三浦崇 (2025) 「男性外科医の「仕事と育児の両立」—理想と現実—」『日本臨床外科学会雑誌』 86 (3) pp. 343–345
- 姚思遠ほか (2022) 「特別企画 (3) 「男女を問わず外科医が輝き続けるために」 5. 男性外科医の育児休業が持つ無限の可能性—男女の価値観を共有できる理想の職場環境作りへの提言—」『日本外科学会雑誌』 123 (5) pp. 498–500
- 齋藤早苗 (2020) 『男性育休の困難』 蒼弓社。
- 日本外科学会 (2022) 「外科医希望者の伸び悩みについての再考」 [https://jp.jssoc.or.jp/modules/aboutus/index.php?content\\_id=68](https://jp.jssoc.or.jp/modules/aboutus/index.php?content_id=68) 2025年10月14日アクセス。
- 日本消化器外科学会 (2025) 「国民の皆様へ」 <https://www.jsjgs.or.jp/news/citizen/1914/> 2025年10月14日アクセス。
- 全国医学部長病院長会議 (AJMC) 「(2021) 令和3年度 (2021年) 男女共同参画に対する意識調査」 <https://ajmc.jp/wp/wp-content/themes/ajmc/documents/pdf/activities/gender-committee/2021report.pdf> 2025年10月21日アクセス。

謝辞

本研究は JSPS 科研費25K21499 の助成を受けたものです。また、本論文の執筆にあたっては、政策研究大学院大学の片井みゆき先生より資料提供を、京都大学大学院医学研究科消化管外科の大越香江先生より助言を受けました。心より感謝申し上げます。



# 医学・医療分野における ジェンダード・イノベーション

Gendered Innovations in Health and Medicine

佐々木 成江 SASAKI Narie

## 1. はじめに

科学技術の発展は、社会や人々の生活に大きな影響を及ぼす。しかし、科学技術分野の研究や開発においては、男性のデータを基準とすることが多く、女性のデータや性差が十分に考慮されてこなかった。このような状況の中、2005年にスタンフォード大学のロンダ・シービンガー教授は、研究・開発のデザインに性差分析を導入し、新たな知見やイノベーションの創出を目指すジェンダード・イノベーション (Gendered Innovations) の概念を提唱した。ジェンダー (Gender) は、社会・文化的な性を意味するが、生物学的な性であるセックス (Sex) を包含する広義の概念として用いられる場合も多く、ジェンダード・イノベーションでは、セックスとジェンダーの両面からの性差分析求められる。さらに近年では、セックスやジェンダーに加えて、セクシュアリティ、年齢、障がい、人種、民族、社会経済的状況、地理的条件などが複合的に交差することで生じる影響を考慮する交差性 (Intersectionality) に関する分析の重要性も高まっている。

自然科学・保健医療・工学・環境分野において大規模な国際共同プロジェクトが展開されているが<sup>1</sup>、本稿では、ジェンダード・イノベーションの中で

---

1 Schiebinger, L., Klinge, I., Sánchez de Madariaga, I., Paik, H. Y., Schraudner, M., and Stefanick, M. (Eds.) (2011–2025). Gendered Innovations in Science, Health & Medicine,

も特に医学・医療分野に焦点を当てる。この領域は、ジェンダード・イノベーションの概念形成や理論的・実践的發展において中心的な役割を果たしており、性差医学・医療という関連分野も確立されている。以下では、歴史的背景を概観しつつ、医薬品や疾患に関する性差、考慮すべき性差要因、国内外における取り組みについて紹介する。

## 2. 歴史的背景

医学・医療分野においては、長らく生殖機能以外においては男女間には大きな違いはないと考えられてきた。そのため、ヒトや動物を用いた研究や治験の多くはホルモン周期による変動が少ない男性やオスを対象として行われ、女性やメスは除外されがちであった。その結果、男性側に偏ったデータに基づく診断・治療が一般化され、男女の健康格差を生み出す要因の一つとなっている。また、女性は妊娠や出産の可能性があることから、胎児への影響に対する倫理的・安全性上の配慮を理由に、研究や治験の対象から除外される傾向もある。実際、アメリカでは、1977年に米国食品医薬品局（以下、FDA）から妊娠の可能性がある女性を初期段階の臨床試験から除外すべきとするガイドラインが策定された。このガイドラインは、1960年前後に発生したサリドマイド薬害事件<sup>2</sup>などを受けたものであるが、閉経前の女性であれば結婚や避妊の有無にかかわらず対象となっていたため、研究者の多くは「すべての女性を排除すべき」と解釈した。その結果、十数年にわたって女性が臨床試験から一斉に除外されてしまい、女性の健康に関するデータが大きく欠落してしまった。

一方、1980年代に入ると、女性の健康に関する研究不足も指摘されはじめた。1985年には、米国公衆衛生局が、あらゆる年齢層における女性特有

---

Engineering and Environment. <https://genderedinnovations.stanford.edu/> (2025年11月3日閲覧)

2 鎮静催眠薬剤やつわり薬として使用したサリドマイドを服用した妊婦の胎児の手足に奇形が誘発された重大な薬害事件

の病態や女性に多く見られる症状や疾病に関する研究促進を提言した。これを受けて米国国立衛生研究所（以下、NIH）は、1986年に女性と少数民族を含めたデータ収集方針を打ち出したが、実行が不十分とされ、1990年に女性健康研究局を設立した。また、翌年には「女性の健康イニシアティブ・プロジェクト」も始動させた。さらに、FDAも1993年には1977年のガイドラインを改定し、医薬品評価における性差分析を推奨、1998年には性別・年齢・人種別のデータ提示を義務化した。

こうした取り組みを通じて、1990年代には性差医学・医療という新たな分野が誕生した。また、その基盤となる生物学的研究の重要性も広く認識されるようになり、2001年には米国国立科学アカデミーが「セックス差とジェンダー差の生物学を理解するための委員会」を設置した。2年後に出版された報告書（Wizemann et al. 2001）では、生物学的な性であるセックスが男女の健康や疾患にどのように関連しているかについて、さまざまな科学的データが示された。また、14の提言とともにセックスは基礎研究や臨床研究を計画・実施する上で考慮すべき重要で根本的な変数であることが強調された。このように、2005年にジェンダード・イノベーションの概念が提唱される以前より、医学・医療分野では性差を考慮した研究や実践が始まっていた。

### 3. 医薬品における性差

アメリカでは、FDAの通達により1977年から十数年間にわたり女性が医薬品の臨床試験の対象から除外されていたことにより、医薬品の安全性において男女格差が生じた。米国会計検査院（以下、GAO）の報告によると、1997年から2000年の間に重篤な副作用のために米国市場から撤退した医薬品10品目のうち、8品目に関しては男性よりも女性の方が健康上のリスクが高いことが示されている（U.S. GAO 2001）。

このように、薬の副作用は男女で異なることがある。しかし、現在市販されている多くの医薬品は男女で同一の処方であることがほとんどである。男

女で服用量が変更された例として、睡眠導入剤のゾルピデムが挙げられる。ゾルピデムは女性の方が体内に薬が残留しやすく、居眠り運転などのリスクが高まる可能性があることから、FDAは2013年に女性の服用量を男性の半分に変更した。ただし、体重で補正すると性差が見られなくなるという報告もあり、すべての差を単純に性別によるものと解釈することには注意が必要である。また、薬の効果も男女で異なることがあり、例えば、低用量アスピリンは心筋梗塞の予防には男性で有効である一方、脳梗塞の予防には女性で有効であることが報告されている (Berger et al. 2006)。

このような薬の効果や副作用における性差を正しく理解するためには、前臨床試験も含む開発のすべての段階で男女やオスメス双方を対象に含めることが不可欠である。また、既に市販されている薬剤についても、有効性や副作用の性差に関する調査・解析を進めることが重要である。また、より多様な人々の健康を守るためには、性別に加えて年齢、人種、さらにはホルモン療法を受けているトランスジェンダーの人々も考慮に入れることが求められる。

#### 4. 疾患における性差

病気の発症のしやすさは、男女で異なることがある。特に男女差がある疾患として、女性は骨粗しょう症（男性の約15倍）、男性は痛風（女性の約35倍）が挙げられる。女性は、もともと骨密度が男性より10-12%低く、さらに骨の吸収を抑えるエストロゲン（女性に多い性ホルモン）の分泌が閉経期に急激に減少するため、更年期以降は骨粗しょう症を発症しやすい。また、エストロゲンには尿酸の排泄を促す作用があるため、女性の血中尿酸値は男性より低く、痛風はまれである。

このような明確な性差がみられる疾患では、発症頻度の低い側の性が見過ごされやすい。例えば、骨粗しょう症は女性の病気というイメージが強いが、発症年齢は女性より遅いだけで男性にも発症する。男性の骨粗しょう症による股関節骨折は全体の約30%を占める。さらに、骨折後の予後が男性

では非常に不良で、死亡率は女性の2-4倍高くなる (Gielen et al. 2011)。日本では女性を対象とした骨粗しょう症健診が推奨されているが、男性は対象外であり、高齢男性への健診拡充が求められる。

また、これまでの医学的知識や診断基準は主として男性の身体を基準に構築されてきたため、女性患者の症状や疾患が見過ごされることが少なくない。狭心症においても、診断に用いられる一般的な冠動脈造影検査では、男性に多い労作性狭心症の原因である冠動脈の狭窄しか検出できず、女性に多くみられる微小血管の異常による微小血管狭心症の診断には適さない。そのため、診断がつかないケースも多く、生命に直接かかわることは少ないものの、患者の生活の質 (QOL: Quality of Life) は著しく低下する。また、治療法にも違いがあり、労作性狭心症にはニトログリセリンが有効だが、微小血管狭心症では効果が乏しく、カルシウム拮抗薬が有効とされている。このような状況を踏まえ、2018年には診断に関する国際統一基準が整備され、日本でも検査可能な医療機関が徐々に増えている。

## 5. 医学・医療における考慮すべき性差要因

性差医学・医療は、こうした疾患における性差を明らかにし、それぞれの性別に適した診断や治療法を確立することで、医療の精度と質の向上を目指す分野である。疾患の発症や経過、治療反応性は、生物学的な性であるセックスの差と、社会・文化的な性であるジェンダーの差が重なり合うことで、より多様な形で現れる。したがって、セックスとジェンダーの双方を統合的に捉える視点が求められる。

医学・医療分野においてセックスに関する性差は、性染色体や遺伝子発現に基づく遺伝的要因、エストロゲンやテストステロンといった性ホルモンに関わる要因、身体の機能や反応に関する生理的要因、身体の構造や形状などの形態学的要因など、複数の生物学的要素が相互に関与して形成される。また、近年、社会的環境や生活習慣、心理的ストレスなどの外的要因が、エピジェネティックな機構 (DNA メチル化やヒストン修飾など) を介して遺伝

子発現を制御し、性差の発現に影響を及ぼすことも明らかになっている。

特に女性では、更年期におけるエストロゲン分泌の急激な低下が、骨代謝、心血管機能、免疫応答など多方面に影響し、疾病リスクの変化をもたらす。そのため、年齢やライフステージを考慮することが、女性の健康を捉えるうえで極めて重要となる。また、典型的な男女いずれにも分類できない性分化疾患の研究から、セックスは単純に男女に二分できるものではなく、より多様で連続的な表現型（性のスペクトラム）として捉えるべきだという新たな概念も広がっている。

一方、ジェンダーに関する性差については、セックスに関する性差に比べて、科学的・体系的な解析が十分に進んでいない。その背景には、社会・文化的要因が多層かつ動的であり、その影響を定量的に評価・検証することの困難さがある。ジェンダーに関する性差の主な要因としては、社会的役割や行動様式に関わるジェンダー規範やジェンダー役割、医療へのアクセスや診療過程における構造的な違い、経済的および職業的条件の格差、教育水準や健康リテラシーの違いなどが挙げられる。

例えば、若年成人の急性冠症候群（心臓の血管が突然詰まる病気）では、女性の死亡率が高い要因として、男女を問わず女性的なジェンダー特性や家事責任が高い患者が適切な急性期治療を受けにくいこと（Pelletier 2014）、さらに再発リスクの高さに関して、生物学的に女性であるかどうかではなく、女性的なジェンダー特性やジェンダー役割と関連することも指摘されている（Pelletier 2016）。また、痛みの表現に関しては、「男性は女性よりも痛みを報告したがる」「男性は痛みに対する耐性が高い」といったジェンダー役割がある。このようなジェンダー役割は、痛みの知覚にも影響を及ぼし、男性被験者に「男性は女性より痛みが強い」「女性は男性より痛みが強い」という異なるジェンダー関連情報を与えると、情報によって痛みの感じ方が変化し、脳内の痛み処理領域の活動にも差が生じる（Schwarz et al. 2019）。

## 6. 海外における取り組み

ジェンダー・イノベーションの推進には、研究助成機関、査読付きジャーナル、大学・研究機関の取り組みが重要となる。

欧米や韓国をはじめとする各国の研究助成機関がさまざまな取り組みを進めているが、特に先進的な事例として挙げられるのが、カナダ保健研究機構（CIHR）である。CIHR は2010年、世界に先駆けて研究助成申請において「セックスとジェンダーに基づく分析（SGBA: Sex and Gender-Based Analysis）」の記載を義務化した。その後も、申請者および審査員を対象にガイドラインやオンライン・トレーニングを提供し、さらに SGBA の実施を審査評価項目として明確に位置づけた。その結果、2011年から2019年の間に、セックスを考慮した研究提案の割合は22%から83%へ、ジェンダーを考慮した提案は12%から33%へと大幅に増加した（Haverfield and Tannenbaum 2021）。また、アメリカにおいても、2016年に NIH が医学研究におけるポリシーとして「生物学的変数としてのセックス」を導入し、細胞、組織、動物を用いる研究において両性を適切に組み入れ、研究計画、分析、報告することを義務づけた。

査読付きジャーナルの取り組みとしては、2016年に欧州科学編集者協会（以下、EASE）が、研究論文においてセックスとジェンダーを適切に考慮し、報告するための国際的基準である SAGER（Sex and Gender Equity in Research）ガイドラインを発表した（Heidari et al. 2016）。現在では多くの主要な査読付きジャーナルがこのガイドラインを採用している。このような査読付きジャーナルの取り組みは、研究助成制度においてセックス/ジェンダー分析の導入がまだ十分に進んでいない国や地域の研究者にも影響を及ぼすことができるため、極めて重要な意義を持つ。ただ、SAGER ガイドラインの浸透度や審査への影響度はジャーナルごとに差があり<sup>3</sup>、評価プロセスに

---

3 国立研究開発法人日本医療研究開発機構（2024年度）「AMED における性差を考慮した研究開発の推進に資する海外動向調査 <https://www.amed.go.jp/content/000143081.pdf>

実効的に組み込むための教育や体制整備も今後の課題といえる。

大学・研究機関における取り組みは国際的に遅れており、特に大学においては性差医学・医療の視点を教育やカリキュラムに導入することが重要となってくる。ドイツのシャリテ医科大学は、数少ない先駆的な事例であり、2007年に「性差医学研究所」を設立し、教育・研究・臨床の三領域を横断して性差医学を体系的に進めている。医学生教育では、全課程に性差・ジェンダー視点を組み込むモジュールを導入し、疾患や治療法の違いを性別・ジェンダーの両面から学ぶカリキュラムを展開している。このような包括的な取り組みは、性差医学教育の国際的モデルとなる。

## 7. 国内における取り組み

近年、日本においても少しずつジェンダード・イノベーションに関する取り組みが進んでいる。第5次男女共同参画基本計画（2020年）では「体格や身体の構造と機能の違い、加齢に伴う変化など、性差等を考慮した研究・技術開発が求められる」という文言が折り込まれた。その後、第6期科学技術・イノベーション基本計画（2021年）、女性版骨太の方針（2021-2025年）、医療分野研究開発推進計画（2025年）などにジェンダード・イノベーションの推進に関する記述が盛り込まれ、政策として明確に位置づけられ始めている。また、2025年には国立研究開発法人科学技術振興機構研究開発戦略センターが、国内外の調査をまとめた報告書<sup>4</sup>を出版した。

日本の研究助成機関においても、医学・医療分野が先導している。国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下、AMED）では、2021年度に「女性の健康の包括的支援実用化研究事業」において性差に着目した研究の公募を開始し、さらに2024年度からは革新的先端研究開発支援事業の一環と

---

（2025年11月3日閲覧）

4 国立研究開発法人科学技術振興機構研究開発戦略センター（2025）「ジェンダード・イノベーションの潮流—セックスとジェンダーを考慮した研究・イノベーション—」  
<https://www.jst.go.jp/crds/pdf/2024/RR/CRDS-FY2024-RR-05.pdf>（2025年11月3日閲覧）

して「性差・個人差の機構解明と予測技術の創出」プログラムを実施している。また、本格的な調査<sup>5,6</sup>も実施し、2026年度公募には、申請書に性差の考慮に関する記載欄が新設された。さらに民間でも、セコム科学技術振興財団が2023年に多様な人々の健康向上を目指す「ジェンダード・ヘルスサイエンス」領域を立ち上げ、筆者が代表として、性差を考慮した科学技術の社会実装を促進する研究助成を開始している。

日本の大学では、2021年より静岡大学がジェンダード・イノベーションに関する学内研究公募を開始した。お茶の水女子大学では、2022年に研究・イノベーション・社会発信の三部門から構成される「ジェンダード・イノベーション研究所」を設立し、東京大学・東北大学との連携による三大学合同授業や、学内研究公募、産学官連携プロジェクトなど多面的な活動を展開している。また、横浜国立大学では、横浜市と連携した産官学民プロジェクトを推進するとともに、研究倫理審査において性差の考慮を確認項目として導入する試みを開始しており、国際的にも先進的な事例の一つといえる。さらに、東北大学東北メディカル・メガバンク機構（以下、ToMMo）は、2005年より国立成育医療研究センターと戦略的に連携し、ToMMoの大規模ゲノム・オミクスデータを活用して、性差の観点から疾患の発症機構や健康影響を明らかにする研究を推進している。この取り組みは、性差医療研究の発展に寄与する先駆的な連携モデルとして期待される。

## 8. おわりに

医学・医療分野におけるジェンダード・イノベーションは、私たちの生命

- 
- 5 国立研究開発法人日本医療研究開発機構（2023年度）「AMEDにおける性差を考慮した研究開発の推進に資する調査」<https://www.amed.go.jp/content/000130104.pdf>（2025年11月3日閲覧）
  - 6 国立研究開発法人日本医療研究開発機構（2024年度）「AMEDにおける性差を考慮した研究開発の推進に資する海外動向調査」<https://www.amed.go.jp/content/000143081.pdf>（2025年11月3日閲覧）

や健康に直接関わる領域であり、波及効果は極めて大きい。その取り組みは、より安全で効果的な医療を実現するだけでなく、科学そのものの精度と包摂性を高める。また、社会経済全体にも影響を及ぼすことが期待されている。世界経済フォーラムとマッキンゼー・グローバル・インスティテュートは、健康に関する研究・データ・ケア・投資における男女間格差を是正し、女性の健康水準を改善することで、2040年までに世界経済を年間1兆ドル押し上げられる可能性がある<sup>7</sup>と報告している。

さらに、EASEは2025年に、交差性分析に関するGIST (Guidelines for Intersectional Analysis in Science and Technology) ガイドラインを策定した (Schiebinger et al. 2025)。このガイドラインを活用することで、医学研究や医療実践において、より多様な個人の特性を的確に反映した診断・治療・予防のアプローチが可能となる。セックス・ジェンダー・交差性の視点を医学研究の基盤に組み込み、研究・教育・臨床が相互に連携しながら、個人差を尊重した医療の最適化と、真にすべての人の健康を支える持続的な医療体系の構築の加速化が求められている。

#### 引用文献

- Berger, J. S. et al. (2006) “Aspirin for the primary prevention of cardiovascular events in women and men: a sex-specific meta-analysis of randomized controlled trials,” *JAMA*, 295(3): pp. 306–13.
- Gielenm E. et al. (2011) “Osteoporosis in men,” *Best Pract Res Clin Endocrinol Metab*, 25(2): pp. 321–35.
- Haverfield, J. and Tannenbaum, C. (2021) “A 10-year longitudinal evaluation of science policy interventions to promote sex and gender in health research.” *Health Res Policy Syst*, 19(1): 94.
- Heidari, S. et al. (2016) “Sex and Gender Equity in Research: rationale for the SAGER guidelines and recommended use,” *Research Integrity Peer Review*, 1: 2.
- Pelletier, R. et al. (2014) “Sex-related differences in access to care among patients with premature

---

7 世界経済フォーラム (2024) 「健康格差を解消する—女性の生活と経済を向上させる1兆ドルの機会—」 インサイト・レポート <https://www.mckinsey.com/jp/~media/mckinsey/locations/asia/japan/our%20insights/mck-closing-the-gap-in-womens-health.pdf> (2025年11月3日閲覧)

- acute coronary syndrome,” *CMAJ*, 186 (7): 497–504.
- Pelletier, R. et al. (2016) “Sex Versus Gender- Related Characteristics: Which Predicts Outcome After Acute Coronary Syndrome in the Young?,” *J Am Coll Cardiol*, 67 (2): 127–135.
- Schwarz, K. et al. (2019) “How Stereotypes Affect Pain,” *Sci Rep*, 9 (1): 8626.
- Schiebinger, L. et al. (2025) “Guidelines for Intersectional Analysis in Science and Technology: Implementation and Checklist Development,” *European Science Editing*, 51: e162102.
- U.S. General Accounting Office (2001) “Drug Safety: Most Drugs Withdrawn in Recent Years Had Greater Health Risks for Women.”
- Wizemann, T. M. and Mary-Lou Pardue, eds. (2001) *Exploring the Biological Contributions to Human Health: Does Sex Matter?*, National Academies Press, Washington D.C.



《論文》

# 学歴による上昇移動と美的資本の捉え方

——中国の高学歴農村出身女性の生活史

Upward Mobility through Education and Aesthetic Capital: Life Stories of Educated Rural Women in China

馮可欣 FENG Kexin

This study explores how highly educated rural women deal with and ultimately distance themselves from the metropolitan culture's quest for aesthetic capital. Gender and class inequalities in aesthetic capital are investigated, along with the potential and constraints of proactive measures to address the inequitable systems in rural-urban migration.

## 1. 問題の所在

本研究では、都市部に進学し、キャリアを獲得した中国の高学歴農村出身女性が都市文化と結びつく美的資本をいかに捉えるのかを分析する。それにより、美的資本のレトリックに潜む階層的・ジェンダー的差別構造、およびそれに対する主体的対応の可能性とその限界を明らかにする。

第二次産業から第三次産業への構造転換、そして人的資本への自己投資を唱える新自由主義の浸透を背景に、コミュニケーション力や自己アピールのスキルなど、外見を活用する能力は労働市場においてますます期待されるようになっていく。このような背景のもとで、体型や顔立ちに加え、服装や振る舞いなど文化資本に規定される要素、さらには表情などの情動的側面を含む広義の外見は、経済資本や社会関係資本などと相互に転換可能な「美的資本」として捉えられてきた (Mears 2014)。しかし、美的資本は「性差別構造」(中村 2017, p. 184) を内包しているがゆえに、それが多ければ多いほど望ましいという単純な話にはならない。美しさの資本化は、女性に身体の自

己管理と自己搾取を強いるものとして批判されている (Gill 2017)。そして、文化的、情動的要素を含む広義の美しさの基準は、常に中上層の文化に基づくため、特定の外見のみが美とみなされ、流通可能な〈貨幣〉としての価値を付与される。ゆえに、美的資本は常に階層や人種などと重なって格差を増幅し、社会的下層の人々を排除する傾向にある (Mears 2014)。社会的に下層に位置付けられる女性にとって、特定の美の基準に従うことは、資本として認められた美しさを獲得し、さらには階層上昇につながる可能性を秘めている一方で、排除や自己搾取が伴う行為でもある。

階層的・ジェンダー的差別構造を内包する美的資本は、中国の市場経済への移行に伴うジェンダー秩序の変化と、都市—農村の二元構造という文脈のもとで注目を集めてきた。そこで、都市的な美が資本として評価される一方、農村を取り巻くステレオタイプは美の基準から乖離したものとみなされがちであり、農村女性の身体像もまた美的資本の欠如へと結びつけられる<sup>1</sup>。

1990年代以降、女性の労働が制度的に保証されていた計画経済から市場経済へ移行する中で、労働市場におけるジェンダー格差が拡大し、女性の「性の商品化と客体化」(呉 2009, p. 173) が進行している。毛沢東時代において、「天の半分を支える (能頂半边天)」女性労働者の育成は社会主義国家建設の一環として重視されており、農業や工業の生産で男性並みに労働

---

1 本稿では、「美的資本」と「都市的な美」を併用する。両者には重なる部分がある一方で、区別もある。「美的資本」については、上述の Mears (2014) や Gill (2017) らに依拠し、女性が特定の美しさを通じて階層上昇の可能性を見出す一方で、その獲得には日々の自己管理や感情労働、経済的投資など可視化されにくい労働が求められ、自己責任で磨き続けるべきものとして提示されるという、抑圧的な側面も併せもつ概念として用いる。したがって、「美的資本」の追求が排除や抑圧を伴うとしても、美しさが資本として価値を持ちうるという前提は維持されたままである。一方、「都市的な美」は、中上層文化に審美が偏る状況のもとで、「美的資本」として追求すべき目標とされることが多い。しかしこの「都市的な美」は第四節で詳述するように、状況や文脈によって性産業との結びつきからスティグマ化されたり、女性自身から距離を置かれたりすることもある。このように、「都市的な美」は一貫して資本として位置付けられるわけではなく、距離化が選択される場合もある。以上の点において「都市的な美」と「美的資本」は区別される。

に参加する「鉄の娘」が理想として謳われた（金一虹 2006）。加えてこの時期に、外見の着飾りとセクシーさの表出は資本主義的行為とみなされて厳しく禁止されていた（黄 2020）。ゆえに、毛沢東時代においては「男性化（masculinized）」し、美しさの表出を抑える男性並みの女性労働者像が理想とされた（Barlow 2004）。1980年代に中国は市場経済への路線転換を行い、1990年代以降に消費文化が急速に発展した。こうした背景のもとで、長らく抑圧されてきた女性性を再び要請する「再女性化（回帰女性）」と呼ばれるジェンダー秩序の変化が生じた（王 1997; 呉 2009）。外見の魅力の追求は、毛沢東時代における身体への抑圧からの解放や自由として謳歌され、また国家によっても近代化とグローバル化の象徴として積極的に推進されている（Jacobs 2012）。消費文化の発展に加えて、産業構造の変化もまた、女性労働者と美しさとの関わりを深める結果をもたらした。農村経済の不況や国営企業の倒産などを背景に、国によって女性に仕事を配分する体制が維持できず、生産コストを削減するために数多くの女性労働者は解雇されるようになった（宋 2011）。加えて、この時期には第三次産業が急速に発展したことに伴い、女性向けの職業は、国有体制に保証された安定的な職、いわゆる「鉄のご飯茶碗（iron rice bowl）」から、若さと外見の魅力を重視する職業、すなわち「若い頃に従事できる職（rice bowl of youth）」へと構造的に移行した傾向が見られた（Hanser 2005）。こうした男女間の差異を強調し、ジェンダー格差が顕在化した労働市場においては、美しさはサービス業に限らず、ホワイトカラーの職場においても、女性が労働市場で生き残るための重要な資本として位置づけられるようになってきている（Wen 2013）。美しさの利用は就職、昇進などに寄与することが検証された一方で（顧・紀 2017; 高 2018）、美的資本に欠けた女性は就労の場面で不利益を被っていることも解明された（馮 2025）。

ここで留意すべきなのは、資本とみなされる美しさが都市文化に基づいているという点である。中華人民共和国が成立した以降、戸籍制度に基づいた都市—農村の二元体制のもとで、都市と農村の間では「教育達成、職業発展、社会福祉」（李・朱編 2024, p. 418）において大きな格差が存在していた。

1990年代以降、都市部の経済は大きく発展している一方、農村の発展は遅れており、都市との格差はさらに拡大している。こうした背景のもとで、都市文化に根ざした美しさは「近代化や国際化の象徴」として一種の理想とされる一方で、農村女性は「身体をめぐる差別」に直面している (Rofel 2007, pp. 121-33)。具体的に、都市部では「肌が白く、細く、若く見える (白瘦幼)」という美意識が支配的である (劉 2023, p. 12)<sup>2</sup>。この美意識は消費文化を通じて形成される綺麗な肌、スリムな体つきと洗練された服装として視覚化され、「都市的モダニティの象徴」 (Zheng 2003, pp. 157-8) とされている。また、性的魅力の過剰な強調は性産業を想起させるため、「露出度が低いこと」と「上品さ」なども求められている (丁 2016, p. 168)。加えて、この時期に、市場経済が大きく発展した都市とは異なり、農村経済はますます低迷していた。こうした状況の中で多くの農村女性が出稼ぎに向かった。出稼ぎ女性は、都市の低賃金の製造業工場や性産業において「主要な人的資源」とされていた (丁 2016, pp. 13-4)。主流文化において、彼女たちの身体は「保守的、時代遅れ、オーバーサイズ、不細工である」ものとみなされただけではなく、「性産業との関連から危険で汚い」ものとしても位置付けられた (Zheng 2007, pp. 94-101)。

こうした美的資本に関するヒエラルキーのもとで、美の理想を代表する都市女性とも、差別されやすい農村の出稼ぎ女性とも異なる存在として、高学歴農村女性が登場した。2000年代以降、大学の大衆化に伴い、高学歴農村出身女性が都市に大量に流入し、新たな社会的注目を集めている<sup>3</sup>。既存研究

---

2 都市女性の間にはフィットネス文化と健康美という最新の流行が見られる一方で、「肌が白く、細く、若く見える」ことは依然として最も支配的な美の基準である。

3 本稿では、4年制大学以上の学歴を持つ女性を対象とする。高学歴農村出身女性の人数について、公式データがないため全国の正確な人数を把握するのは困難だが、傍証として、2016年における4年制大学の女子学生の数は1567.9万 (総数の51.7%) であり、大学院の女子学生の数は144.8万人 (総数の50.6%) に達した (『国家統計局 2017』)。2016年に、大学入学者の中で農村戸籍を持つ人は6割超である (中華人民共和国教育部 2016)。ゆえに、2019年前後に農村出身で4年制大学以上の学歴を持つ女性の人数は数百万人に至ると推測できる。

では、彼女たちの教育（謝他 2024）、キャリア形成（金蓓蕾 2021）、結婚や育児（廖他 2016）などの側面に関心もたれてきた。一方、彼女たちは苦学して立身出世をし、美しさと無縁であるかのように語られている。実際、農村出身の若者は都市で学歴とキャリアを得ても、素朴な外見を示しており、服装や振る舞いなど「身体化した文化資本の欠如」により、都市との隔たりを乗り越えられない「マージナル・マン」の感覚を抱いていると指摘された（程 2018, pp. 185–91）。しかし、美しさの規範が強い影響力を有しており、美的資本の欠如はキャリア上の不利につながる中国の都市部では、高学歴農村出身女性はキャリアを切り開こうとするならば、都市文化を基準とする美的資本に関する期待に対処をせざるを得ないと想定される。それにもかかわらず、経済的に厳しい出稼ぎ女性がある程度獲得する都市的な外見は、高学歴農村出身女性にとっては距離のあるものとみなされている。では、学歴とキャリアを達成しようとする農村女性にとって、都市的な美と距離のある素朴なイメージは、果たして不平等な構造に残された痕跡としてのみ帰結されるのだろうか。この点についても改めて精緻に検討する必要がある。本稿では、高学歴農村出身女性が都市文化に結び付いた美的資本にいかに対応しているのかに着目し、都市的な美との距離が存在するならば、それがどのように形成されてきたのかを検討する。それを通して、その背景にはいかなるジェンダー的・階層的構造が作用しているのかを考察する。

## 2. 先行研究と分析の視点

### (1) 都市—農村の二元構造と美的資本

中国では、都市文化に基づく美という前提のもとで、美的資本の捉え方は、出稼ぎ女性の都市文化への服従と模倣と、都市出身女性の自己投資とエンパワーメントという二つの流れで議論された。

出稼ぎ女性に関する研究によると、彼女たちの多くはサービス業と性産業に吸収され、美的資本を使い、階層の上昇を求めようとする状況にある（Ding & Ho 2013）。ただし、農村出身者が都市社会で安定した収入や福祉な

どの「市民権」を得ることが難しい構造の中で、都市女性と似たイメージを通じて尊厳と満足感を求める行為には、主体的な実践としての側面もあると指摘された（丁 2016, pp. 205-6）。美的資本の使用は、低賃金で管理の厳しい工場生活に対する、農村出身女性の主体的な抵抗として位置付けられた（丁 2016, pp. 19-20）。

一方、都市出身女性の美的資本の捉え方は会社での昇進、職場での人間関係の維持などより一般的な場面で捉えられた。女子大学生やキャリア女性が、美しさを積極的に磨く傾向にあり（顧・紀 2017）、それは女性のエンパワーメントと主体性の発揮として意味づけられている（高 2018）。一方、美しさに関する期待に応じることができなかつた女性が就労で挫折した姿も描かれ、美的資本の強制力が示唆されている（馮 2025）。

既存研究は示唆に富むが、二つの課題を抱えている。まず、都市出身女性とも、出稼ぎ女性とも異なる高学歴農村出身女性による美的資本への対応は看過されてきた。高学歴農村出身者に関する先行研究で繰り返し指摘されているのは、彼女たちは学歴やキャリアを達成しても、身体は都市的な美と距離があるという点である（程 2018）。素朴な身体イメージは高学歴農村女性の特徴として論じられてきたが、女性自身の対応は取り上げられず、都市的な美との距離は解消し得ない悩みとして帰結させられてきた。しかし、経済的にも学歴的にもある程度の上昇を遂げた女性は、必ずしも無力な存在ではなく、自ら対応しようとする努力も可能である。したがって、彼女たちの対応と都市的な美との距離との関係性にまで踏み込んで検討する必要がある。

また、こうした課題があるため、美的資本を取り巻く社会構造の不条理も十分に問い直されてこなかった。先行研究は都市女性が遭遇しうるジェンダー秩序の強制性や、出稼ぎ女性が晒された階層の格差を指摘したものの、身体化した文化資本の欠如という葛藤には軽く触れるにとどまり（程 2018, p. 191）、ジェンダー構造と階層構造との交差については十分に検討していない。そこで、農村出身高学歴女性による対応に着目することは、こうした二つの社会構造の交差によって生じる排除がどの程度乗り越えられるのかという問いの解明につながる。さらに、都市的な美との隔たりが乗り越えられな

い場合には、その距離をめぐる排除のメカニズムを解明するうえでも、本稿の検討は重要である。

## (2) 海外研究における美的資本の捉え方

研究の蓄積が豊富な欧米や日本を見ていくと、女性による美的資本の獲得や利用に注目が集まる一方で、美のヒエラルキーにおいて不利な位置にある人は美の基準との距離に悩むだけではなく、それに主体的に対応する姿も明らかにされている。

美的資本の獲得と利用に注目する社会学研究は、まず労働の視点から、セックスワーカー（鈴木 2013）やモデル（Mears 2011）など、美しさを資本として駆使する典型的な職業に注目している。さらに、美しさの資本化が社会全体に浸透する中で、特定の職業に限らず、中産階級女性による日常的な美の実践も多く検討されてきた（Elias et al. eds. 2017）。

一方で、特定の美の基準から外れつつも、その距離を逆手に取り、ありのままの身体を通して美の覇権に抵抗する姿勢を描いた研究も少なくない。たとえば、「ファットネス」（Gurrieri & Cherrier 2013）や「ブラックネス」（Hooks 1992）などありのままの身体を肯定することで、主流の美に挑む実践が注目されている。もっとも、これらの多くは、人種や体型といった変更が難しい属性に焦点を当てている。中上層の美から外れつつも、メイクやおしゃれといった変更可能な部分を変化させない下層出身女性の実践や意味世界には、十分に目配りがなされてこなかった。本稿では、欧米研究が指摘した、ありのままの身体をめぐる主体性を手がかりに、高学歴農村女性の実践を分析する。

まとめると、既存研究では下層出身女性の主体的な対応とそれを取り巻く社会構造の複雑性への着目が欠落しており、本稿はまさしくそれをカバーしようとする。つまり、高学歴農村女性が都市文化に基づく美的資本にいかに対応するのかを明らかにする。それを通じて、美的資本を取り巻くジェンダー・階層的差別構造に輪郭を与え、それに対する主体的対応の可能性およびその限界を指摘する。

### (3) 分析の視点

以上の研究目的を達成するために、農村出身高学歴者の学歴による上昇移動に関する研究を手がかりに、分析の視点を絞り込む。

まず、高学歴農村出身女性にとって、学歴達成と美しさへの追求との間に緊張関係が見られる。激しい受験競争のもとで、着飾るなどの行為は学業の妨げとみなされ、「一切禁止される」という学校文化が存在する（高 2018, p. 27）。学歴を追求する都市出身女性には、こうした学校文化を受容し、美しさの追求を抑圧される、あるいは自ら抑圧する傾向が見られる（馮 2025）。それに対して、都市との教育資源の大きな格差のもとで、農村出身の生徒は学歴達成のために、学校の管理と規律をさらに深く内面化し、都市生徒よりも娯楽や消費から遠ざかった「学業を軸とする生活」を送り、「活動範囲は家と学校に限定されて最も世間しらず」の「ガリ勉」となっている（程 2018, p. 141）。

そして、高学歴農村出身女性は都市の大学教育や就労の場面において美に対する期待に遭遇する。中国では、中等教育段階では外見が厳しく管理される一方、大学教育・労働市場では美的資本が競争の武器として期待されるようになるという急激な転換があり、美的資本の欠如はキャリア上の不利をもたらす（馮 2025）。そこで、都市女性にとって、大学に入った後、学業と美しさとの緊張関係はある程度解消され（馮 2025）、美しさを追求することを成長の一環として見られる傾向にある（高 2018）。一方、農村出身の若者にとって、美的資本の追求への転身はそれほど自然に生じるわけではなく、彼らは都市文化とのきしみを感じている（程 2018）。

要するに、出稼ぎ女性と比べて、高学歴農村出身女性は美しさの追求と教育達成の緊張関係をまず経験して、そして大学や職場で美的資本を期待する都市文化に直面する。都市出身女性と比較すると、彼女たちは都市的な美との距離を経験する。

本稿は身体を厳しく管理する学校文化から美的資本を期待する都市文化への転換と、都市的な美の基準との距離という二点に着目し、高学歴農村出身女性による美的資本への対応を解明する。

### 3. 調査の概要

筆者は2022年10月より、高学歴女性の美しさを磨く実践に関するインタビューを行ってきた。その調査の中で、「都市女性とは違い、私はおしゃれよりも仕事に熱心だ」(A)という語りに示されるような、美的資本の獲得に積極的な都市出身女性とは異なる態度を農村出身女性を持っていることが明らかになった。以上を踏まえ、筆者は2024年6月から7月にかけて、「高学歴農村出身女性は都市文化に基づいた美的資本にいかに対処するか」という研究テーマのもと、中国の通信アプリ WeChat の SNS 機能を利用して調査対象者を募集した。またスノーボールサンプリングで知人の協力と紹介により調査対象者を広げた。最終的に、農村出身の高学歴女性計15名に生活史調査を実施した<sup>4</sup>。調査の内容は、小学校から中等教育、高等教育、職場への移行に伴う社会移動の経験、そして美的資本の蓄積・利用に関連する印象深い出来事である。

調査対象者は以下の特徴を示している。第一に、彼女らは農村の貧困層出身で、都市文化とのギャップを鮮明に体験した。彼女たちは家の近くにある農村・町の小学校に通い、小さい頃から成績が優秀で、勉強を介する階層上昇の可能性を認識していた。中学校、高校の段階に町の中心部や近隣の中小都市の進学校に通い、最終的に大都市のトップランクの大学・大学院に進学した。第二に、キャリア志向であり、結婚して家庭に入ることよりも、仕事を優先する傾向が見られる。彼女たちは労働市場で都市文化に基づいた美的資本に関する要請と真正面から向き合うことになると考えられる。第三に、ほぼ全員が20代後半であり、進学と就労に伴った都市への流入の最中にある。すなわち、調査対象者は美的資本を取り巻くジェンダー的、階層的構造の両方から強く影響を受けながら、それに対して何らかの対応をせざるをえ

---

4 農村出身女性に加えて、小さい町出身の女性15名にも調査を行った。しかし、これらの女性は主に町の中産階級の家産に生まれ育ったため、馮(2025)が描いた都市部女性の生活と多くの共通点を有する。したがって、農村―都市の階層構造に着目する本稿においては、分析対象から除外する。

表1 調査対象者の情報(筆者作成)\*

対象	年齢	学歴	職業	移動の経路
A	26	大卒	会社員	農村(小学校)→町(中学校)→中小都市(高校)→大都市(大学・就職)
B	27	修士卒	博士後期課程	農村(小学校・中学校)→中小都市(高校)→大都市(大学・大学院)
C	26	修士卒	銀行職員	農村(小学校)→町(中学校)→町(高校)→大都市(大学・大学院・就職)
D	26	修士卒	博士後期課程	町(小学校4年まで)→農村(小学校5、6年)→町(中学校・高校)→大都市(大学・大学院)
E	26	修士卒	会社員	町(小学校)→農村(中学校)→中小都市(高校)→大都市(大学・大学院・就職)
F	26	大卒	会社員	農村(小学校)→町(中学校)→中小都市(高校)→大都市(大学・就職)
G	26	修士卒	学校教員	農村(小学校)→町(中学校)→中小都市(高校)→大都市(大学・大学院・就職)
H	26	修士卒	学校教員	農村(小学校)→町(中学校)→中小都市(高校)→大都市(大学・大学院・就職)
I	23	大卒	修士課程	農村(小学校4年まで)→町(小学校5、6年・中学校)→中小都市(高校)→大都市(大学・大学院)
J	33	修士卒	会社員	農村(小学校)→町(中学校)→中小都市(高校)→大都市(大学・大学院・就職)
K	26	大卒	公務員	農村(小学校)→町(中学校)→町(高校)→大都市(大学)→中小都市(就職)
L	26	修士卒	公務員	町(小学校)→町(中学校)→中小都市(高校)→大都市(大学・大学院・就職)
M	26	修士卒	会社員	農村(小学校)→町(中学校)→大都市(高校)→大都市(大学・大学院・就職)
N				農村(小学校)→町(中学校・高校)→大都市(大学・大学院・就職)
O	23	大卒	大学院生	農村(小学校)→中小都市(中学校・高校)→大都市(大学・大学院)

\*中国の国家統計局は、2014年以降、中国の地域を「城区(都市)」、「鎮区(町)」、「鄉村(農村)」に区分している。第一財經・新一線城市研究所(2022)の『2022年度都市商業魅力ランキング(2022城市商業魅力排行榜)』が中国では認知度が高い。そこでは、経済的に最も豊かで人口が多い19の都市を大都市として捉えている。本稿では、この19都市に当該する調査対象者の流入先を「大都市」として表記する。都市ではあるが、経済が大都市ほど豊かではない、人口が相対的に少ない都市を「中小都市」として表記する。Nの属性について、本人の希望により公開しないことにする。

ない典型的な存在である。15名のプロフィールを整理すると、表1になる。

調査の実施について、WeChatの通話機能により、中国語で半構造化インタビューを行った。それぞれの調査時間は2時間から4時間半程度である。調査の実施にあたっては、調査対象者に調査の趣旨、方法、個人情報の扱い、研究参加の任意性と自発性を口頭で説明し、後に文書で調査協力に同意する旨の確認を得た。インタビューは許可を得たうえで録音した。そして、本稿では、多くの調査対象者から共通して得られた語りの中から、代表的なものを引用する。

#### 4. 学歴による上昇移動と美的資本の捉え方

##### (1) 都市への流入——美的資本の拒否から受容へ

###### 1) 都市に流入するまで——美的資本を拒否する

調査対象者は小学校5、6年から中学校までに進学クラスで「軍隊のような生活」(M)を送った者が多い。着飾ることは多忙な勉強生活と厳しい学校管理のもとで排除されたと調査対象者全員が述べた。一方、彼女たちにとって、都市的な美を追求することは、学校の管理に加えて、自発的に管理すべきものであった。

中学校のとき、周りに不良になった子が多くいまして、彼女たちはメイクをして、都市では〇〇が流行っているみたいな話題を常々していました。[中略]<sup>5</sup>おしゃれだけど、話すときに彼女たちは常に汚い言葉を挟んで、成績も悪かったので、[中略] そんな環境、私は嫌だと感じて、よりいいところに行きたかったです。(C)

Cの語りの中で、不良になった子はおしゃれだが、汚い言葉と不快な環境との関わりで捉えられた。ここでは、中等教育段階において都市的な消費文

5 以下、インタビューの[ ]は筆者による加筆である。

化に参加して美しさを追求する行動は、農村社会の貧困と混乱にとどまり、「よりいいところ」(C)に行けない将来につながる事が読み取れる。こうした考え方は、A、D、F、I、J、Oによっても示された。また、不良になった子を「別の世界の人」(B、H、K)としてみなして自らと線引きをしたという意見も見られた。

そして、都市的な美への追求は不良になった農村出身女性の未来、いわば性産業との関わりで言及されることもある。

中学2年のとき、一時的に気が緩んで、宿題も友人の答えを丸写しして、担任の先生にバレました。[中略]先生に怒られて、このままいくと、不良の道に走っていつかキャバ嬢になるよって。[中略]屈辱すぎて、泣きながら家に帰りました。でも母はこの先生に感謝しなきゃとずっと言いました。確かに、彼女がいないといい大学まで進学することもできなかったかもしれません。(C)

Cの記憶においては、性産業に参入する女性は、都市的な美を追求する不良の子の延長線上に位置付けられており、学歴を持たない農村女性の典型的な将来像として否定的に捉えられていた。ここでは、Cが美しさを追求する性産業と関連づけて捉えており、美しさを拒む姿勢が窺える。こうした拒否は、「若さでちょっと稼いで歳をとればしょうがなく田舎に帰るような女性になりたくない」(H)という語りや、「あのような仕事をする同郷のおしゃれな子たち」(J)という婉曲的な言い方からも共通して読み取れる。一方、母が語った教師への感謝に対してCが賛同していることから、着飾らない農村女性の身体は学歴の達成と貧困からの脱出につながる事が読み取れる。

このように、調査対象者は、中等教育段階で都市的な美を追求することを、多くの低学歴出稼ぎ女性が都市でサービス業や性産業に参入する進路(Ding & Ho 2013)と結びつけて捉え、それを不利な状況に自らを閉じ込める罫として理解している。一方、着飾らないことから彼女たちは階層上昇の

可能性を見出した。出稼ぎ女性に注目する研究では、都市的な美を資本として蓄積・利用することは経済資本や自尊感情などを求めるための重要な手段とみなされたが (Ding & Ho 2013)、本稿の調査対象者はまるで正反対な考え方を示した。つまり、彼女たちにとって都市的な美の追求は、階層上昇のための資本になるどころか、むしろ学歴による上昇移動を阻害する要因であった。

## 2) 都市への流入——美的資本の再評価

調査対象者の多くは高校のときから町や中小都市の進学校に通い、大都市の大学・大学院に進学した。都市へ進学する中で、これまで否定されてきた美しさの追求は、都市部の優等生やキャリア女性像と結びつけられ、ひいてはキャリア志向に寄与しうる資本として認識されるようになった。

進学校では、学校による管理があるため、生徒は化粧しておらず学校制服を着ていた。にもかかわらず、彼女たちは「農作業などの労働をしていないように見えるきれいな肌」(A)、「品質が良く見える靴」(E、M)、「自信があるように見える振る舞い」(E)などの要素が成績、センスなどの文化資本と緊密に関わることを認識していた。

そして、美的資本の重要性は洗練されたキャリア女性像によってより一層強化された。

大学の専攻を考えた際に、将来何をすればいいのかさっぱりわからなくて、それは親の学歴が低くて貧しい子に共通する戸惑いだと思います。[中略] 高校3年の時、保護者と教師の面談会で、友人の母は私が進路に悩んだことを聞いて話しかけてくれて、彼女は税理士だそうです。彼女の言葉遣いやポジション、スーツから、プロで信頼できる人というのはこのような人だなあと一瞬でわかって、自分も彼女の影響で経済学を選びました。(M)

Mの語りから、クラスメイトの母の洗練された外見は、経済的豊かさとプロとしての専門性を有する成功したキャリア女性を具現化するものとして理

解されたことが窺える。クラスメイトの母の影響で経済学を選んだことから、Mの都市的な美への拒否からその重要性の承認への変化が見られる。

そして、筆記試験を中心とする高校とは異なり、中国では21世紀初頭から大学教育において総合評価の方式を採っており、授業成績に加えて、身だしなみや印象管理が重視されるグループワークとプレゼンテーション、部活や学生組織への参加も評価基準に取り入れられている。コミュニケーションの能力や自己提示の能力が評価の一環になった環境のもとで、調査対象者たちは都市文化に基づく美的資本の欠如に悩んだ。

たとえば、Aは「ビジュアルは重要だと知っていたが、周りの人は私より視野が広くて、きれいで、今まで得意だった勉強でさえも、私より優秀な人はいくらでもいます。[中略] 学業上のプレッシャーを克服するだけで頭がいっぱいでした」(A)と説明した。それと対照的に、A、B、C、E、F、G、I、K、N、Oは都市出身の同級生から「大学生になると、自由に着飾ることができるって小さい頃から周りから言われてきたので、大学に入ってから自然に化粧し始めた」(C)との話を聞いた経験がある。つまり、美的資本の重要性を理解していたが、経済資本が足りず、業績主義の世界の中で懸命に生き抜いていく彼女たちにとって、美的資本への扉は依然として閉ざされたままである。

このように、調査対象者は都市的な美をキャリア形成や階層上昇に寄与しうる資本として認識するようになった。一方で、彼女たちは都市文化に基づく美的資本の欠如に対して葛藤を感じている。では、彼女たちはいかなる対応を行ったのか。

## (2) 葛藤への対応

### 1) 都市女性の身体への遅れた接近と美を相対化する「内面的距離」

大学・大学院から職場への移行において、経済資本の蓄積に伴い、調査対象者は都市の消費文化に積極的に参加して美的資本を求めようになった。こうした都市文化への遅れた接近は調査対象者全員に見られる。

たとえば、Lは大学院に合格したあと、進学塾で教師としてアルバイトを

し始めた。お金をある程度稼いだ彼女はそこから好きな服と化粧品を買い始めた。都市の友人と一緒に雰囲気の良い店や観光地に遊びに行くことも多くなった。Lにとって、都市女性のような身体像を提示して都会生活に溶け込むことは、「学校、バイト、生活が全面的に良くなった」(L)というような気持ちにつながる。一方、都市の消費文化への参加の背後に、都市の友人と着飾り始めたLとのタイムラグが窺える。

しかし、都市—農村の女性身体の序列化のもとで、都市の消費文化への接近は調査対象者に新たな葛藤をもたらした。

まず、都市女性の身体への同一化は、都市との距離感と、出自を否定する疎外感に同時につながる側面がある。Cは「都会の子と同じスタイルをしても、なんか自分が変わった、今までの自分とも離れた気がします」(C)と語った。こうした都市と農村のいずれに対しても抱える疎外感は、BとD、Lが同級生の高価な化粧品への羨望と安価な化粧品でメイクする際に抱いた「なぜ化粧しなきゃいけないのか」(D)という違和感からも読み取れる。

また、都市文化に基づく美的資本の追求は束縛感と緊張感を引き起こすこともある。Mが働いている会社では、「落ち着いているがちょっとおしゃれした格好が標準的」(M)なものとして求められているが、Mは「身動きが取れない」(M)といった窮屈さを感じていた。そして、すでに就労した調査対象者だけではなく、大学院在学のDとOも、都市文化が期待する女性像に対して、着飾らないラフなスタイルが好きということを吐露した。

こうした葛藤をきっかけに、調査対象者たちは都市文化に基づく美的資本そのものを批判的に再考し始め、農村女性の身体を肯定的に捉え直した。

自分の乏しさを満たしてから始めて、そのものが本当に必要なのかを考えられるようになりました。試したチャンスをずっと持っていなかったら、キラキラに見える化粧品は人生を変えるほどの魔法的なものに見えるじゃないですか。今なら知っています。それらは消費社会の神話に過ぎないって、[中略] 今までのダサイ自分も悪くない。(L)

「消費社会の神話に過ぎない」と「ダサイ自分も悪くない」という対照的な捉え方から、Lが都市と農村の身体の序列を考え直したことが窺える。こうした価値の再評価により、Lは都市女性の身体の獲得を、人生を変える力と同一視する思い込みを打破した。

このように、調査対象者は都市文化に基づく美的資本への従属（丁 2016）にとどまるのではなく、それを相対化するに至った。Lと同様に、多くの調査対象者は「完全に美を放棄するのがちょっと難しい」（C）と感じながらも、自身の出身や都市文化における劣位と折り合いをつける「内面的距離」を獲得していた。たとえば、EとFは勤務日には都市風のキャリア女性のように着飾っているが、それを「仕事のため」（E）と位置付け、「大学時代の焦りをもう感じていない」（F）という心境を示している。

## 2) 「自然美」と「健康美」を持つ「ありのままの身体」

都市文化に基づく美的資本との心的距離を持ちながらも、実践上では美の研鑽を拒んでいない他の調査対象者と比べると、A、K、M、Lは美的資本と距離を置く姿勢をより明確に打ち出した。彼女たちは農村女性のステレオタイプを「自然美」と「健康美」へと読み替え、美的資本の欠けた農村女性の身体を肯定に値する「ありのままの身体」と意味づけて卓越化しようとしている。

まず、彼女たちは農村女性のステレオタイプが帯びる素朴なイメージを「自然美」として意味づけ直した。

大都市で本格的に生活し始めると、逆に田舎の生活が恋しく覚えます。髪をしっかりと結ぶのは窮屈ですし、カロリーを計算してジムに通ったりするのも疲れます。[中略] 山の側で育てられてきたので、人工物よりも、雑草や木々のような自然美のほうが美しく感じます。時に、鏡に向かって、素颜でカジュアルな格好をした自分の方がよりよく見えると思って、イキイキして今の生活に満足しているように見えます。これは内面の強さみたいなもの、メイクでは作り出せないものです。(M)

Mの語りには、「人工物」と「雑草や木々」に象徴される都市女性と農村女性の身体との対照と、消費文化に構築される人工的な美と内面の強さ由来する自然美という二つの対照がある。これらの対照から、素朴で着飾らない農村女性の身体は、内面の強さと結びつけられた「自然美」を有するものへと読み替えられ、窮屈で常に管理下にある都市女性の身体の価値を上回るものとして位置付けられた。

そして、彼女たちは農村生活で鍛えてきた健やかな体つきを都市部で流行っている「肌が白く、細く、若く見える」という美意識と対照的に捉え、「健康美」に高い価値を置いた。

中学校のとき、恋愛小説の中で「都会の女の子は体が細くて可愛い」を読んで、自分の足が筋肉質だということで悩んで [中略]、最近のオリンピックを見て、運動選手の足も細くないが、すごく健康で快活的に見えます。頑丈で走るのが速いし、どこまでも行ける、なんでも挑戦できます。こうした体は肌が白く、細くて幼く見える体とレベルが違った魅力があると思います。(K)

Kは強く活発的な体を、タフでチャレンジ精神に満ちた女性像に結びつけ、それを魅力的なイメージとして意味づけた。類似した考え方は、小さい頃から農作業の手伝いをしてきたAの語りからも見られる。Aは自分の肌色が白くないため劣等感を感じたが、「他の女性はファンデーションやチークカラーで元気の良さを表出するが、小麦色の肌なら何をしなくても元気に見える。これもこれできれいだと思う」(A)と述べた。このように、KとAは農村女性の身体に付きまとうステレオタイプを魅力に満ちた「健康美」として意味づけ、都市の主流的な美の価値を反転させようとした。

しかし、Aは「ちょっと視点を変えて小麦色の肌がきれいだ」と主張しても、都会の人からは美しいと思われないでしょう」(A)と嘆きを帯びた発言もした。ここでは、Aが「健康美」と「自然美」が依然として農村女性のステレオタイプと緊密に関わっており、都市の覇権的な美の価値を逆転しき

れないことを認識した様子が読み取れる。Aの認識から、調査対象者の主体の対応は都市と農村の非対称性に回収される恐れが窺える。

### 3) 美的資本の競争からの撤退と代替的な競争への参加

美的価値の読み替えを通して、A、K、M、Lは農村女性の「ありのままの身体」への自己愛を強調し、都市文化に基づく美的資本の競争からの撤退を正当化した。

たとえば、Mは「ありのままの身体が十分だと思います。どうせ芸能人でもないし、外見に沢山の時間とお金を入れるのはどうかなあと考えています」(M)と述べた。Mと似た考えは「ダイエットやメイクに腐心するのは、自分の身体がある基準に満たないものとして否定しているから。自分にそんなひどいことをしたくない」(K)という語りからも窺える。そして、程度の差はあるものの、こうした美的資本の競争からの撤退は、学校や職場で化粧し続けているB、H、G、Nが休日を素顔で過ごしたことや、外見に対する投資と管理に伴う疲弊と「やめたい」(H、G、N)心境からも部分的に読み取れる。

しかし、美的資本の競争から降りたことは、競争そのものから全面的に撤退することを意味するわけではない。調査対象者は美的資本の追求の代わりに、能力、業績の増進や内面世界の涵養に自らを向かわせた。

見た目に力を入れて人に褒められるのは嬉しいけど、それぐらいのものでいいのか？ 見た目の効果は曖昧で、やはり自分の技能と専門性に投資してそれを増進したほうが、見返りがしっかりしていて安心です。周りの子が美容室やネイルサロンで過ごす時間を、私は仕事に使います。(M)

Mは美的資本をめぐる競争と能力・業績をめぐる競争の間で、リソースの配置と損得の計算をし、美的資本を求めないことを専門性と技能の増進との関わりで捉えた。そして、周りの都市出身女性よりも仕事に身を投じる姿勢を示している。似通った考え方は、「自分より若くてきれいな人はいくらで

もいる。年齢を重ねるにつれていずれ衰える容姿よりも展覧会や好きな作家さんの座談会に行つて内的豊かさを求めたい」(K)という語りからも読み取れる。MとKの捉え方は、中国の都市部の女性の間に流布している、社会的成功を求めするために人的資本を計算して管理する新自由主義的な主体性と部分的に重なっているように見える (Kong 2024)。一方、調査対象者たちは、都市出身女性と同じく美しさを一種の自己投資とエンパワーメントとしてみならず (高 2018; 馮 2025) のではなく、美的資本の代わりに彼女たちが獲得できる技能や専門性などの競争にリソースを投入しているのである。つまり、都市文化に基づく美の基準を相対化することを通して、調査対象者たちは、美的資本をめぐる競争に参加することの必要性を相対化し、業績を中心とした他の人的資本を求めようとしている。

## 5. まとめと考察

本節では、高学歴農村出身女性による美的資本への対応の独自性をまとめて考察する。それを通じて、彼女たちの対応を取り巻くジェンダー的、階層的構造のあり方、ならびに彼女たちの対応における主体的な側面とその限界について検討する。

### (1) 美的資本への対応の独自性

まず、美的資本に対する態度については、調査対象者には共通して拒否から受容、そして相対化への変化が見られた。農村生活の中で、都市的な美の追求は学業達成の道から降りた「不良になった子」と性産業と関わる将来像につながるが、着飾らない身体からは学歴を介した上昇移動の可能性が見てとれる。都市への流入に際して、調査対象者たちは都市的な美がキャリアの発展に寄与する資本として機能する状況を見出した。しかし、美的資本を求めようとしても、調査対象者が味わったのは、都市文化との距離感と窮屈さ、および農村女性としての出自に対する否定である。こうした都市と農村の両方から味わった疎外感、彼女たちを都市的な美の価値への反省と相対

化に向かわせた。こうした反省と相対化の姿勢は、彼女たちを美的資本の研鑽の実践から完全に解放することはなかったものの、美的資本に対して「内面的距離」を取る契機となった。その結果、彼女たちは、美的資本に内包される、農村出身を否定するヒエラルキー構造と折り合いをつけている。

加えて、一部の調査対象者は美的資本に関する実践から距離を取るに至った。A、K、M、Lは農村女性の身体にまつわるステレオタイプを「自然美」と「健康美」として意味づけ、自身の「ありのままの身体」を卓越化することで、美的資本をめぐる競争から降りたことを正当化した。彼女たちは元来美的資本の追求に費やすはずだったリソースを慣れ親しんだ学力、技能などの人的資本の蓄積に投じ、美的資本の競争とは異なる代替的な競争に参加した。程度の差はあるが、B、H、G、Nも美的資本の競争から実践的距離を置く状態を示している。

このように、今回の調査からは「都市の消費文化との内面的距離化」と「自然美・健康美による実践的距離化」という二つの対応が見られる。これらの対応は、先行研究（程 2018）では十分に検討されてこなかった、高学歴農村出身女性が都市的な美との距離にいかに対応し、またその距離がいかに関一種の文化的特徴として残されてきたのかという問いに対して、一つの答えを提示している。

また、中国の先行研究の多くは、都市文化に基づく美の優位性を前提として、都市女性と出稼ぎ女性とは異なる文脈にあるものの、美的資本に関する期待に順応していることを論じている（高 2018; 丁 2016）。そして、国際研究の中では、美的資本との距離に対する主体的な対応は変えがたい身体的属性に関する議論に集中している。それに対して、本稿は、農村出身の女性が美的資本から距離を取るという、ジェンダー的、階層的差別構造に向き合う別のあり方を明らかにした。

## (2) 農村と都市の狭間——主体性とその限界

以上に検討した高学歴農村出身女性に特有の対応は、彼女たちが置かれた農村と都市の狭間にある構造的位置により醸成され、またその板挟み状態を

強化して再生産することにつながる。調査対象者は、学歴達成を經由して都市へ行くために、都市的な美の追求を一旦戦略的に放棄した。しかし、都市への移動に伴い、今度は農村女性の身体から離れて都市文化に基づいた美的資本を身に付けることが課題となった。そこで、彼女たちは美的資本を求めようとしても、長らく美を拒み、美的資本と交換可能な経済資本、文化資本に恵まれないため、都市と出自の農村の両方に疎外感を抱えた板挟み状態に追い込まれている。一方、学歴とキャリアの達成は、彼女たちに選択や抵抗の可能性をある程度与えた。出稼ぎ女性による都市文化の模倣とは異なり、彼女たちは都市の消費文化を批判的に捉え、農村のステレオタイプを美へと読み替えて、都市文化を基準とする美的資本の欠如と折り合いを付けている。それと同時に、入手できる業績や技能、内面的涵養へ投資して都市出身のキャリア女性と同じく人的資本を管理している。ここでは、彼女たちは手持ちの資源を通じて板挟み状態に対応した一方、都市女性への部分的な同一化と農村女性の身体の新産を同時に経験している。それは彼女たちの都市と農村の板挟みという構造的位を強化したとも言える。

以上を踏まえ、本稿では、程（2018）が指摘した高学歴農村出身者の都市的な美との隔たりを確認した。ただし、この隔たりは単に構造に押し込まれた解消不能の悩みではなく、一定程度は対応可能であるが、女性自身の主体的な対応によって逆説的に再生産されるメカニズムであることを指摘したい。先行研究では、農村出身の高学歴若者は都市との間の懸隔を完全に乗り越えられない「マージナル・マン」（程 2018, p. 191）とみなされた。この議論を美しさの文脈に引き寄せると、美的資本が階層と重なり、複合的な不利を生むという Mears（2014）の指摘と合致するとも言える。これらの知見に対して、本稿は三つのポイントを付け加えたい。まず、農村出身女性は美的資本の蓄積と学歴による上昇移動との構造的ジレンマを経験して、そしてそのジレンマは学歴やキャリアの達成後も解消されず、最終的に彼女たちを「マージナル・マン」の状態に水路づけた。こうした体験は、美的資本と階層格差が交差する構造の、個人レベルでの現れである。また、彼女たちは都市的な美に接近可能であるかのように見えるが、都市・農村の両方から疎

外された心情という見えにくい壁により、板挟みの状態にとどまり続けている。加えて、学歴・キャリアの達成で手に入れた美的資本をめぐる競争から降りる選択によって、彼女たちは不本意ながらも、板挟み状態の再生産に加担している。こうした板挟み状態の生成プロセスは、Mears (2014) が指摘したジェンダーと階層の交差による差別構造よりも排除を巧妙に生み出すメカニズムである。

にもかかわらず、調査対象者は、こうしたマージナルを活かして主体的に生きている側面が鮮明に見られる。まず、美的資本と距離を置いて、学歴の達成によって安定した収入と地位の上昇がある程度確保された。そして、学歴の達成に伴う美的資本の抑圧から受容への変化は都市の美的基準を相対化する視点として受け入れられただけではなく、農村女性の身体も一種の利用可能な解釈の素材として用いられた。農村女性の身体に対する読み替えを通して、彼女たちは美的資本をめぐる競争における自らの劣位と折り合いをつけている。また、美的資本の競争からの撤退は、Gill (2017) が指摘した、美的資本の自己管理がもたらした自己搾取の深刻化をある程度克服する効果を発揮している。

しかし、彼女たちの対応に限界も見られる。まず、美的資本の競争と距離を置くにもかかわらず、人的資本の他の側面へ投資し続けるのは、社会的成功を追求して人的資本を自己管理する都市出身のキャリア女性と共通する部分がある。McRobbie (2016=2023) によれば、女性教育の長期化と高学歴化とともに、社会的成功を求めて自己管理する起業家的な女性主体は中上層の女性だけではなく、低い階層の出身の女性の中でも広く見られるようになった。本稿の調査対象者からは、McRobbie (2016=2023) の議論と共通した傾向を見出せる。競争の形は異なるものの、こうした人的資本の管理と投資は美的資本の競争と同じく自己搾取をもたらしやすい。特に、都市女性と比べて、不利な状況にいる高学歴農村女性は自ら進んで人的資本を増やすためにより多くの時間と力を入れている。すなわち、調査対象者は都市女性と異なる経路を通して自らをより深い自己搾取に導いている。そして、彼女たちによる美的価値の読み替えは、農村のステレオタイプの再生産につながる可能

性は否定できない。

以上に検討した差別構造のあり方および調査対象者による実践の主体性や限界は、確かに中国の都市—農村の二元構造という文脈に依存している。一方で、本稿の検討からは、階層や人種におきた複合的な不利や、肌の色や体型といった比較的变化させづらい属性に基づく排除とは異なり、克服可能に見えながらも、実際には内的矛盾を含み、排除をより巧妙に生み出すメカニズムが明らかになった。女性の高学歴化と社会進出が一般的になった現在、学歴達成を経由して経済の発展が遅れた地域から経済が発達している地域へ流入する女性は世界中に多く見られる。本稿の知見は、中国だけではなく、世界的に展開される美的資本の構造的問題に関する批判に寄与しうる。

本稿では、高学歴農村女性のうち、美的資本と距離を置いた事例に焦点を当てたが、都市的な美を積極的に受容する高学歴農村出身女性、あるいは美の研鑽と距離を取り、自然美や健康美を主張する都市女性との比較は、今後の課題とする。また、本稿の調査対象者はほとんど大学教育、あるいはキャリアの初期段階にあり、未婚の状態である。キャリアのさらなる展開と結婚、妊娠などは彼女たちの都市での生活に大きな影響を与えると予想され、その詳細の検討については今後の課題である。

#### 参考文献

- Barlow, T. E. (2004) *The Question of Women in Chinese Feminism*, Duke University Press.
- 程猛 (2018) 『“読書の料” 及其文化生産——当代農家子弟成長叙事研究』中国社会科学出版社。
- 第一財經・新一線城市研究所 (2022) 『2022 城市商業魅力排行榜』。https://www.yicai.com/topic/101425010/ (2024年7月14日取得)
- 丁瑜 (2016) 『她身之欲——珠三角流動人口社群特殊職業研究』社会科学文献出版社。
- Ding, Y. & P. S. Y. Ho (2013) “Sex Work in China’s Pearl River Delta: Accumulating Sexual Capital as a Life-Advancement Strategy,” *Sexualities*, 16 (1–2), pp. 43–60.
- Elias, A. S., R. Gill & C. Scharff (eds.) (2017) *Aesthetic Labour: Rethinking Beauty Politics in Neoliberalism*, Palgrave Macmillan.
- 馮可欣 (2025) 「中国の高学歴女性の美しさに対する意味づけの変化——学校から職場への移行に着目して」『ソシオロジ』69(3), pp. 23–41。
- 高修娟 (2018) 「身体管理と女大学生性別社会化」『中国青年研究』7, pp. 26–32。

- Gill, R. (2017) “The Affective, Cultural and Psychic Life of Postfeminism: A Postfeminist Sensibility 10 Years On,” *European Journal of Cultural Studies*, 20(6), pp. 606–626.
- 顧天竹・紀月清 (2017) 「論社会資本中的美貌溢价——基于勞働力社会網絡外貌差異的実証」『*經濟与管理研究*』38(9)、pp. 74–83。
- 国家統計局 (2017) 「2016年『中国婦女發展綱要 (2011–2020年)』統計監測報告」。https://www.stats.gov.cn/sj/zxfb/202302/t20230203\_1899707.html (2024年7月14日取得)
- Gurrieri, L. & H. Cherrier (2013) “Queering Beauty: Fatshionistas in the Fatosphere,” *Qualitative Market Research: An International Journal*, 16(3), pp. 276–295.
- Hanser, A. (2005) “The Gendered Rice Bowl: The Sexual Politics of Service Work in Urban China,” *Gender & Society*, 19(5), pp. 581–600.
- Hooks, B. (1992) *Black Looks: Race and Representation*, South End Press.
- 黄盈盈 (2020) 「性之变——改革開放40年の梳理与思考」『*社会学評論*』8(2)、pp. 28–46。
- Jacobs, K. (2012) *People's Pornography: Sex and Surveillance on the Chinese Internet*, Intellect.
- 金蓓蕾 (2021) 「高校農村籍女大学生就業問題調查研究」『*吉林工程技術師範学院学報*』37(2)、pp. 22–24。
- 金一虹 (2006) 「“鉄姑娘”再思考——中国文化大革命期間的社会性別勞働」『*社会学研究*』1、pp. 169–193。
- Kong, S. (2024) “Embodied Suzhi: Constituting Middle-Class Subjectivity in Post-Socialist China,” *Body & Society*, 30(3), pp. 95–120.
- 李路路・朱斌編 (2024) 『当代中国社会分層与流動研究手冊』中国人民大学出版社。
- 廖和平・王克喜・鄧洪中 (2016) 「社会性別視角下的高校女研究生“成長”問題及成因分析——基于6省(市)的18所高校的調查数据」『*湖南科技大学学報(社会科学版)*』19(3)、pp. 88–94。
- 劉琦 (2023) 「从“白瘦幼”到“健康美”——小紅書女性身体呈現变化研究」四川外国語大学新聞与傳播学院2023年度修士論文。
- McRobbie, A. (2016) *Be Creative: Making a Living in the New Culture Industries*, Polity; 中條千晴・竹崎一真・中村香住訳 (2023) 『*クリエイティブであれ——新しい文化産業とジェンダー*』花伝社。
- Mears, A. (2011) *Pricing Beauty: The Making of a Fashion Model*, University of California Press. ——— (2014) “Aesthetic Labor for the Sociologies of Work, Gender, and Beauty,” *Sociology Compass*, 8(12), pp. 1330–1343.
- 中村香住 (2017) 「フェミニズムを生活者の手に取り戻すために——『性の商品化』に対する現代女性の「気分」の分析を通して」『*新社会学研究*』2、pp. 176–195。
- Rofel, L. (2007) *Desiring China: Experiments in Neoliberalism, Sexuality, and Public Culture*, Duke University Press.
- 宋少鵬 (2011) 「“回家”還是“被回家”?——市場化過程中“婦女回家”討論与中国意識形態轉型」『*婦女研究論叢*』106(4)、pp. 5–26。
- 鈴木涼美 (2013) 『「AV女優」の社会学』青土社。
- 王政 (1997) 「“女性意識”, “社会性別意識”辨異」『*婦女研究論叢*』1、pp. 14–20。
- Wen, H. (2013) *Buying Beauty: Cosmetic Surgery in China*, Hong Kong University Press.

- 吳小英 (2009) 「市場化背景下性別話語的轉型」『中国社会科学』 2、pp. 163–176。
- 謝妮・宋裕飛・朱亜輝 (2024) 「在求知与流動之間——新生代農村女大學生的考研動因研究」『齊魯師範學院學報』 39(2)、pp. 9–16, 25。
- Zheng, T. (2003) “Consumption, Body Image, and Rural-Urban Apartheid in Contemporary China,” *City & Society*, 15(2), pp. 143–163.
- (2007) “Performing Media-Constructed Images for First-Class Citizenship: Political Struggles of Rural Migrant Hostesses in Dalian,” *Critical Asian Studies*, 39(1), pp. 89–120.
- 中華人民共和國教育部 (2016) 「我國高等教育在校生達3647萬」。 [http://www.moe.gov.cn/jyb\\_xwfb/gzdt\\_gzdt/moe\\_1485/201609/t20160901\\_277284.html](http://www.moe.gov.cn/jyb_xwfb/gzdt_gzdt/moe_1485/201609/t20160901_277284.html) (2024年8月25日取得)



《論文》

# 中国内陸部農村における 家族関係の変容とジェンダー

——〈長女〉の経験に着目して

Transformations in Family Relations and Gender in Rural Inland China:  
Focusing on the Experiences of the “Firstborn Daughter”

余 楽 YU Le

In China, although the “One-Child Policy” imposed strict birth control, rural families were often permitted a second child if their firstborn was a daughter. This paper examines the lives of these firstborn daughters in contemporary rural China through their own narratives. Traditionally, daughters were regarded as outsiders to their natal families because they were expected to marry out. Today, however, they are increasingly called upon to assume substantial family responsibilities, even as they remain excluded from inheritance.

## 1. はじめに

本稿は、中国内陸部に位置する湖北省の農村世帯において第一子として生まれた女性（以下、〈長女〉と称する）の生家<sup>1</sup>における役割の変化を通じて、農村社会における家族関係のあり方およびジェンダー秩序の変容を明らかにすることを目的とする。

中国社会には、「嫁出去的なれ、灑出去的なれ」（嫁に出したなの子はこぼし

---

1 本研究の議論では、婚姻の有無にかかわらず出生・成育の基盤となった家を指す場合が多いため、総称的には「生家」という語を用いる。文脈上、特に女性の婚出や婚姻に伴う位置変化を強調する場合には「実家」と表記する。両者は同じ意味合いをもつ。

た水も同然) という言い回しが存在する。特に家父長制的規範にもとづく夫方居住婚において、娘は結婚によって夫方の家族に移る、すなわち「外に出る存在」と位置づけられてきた。このような規範のもとで、娘は家庭の財産継承から排除されると同時に、老親扶養の主要な責任からも免除される存在である。とりわけ農村部では、老親扶養は息子の責任であるとみなされ、老後は息子に頼るという「養児防老」観念が広く共有されてきた。農村で男児選好の傾向が根強くみられるのは、このような伝統規範の働きによるものといえる。

このような男児選好の観念は、国家の生育政策にも反映されてきた。1970年代末から導入された一人っ子政策は、都市部では厳格に実施されたが、農村部の多くの地域では「1.5子政策」が適用された<sup>2</sup>。その結果、農村部においては男子の誕生を目指して第二子以降の出産意思が一層強まり、「姉一弟」「姉一妹」といった構成のきょうだいが増加した。実際、約18,900戸を対象として2009年までに行われた農村世帯調査によれば、農村部の女性のうち約41.4%に弟がいたことが判明している（張・陶・江2013）。つまり、約4割の女性が「弟を持つ姉」である。

「弟を持つ姉」である〈長女〉たちはどのような生活を送っているのだろうか。ある母親は次のように語っている。「姉がまだ幼い頃——『あなたは姉なんだから、弟に譲りなさい』。姉が成長したとき——『あなたは姉なんだから、弟を助けなさい』」（李・葉2023, p. 139）。この語りは、〈長女〉に対する一貫した家族のために献身すべきという役割期待を端的に示している。また、農民工（出稼ぎ労働者）家庭の子どもたちの親不在の中で育った経験にはジェンダー化された特徴がある（王2019, p. 123）。弟は家事労働から免除され遊び中心の日常を送る一方、姉は家事やきょうだいの世話といったケア労働を担わされる。つまり、〈長女〉たちには幼少期から不平等な性

---

2 1984年、中国は一人っ子政策を改訂したが、農村地域では「第一子が女兒の場合、数年後に第二子の出産が認められる」という柔軟な政策が実施された。筆者の調査地である湖北省農村では、第一子出産からおおむね4年の間隔を空けると、第二子以降の出産が許可される。

別役割期待が課されている。では、こうした経験を経て成人した〈長女〉たちは、生家においてどのような位置づけにおかれ、いかなる役割を期待されるようになるのだろうか。これらの問題は、中国農村部における家族関係とジェンダー秩序の変容を理解する上で重要な論点であるにもかかわらず、従来の研究では十分に検討されてこなかった。

確かに近年、生家における娘の役割変容をめぐる議論が活発化している。たとえば、従来の支配的であった「息子による老親扶養」から「娘による老親扶養」への変容とその要因の解明（李 2021；甘 2022）や、役割遂行と権利付与の間に存在する非対称性の分析などがある（栗・魏 2025）。これらの研究は、女性はもはや「嫁に出した娘はこぼした水」といった存在でなくなることを示している。すなわち、伝統的なジェンダー規範に規定された役割遂行は変容し、〈長女〉には新たな役割遂行が期待されるようになっている。しかし、こうした役割拡大は、直ちに女性の生家における地位向上をもたらすのか。この問いに答えるには、〈長女〉の役割変容を規定する家族内の権力関係や不均衡な資源配分が変容する過程、また、当事者である女性がいかに経験し意味づけているのかを実証的に検討する必要がある。とくに、娘が成人後に生家で受ける待遇の不変性と変化をそれぞれ捉えることで、娘が生家でおかれる複雑な立場とその背後に作用するジェンダー規範を把握することができる。

本研究は、〈長女〉が成人後も弟とは異なる待遇を受け続ける実態に着目する。彼女たちは「娘」と「姉」という二重の役割期待を負わされ過剰な責任を課されている一方で、それに見合う正統な権利付与からは排除され続けるという構造的な矛盾の中に置かれている。彼女たちに課される役割の拡大が新たな抑圧として機能している側面を浮き彫りにする。この分析を通じて、中国農村部における家族関係とジェンダー秩序の変容を解明することを試みる。

## 2. 先行研究の検討

先行研究では、主として「娘」あるいは「姉」という立場に置かれた女性の経験に焦点が当てられてきた。娘は「性別」と「世代」という二重の従属性に直面し、教育達成や経済的自立を通じて也未必しも地位向上に結びつかない（楊・鄭 2024, p. 13）。また、弟をもつ姉は家庭内で過剰な支援を担うことで「扶弟魔」（弟へ経済的支援を行い、自己犠牲を厭わず尽くす姉たち）と揶揄され、スティグマ化される傾向がある。それが女性の婚姻選択や生活基盤に不利な影響を及ぼしている（楊・劉 2022, p. 70）。とりわけ、家族の資源動員戦略が男子を中心に構築されるなかで、高学歴女性のキャリア形成や婚姻選択が強く制約される点も指摘されている（Sier 2020, p. 1508）。

このように、娘や姉が直面している不利は多角的に指摘されてきたが、〈長女〉という固有の位置性に焦点を絞った研究は限定的である。量的研究のなかには、男児選好のもとで育つ〈長女〉の性格特性（協調性・誠実性）とその後の世帯所得上昇との間に正の相関がみられると指摘するものもある（李・葉 2023, p. 138）。だが、このような「好影響」を強調する議論は、〈長女〉の自己犠牲的実践を前提化することで家父長制的な不平等構造を正当化しかねない。娘・姉として家族のための献身を期待されながら育つ過程において、女性が担わざるを得ない役割や犠牲が不可視化されている。

そもそも、農村女性はライフステージの変化に伴い、自分の居場所や役割遂行のあり方を調整する姿勢が見られる。既存の研究では、女性が婚姻や親族制度の枠内で生涯の意味を見出していることや（許 2001; 楊 2012）、生家から嫁ぎ先へのライフステージの転換において女性が夫方家族に帰属していくプロセスがとらえられてきた（李 2010）。さらに、女性の帰属や役割は制度的に自動的に固定されるものではなく、家族関係の変動に応じて実践的に再配置されうることも指摘されている（李 2024）。これらの知見は、女性が生家での経験と結婚による身分転換をどのように理解し実践していくのかを考える上で重要な示唆を与える。

しかしながら、こうした研究の多くは婚姻による「他家への嫁入り」を前

提とした役割転換に焦点を当てている。今日、娘であり姉でもある〈長女〉は、必ずしも生家の「外部者」であるとは限らず、結婚後もある程度「内部者」の位置づけを保持しているケースは少なくない。だが先行研究においてこの事実は見過ごされている。とりわけ、〈長女〉が生家の財産継承から排除されながらも、弟および老親の双方に対して継続的な支援を担わざるを得ないという構造的矛盾については、深く掘り下げられてこなかった。

〈長女〉の位置やその役割変容を考察する上で、「農嫁女問題」<sup>3</sup>も参照すべきだろう(李 2018, p. 89)。「農嫁女問題」は、農村出身女性のなかに結婚を契機に都市へ移住する際、出身村での土地権を喪失し、都市での不安定な生活基盤と農村土地の収奪という二重の不利益に直面する女性たちがいることをとらえたものである。女性への正当な権利の不付与は、都市化と不動産開発を背景とした資本の本源的蓄積を支えている。とくに、夫方居住婚という婚姻制度と結びつく資源分配方式では、既婚・未婚・離婚の女性は他出子とみなされる。こうした女性たちは成人後も経済的に不利な位置に置かれる一方で、ジェンダー規範によって正当化される「親孝行」の実践を強いられる。

これらをふまえて本研究では、〈長女〉である女性の経験に基づき、生家における〈長女〉の役割の変容とその意味を解明する。これを通じて、農村社会におけるジェンダー不平等の生成とその再生産のメカニズムを捉えることを試みる。

---

3 中国農村部では、「村憲法」や地方政府の規定により夫方居住婚の慣行が強化されてきた。そのため、出生地の戸籍を保持したまま結婚した女性、離婚女性、寡婦、シングルマザー、未婚女性などをめぐる問題が存在する。彼女たちは地域ごとに「農嫁女」「外嫁女」「出嫁女」と呼ばれるが、基本的には婚姻や身分上の変動を経てもはや生家の成員とはみなされない。

### 3. 研究対象と方法

#### (1) 調査地の概況

本研究のフィールドは、中国内陸部に位置する湖北省の茶県と、県に管轄する栗村およびその周辺の村落である（県名、村名はいずれも仮名）。茶県は省都の武漢市から約130kmの距離にあり、3つの鎮と8つの郷から構成される人口約40万人の県人民政府の所在地である。内陸部の偏遠な山間地域に位置し、交通の不便さに加えて工業資源にも乏しいため、発展は遅れてきた。住民は主として出稼ぎ労働による収入に依拠して生計を維持している。住民の一人あたり年収は県全体で1.9万元（日本円で42.4万円程度）未満であり、村の平均は1.2万元（同12.8万円程度）とさらに低水準にある。出稼ぎ労働者は約10万人に達し、出稼ぎ労働による収入は村民のおもな収入源となっている。農村開発および農民の創収（収入増加）の推進を背景に、近年、政府は茶葉の生産、漢方薬材の栽培、さらには茶文化と結びついた農村観光業などの分野に力を入れている。調査中心地の栗村は、县城から約40km離れており、10の村民小組から構成され、総人口は約1,000人である。

#### (2) 調査方法

本研究では、おもに参与観察と半構造化インタビューの手法をとって調査を行った<sup>4</sup>。参与観察は2024年2月、2024年9～10月、2025年1～2月、2025年3月16日の4回にわたり、栗村およびその周辺の村落に滞在して実施した。参与観察は対象者の生家や嫁ぎ先での日常生活を中心に行った。また、個人情報、〈長女〉として生まれた経験、弟を含む家族との関係、生家との関係を維持するための実践、住宅取得、婚姻、育児、親の介護の困難などを含む共通の質問項目を設定し、8名の対象者に対して各1～2時間の半

---

4 調査対象者の出身地・現在地の村名・県名はすべて仮名である。本研究の実施においてお茶の水女子大学の倫理審査を受けた。なお、承認番号は2024-79である。

構造化インタビューを実施した。主たる対象は、栗村およびその周辺村の出身で、現在は茶県や省都・武漢、あるいは上海などに居住する〈長女〉たちである。彼女たちはいずれも1990年代以降に生まれた弟を持つ第一子であり、教育達成度は比較的低く、主に専門学校を卒業している。ほぼ全員が結婚・出産を経験していたが、なかには未婚で家族と同居しながら弟の子育てを支援している者も含まれる。なお、対象者のプロフィールは以下の通りである。

表1 調査対象者の基本情報

	年齢	きょうだい構成	出身地	現在地	最終学歴	婚姻形態	職業	子の出生年
A	34	弟	栗村	栗村	看護師専門学校	既婚(2018)	県中心病院・看護師	1人娘(2020)
B	33	弟	栗村	浙江省	三流大学	未婚(見合い中)	ライブコマースの方法を学習中	いない
C	33	弟	水村	茶県	看護師専門学校	既婚(2018)	県中心病院・看護師	息子(2020) 娘(2022)
D	32	妹	栗村	茶県	専門学校	既婚(2016)	県観光文化創意商品部・契約職員	息子(2017) 娘(2019)
E	33	弟	餅村	武漢	専門学校	結婚準備中(2025年10月)	ペットショップ経営	いない
F	34	弟	庫村	武漢	専門学校	既婚(2019)	ボトルウォーター会社の従業員	息子(2020)
G	35	弟	栗村	武漢	看護師専門学校	既婚(2017)	大学附属病院・医務室契約職員	息子(2021)
H	33	弟	毛村	上海	四年制大学(一年浪人)	既婚(2020)	中学生教員	1人娘(2021)

(聞き取り調査をもとに筆者作成)

#### 4. 生家における〈長女〉に対する不公平な扱いの継続

研究背景の節で論じたように、〈長女〉は幼少期において日常生活実践の面において差別的な扱いを経験している。成人後も、教育資源の配分(楊2009; 葉・呉2011)のほかに、経済資源や親世代の労働力資源の面において、弟とは異なる扱いを受けている。以下では、住宅取得、結婚資金、育児支援といった側面において、当事者の語りにもとづいて検討する。

### (1) 住宅取得における女性の不支援と購入抑制

住宅は家族の資産を象徴するものであり、その取得は世帯内資源の分配に直結するため重要である。しかし、その過程における家庭内の資源配分には、顕著なジェンダー格差が存在する。とりわけ農村出身の女性は、自分の名義での住宅所有に否定的あるいは消極的な態度を示す傾向が、現地調査により明らかになった。

聞き取り対象者8名のいずれも、結婚前に本人名義で住宅を単独購入した経験はなかった。現在居住している住宅の多くは、結婚を契機に夫側が主に出資して購入したものである。対象者たちは「娘に家を買ってくれる親なんて、あまりいない」「(親に)家を買ってもらうなんて恥ずかしくて言えない」「女の子は別に家を買う必要ないんじゃない」と語った。女性として住宅を所有しないことや住宅購入に対する親からの支援をめぐるきょうだい間の格差を「当然なこと」「常識」として正当化し、受容する態度が見受けられる。

この点に関して、結婚を契機に婚約者とともに湖北省の省都の武漢において、本人名義の住宅を購入する意向を示したEさんの事例をみてみよう。Eさんは、2014年に武漢の専門学校を卒業後、長年にわたり上海で出稼ぎ労働をしていた両親から「家族の近くで働いてほしい」と求められ、上海のトリミング・サロンに数年間勤務した。その後、起業を志し、物価が比較的低い武漢に移住して、貯金を活用してペットショップを経営した。実にEさんは住宅価格が現在ほど高騰していなかった専門学校在籍時に、武漢で住宅を購入する意向を固めた。しかし、Eさんはその意思を両親に伝え経済的支援を求めたところ、「家は男が買うものだ」という理由で拒否された。店舗経営においても十分な経済的余裕がなかったため、結局、賃貸住宅での生活を余儀なくされ、転居を繰り返すこととなった。結婚準備にあたり、彼女はペットショップを閉店し、婚約者と共同で住宅の購入を目指しているが、価格高騰により手ごろな物件が見当たらない。他方、両親は弟の結婚準備に際して、全額負担して武漢に住宅を購入していた。このように、Eさんの事例には、親からの経済的支援が息子には手厚く、娘にはほとんど及ばないとい

う資源配分の不平等が鮮明に現れている。

同様の不平等な扱いは、Hさんの事例にも見られた。彼女は出産後、子どもの将来を考慮し、上海で住宅を購入することを決めた。総額280万円<sup>5</sup>の物件に対し、夫側の親が大部分の費用を負担し、残額を夫婦の貯金で補おうとしたが、資金はどう工面しても足りなかった。不足分を銀行からの借入で補うことを検討した際、事態を知ったHさんの両親は「娘の顔を立てる」という名目で不足分の拋出を申し出た。ただし、それは無償の贈与ではなく、Hさんの夫に借用書を書かせることを条件とした貸与であった。Hさんの事例でも、息子に対しては無償でなされる支援が、娘に対しては贈与ではなく貸与として処理されるという差が確認される。

これらの事例を考察すると、経済的な資源配分は家父長制的な価値観と密接に結びつく。とくに住宅取得において娘と息子を差別的に扱う慣行は、男性が「家庭の経済的主導権を担う存在として優遇されるべき」地位を確保する一方で、女性を「男性によって生活を保障されるべき存在」として固定化する機能を持つといえよう。その結果、女性が住宅取得の主体となることは逸脱行為とされ、女性が本人名義で住宅を取得しようとする場合、家族や地域社会からの支持を得ることはきわめて困難である。男女間の差別的な扱いは、娘本人、その親世代、そして農村住民にとって合理的な規範として内面化され、日常的な実践を通して再生産されている。

さらに、住宅を所有しない女性は「外部者」として夫方居住規範に従わざるをえない。金（2010, p. 152）によれば、夫方居住婚は単なる居住形態にとどまらず、父系制の継承、夫による資産および居住権の支配、さらには家制度的な血統秩序の維持といった構造的な権力関係を内包している。また、女性のために住宅を購入しないという慣行は、女性が結婚後に男性側の家族に組み込まれることを前提とし、その従属的地位を再強化する制度的機能を果たしている。

---

5 280万円は2025年8月時点の為替レートで日本円約5,770万円～5,800万円に相当するが、不動産価格の上昇により、現在の実際の資産価値は購入時を上回っている。

まとめると、住宅購入において、「既得権益の享受者」「血統の継承者」とみなされる男性を優先し、一時的な家族成員とされる女性は家族資源の継承から排除される。資源が分配される際、ジェンダー規範を通じて女性が自らの正当な権利を放棄するよう誘導され、場合によっては女性が男性に対して積極的に経済的支援を担う。この傾向は、息子と娘の結婚時における親からの資金援助額の差からも明白である。

## (2) 結納金と持参金の不均衡な支援

中国農村部では結婚に際して、新郎側が新婦側に支払う「彩礼」(結納金)や、女性側の親が娘の結婚のために準備する「嫁妝」(持参金)といった婚姻慣行がある。どちらも親からの支援が必要となるが、その投入金額は息子と娘の間で明らかに異なる。さらに、姉妹を早めに結婚させることで得た結納金を男性きょうだいの結婚資金に転用する事例も存在する。結婚時に両親からもらった持参金について、3名の対象者は以下のように語っている。

「持参金はあるまじなかつたかな、正直よく覚えてないけど……たぶん1万円(約20万円)くらいだったかも。でも、両親は結納金に『気持ちだけで十分』と言ったかも。向こう(新郎側)がくれたから、うちの親は受けとることせずに、そのまま私に渡してくれたんだよね。」(Cさん2024年9月)

「持参金なんてさ、親に『ちようだい』なんて言えないよね。ちょっと気持ちだけもらえれば十分って思ってたし、私もあまり細かく聞かなかった。もう、あんまり覚えてないよ。」(Aさん2025年1月)

「私も夫もそのときは働いてたから、(結婚式の前日に)帰省して結婚式に出て、すぐ仕事に戻ったんだよね。母が『何か欲しいものある?』『家電とか買う?』って一応聞いてくれたけど、当時は借りてた部屋に全部揃ってたし、とくにいらないうって言って。その後、2万円くらい

(たぶん) をもらって、『好きなもの買ってね』という感じでくれたと思う」(Fさん2025年2月)

〈長女〉たちの語りには以下の特徴がみえる。第一に、結婚時に提供された持参金の具体的な金額や品目について曖昧な記憶しか持っていない。第二に、結婚に対する家族からの支援は、ごくわずかな金銭の給付にとどまることが多く、むしろ「気持ちだけ」といった象徴的な意味合いを持つ援助が中心である。

これとは対照的に、息子の結婚に対する経済支援は質・量ともに大きく異なる。親世代は早い段階で貯金しはじめ、結婚時には数十万元(200万円超)規模の実質的な支援がなされることが通例である。この支援は住宅購入資金、結婚式費用など多岐にわたる。

この結婚資金の不均衡な支援に対して、不満を語る姉はいなかった。杜(2017, p. 101)が指摘するように、農村女性の置かれた状況は依然として厳しく、家族のために過度な犠牲を強いられる傾向が持続している。このような共通的な生活環境において、「良き女性」「良き娘」像が存在し「聞き分けがよい」「思いやりがある」「家族を第一に考える」といったジェンダー規範のもとづく役割期待が固定化されている。こうした規範のもとで、「自らの欲求を表明すること」や「自己の権利を主張すること」は、望ましくない行為として評価される。つまり、「娘であること」に付随する役割期待が過度に強調されることで、女性はよりよい生活に必要な資源を親に求める際、強い心理的圧力にさらされる。

その結果、女性は受動的立場に置かれ、自己のニーズを意識的に抑制し、不平等な扱いを甘受する姿勢を無意識のうちに身につけてしまう。資源配分の過程において不平等を経験し、家庭への献身を要求されている状況においても、女性は沈黙を維持し、当該の不平等を受忍することを選ぶ傾向がみられる。多くの女性は「対立回避志向」「自己中心性への忌避意識」といった価値観を形成する。まさにこうした価値観に基づいているからこそ、女性たちは日常生活において、李の研究で指摘したような過度の協調性のある行動

をとるのである。

### (3) 育児支援の非対称性

上述の二点は家庭内における資源配分に関わる事例であるが、それにとどまらず、育児支援においても同様の傾向が見受けられる。中国社会には隔代育児（祖父母による孫の養育）と呼ばれる慣行があり、とくに共働き家庭においては家庭生活と就労を両立させるうえで不可欠な支援となっている。しかし、この支援には看過できないジェンダー非対称性が存在する。農村部の祖父母世代は「息子の子（内孫）」への支援を優先し、「娘の子（外孫）」への支援を軽視する傾向にある。

聞き取り対象者であるAさんの事例をみてみよう。Aさんの夫は県中心病院に勤務する医師であり、Aさん自身も同病院に看護師として勤務していた。夜勤も多く、仕事と育児の両立はきわめて困難であった。夫の母親（Aさんの義母）はなくなったため、Aさんは実母に育児支援を求めたが、体調不良を理由に断られた。ところが、その後、弟が結婚して娘を出産すると、実母は県城に単身で居住しながら、弟の娘の育児を全面的に手伝った。

両親が出資して県城に購入した弟の住宅は、Aさんの自宅から徒歩10分ほどの距離にあったが、母親は弟の娘の育児支援に専念しており、Aさんの娘の世話は緊急時などの一時的な対応にとどまった。その結果、Aさんはやむをえず夫の親戚を雇用し、月額3,000元（日本円で約66,000円）を支払って娘が2歳になるまで育児を依頼することとなった。さらに、弟夫婦はいずれも安定した職に就いていなかったため、弟の娘の粉ミルクや生活用品の購入費も母親が負担していた。ただし、Aさんの娘に比較的大きな支出が生じた場合には、その都度、Aさんの親が応じる費用の立て替えを求めることがあった。このような育児支援の非対称性は、Aさんの出産計画に大きな影響を与えている。娘一人しか出産していないAさんは「もう一人産め」と第二子出産を言われても、「誰が育ててくれるのか」と反発し、拒否した。

弟をもつ姉のAさんの事例と対照的なのは、Dさんのケースである。Dさんは8人の対象者の中で唯一の「妹を持つ姉」である。Dさんのようなきよ

うだい構成は男児選好の根強い農村地域では多くない。Dさんは大学卒業後まもなく同村の男性と結婚し、結婚後も実家と密接な関係を維持し、生活の中心は実家に置かれている。Dさんは結婚する際に、実家の両親が持参金として自動車を購入し、さらに県城での住宅取得に際しては、頭金の半額以上を両親が負担した。結婚の翌年に長男を出産、育児の支援も実母に頼ることが多かった。実母は母子用品店を経営しているため、子どものミルクや衣類などは店から提供され、子どもへのプレゼントや金銭的支援も頻繁に行われている。実母からの支援も多かったため、すぐに第二子の出産を選んだ<sup>6</sup>。また、実家の両親は「三人目が生まれても育児をサポートする」と明言しており、Dさん自身もそれを前提に三人目の出産を計画している。本人は実母からの支援を以下のように述べる。

「私の場合、あまり参考にならないかもしれない。周りは同じケースが少ないと思う。ありがたすぎて、両親には何の不満もないです。感謝しかないよ。すごく運がよかったと思ったよ」（Dさん2025年3月）

Dさんの事例から明らかなように、「弟を持つ姉」は実家からの十分な支援を得にくい状況であるのに対し、「妹を持つ姉」は比較的公平な待遇を受ける傾向がある。いいかえれば、弟を持たない〈長女〉は、相対的に実家から継続的な支援を受けられる。つまり、女性にとっての家庭資源の分配は、きょうだい構成、とくに弟の有無によって大きく左右される。

しかしながら、Dさんは娘として実家から継続的に支援を受ける事例は例外的であると考えているように読み取れる。男性のようにそれを当然視するのではなく、「与えられた恩恵」や「感謝すべき特別な待遇」と語った。こ

---

6 中国の家庭では、子どもが父方と母方の祖父母を「爺爺・奶奶」「外公・外婆」と区別して呼ぶのが一般的である。これに対しDさんは、実家との親密な関係を重視し、双方の祖父母を共通して「おじいちゃん・おばあちゃん（爺爺／爹爹、奶奶／婆婆）」と呼ばせている。とりわけ実家の祖父母は寛容で面倒見がよいため、子どもたちは実家側により強い親しみを抱くようになっている。

れも、農村社会では娘が実家から支援を受けることは、「期待できない」「望めない」という認識に由来している。本来は正当な権利であるはずのものに対して、遠慮や後ろめたさを抱いてしまうのである。

まとめると、育児支援においては、娘よりも息子が優先される傾向が強く、〈長女〉は一貫して限定的な支援しか得られない。弟を持つ〈長女〉と比較すると、妹を持つ〈長女〉のほうが相対的に親から支援を受けやすいようにみえるが、その場合でも「自分だけが特別に配慮されているのではないか」という不相应感を抱きやすい。これらの状況に加え、女性の生家における役割がむしろ強化されているという逆説的現象が生じている。次節では、〈長女〉の役割変容、その遂行実態やそれが内包する矛盾について検討する。

## 5. 〈長女〉の生家における役割変容や遂行の実態

息子に対して娘は家庭内資源の獲得において差別的に扱われており、その「外部者」としての位置づけは本質的に変化していない。しかしながら、この資源配分における周縁的地位とは逆説的に、娘は生家においてより重要な役割を期待されるという構造的矛盾が生じている。

とくに〈長女〉の場合、この矛盾はより複雑である。〈長女〉は、「娘」として親への扶養責任を自発的に引き受けることが期待され、「姉」として弟への支援義務を果たすことも求められる。この複層的な責任について特筆すべきは、娘による自発的な老親扶養の実践とそれに伴う経済的援助が、表面上は親孝行として現れながら、実質的には弟の負担軽減という機能を果たしている点である。つまり、娘が老親扶養の責任を担うことにより、本来であれば息子が負うべき扶養負担が軽減されるのである。

現地調査では、娘が親に提供した経済支援が、親の判断により息子の住宅ローン返済等に頻繁に転用される事例や、自分たちへの直接的な生活支援よりも、弟への支援を優先するような要求が確認された。こうした事例からも、娘より息子を優先する親たちの考えを読み取ることができる。

以下では〈長女〉に課せられる役割期待を姉、娘といった二つの側面から

分析することで、女性の生家における位置づけとその意味を明らかにする。これを通じて、農村社会における女性のジェンダー秩序がいかに維持・再生産されているかを理論的に解明していく。

### (1) 姉としての役割遂行

農村社会には「〈長女〉は母親のような存在であるべきだ」（長姐如母）といった言い回しが存在する。これによって弟を持つ〈長女〉たちは、幼少期からの世話役にとどまらず、成人後も弟の生活支援に中心的な役割を果たしている。弟への支援は教育費や生活費の援助、就職活動への助言や人的資源の提供、住宅購入・結婚時の経済的支援まで多岐にわたる。大手オンラインメディアの網易新聞によれば、ある農村出身の男性が結婚する際、長年にわたり家庭が困窮するなかで、11人の姉たちが弟の結婚資金として総額32万元を必死に捻出したという。なお、そのうち23万元は県城における住宅購入に、9万元は結納金および挙式の費用に充てられた<sup>7</sup>（網易 2018）。

姉として、弟へ多様な支援を提供する事例は調査対象者の中にも顕著であった。Aさんは弟の結婚や出産の際に20万円以上のご祝儀を包み、車の購入にあたっては60万円を利子なしで貸与している。Fさんは、弟が大学卒業後に就職先を見つけられなかったため武漢の自宅に住まわせるだけでなく、専攻選択や就職先の紹介にも関与していた。Eさんも、その弟の就職活動を支援すると同時に、生活面でも世話を提供している。Cさんは、弟と両親との間で対立が生じた際にはその仲介を担っていた。弟が公務員試験に失敗したあと、夫が従事する内装工事の下請け業務を手伝うことを提案し、さらに自らの人的ネットワークを活用して継続的に就業機会を斡旋した。

Bさんの事例も際立っている。彼女は未婚のまま両親および弟夫婦と同居し、弟の育児と起業の双方において重要な役割を担っていた。具体的には、

---

7 網易「2018年、山西省農村において11人の姉が弟の結婚のために32万元を工面——秘められた苦勞」（<https://m.163.com/dy/article/I5JD8B2V0552WU9K.html> 閲覧日2025年7月17日）

弟とともに県城でビリヤード場の候補地を調査し、内装デザインについても協議しながら、一部の費用を負担することで起業を後押ししていた。また、調査時点で弟夫婦は第二子を出産したばかりであり、Bさんは両親と弟夫婦とともに二人の子の育児を分担していた。彼女自身が「五人の大人で二人の子を見ても全然回らない」と語って、生家に滞在する時間の大半を育児支援に費やしていたのである。弟との関係や姉としての責任について、三名の調査対象者は以下のように語っている。

「弟は今うちに住んでいるよ。武漢では私以外誰も知り合いがない。姉だからね、自然にうちに来ているし、面倒みないと……彼が大学の専攻を選ぶときにも、自分の就職の経験を踏まえアドバイスしたよ。姉として何とかやってあげないと思ったから。でもずっとうまく就職できていないね、困るよ」(Fさん)

「私から普通にいろいろ聞きますよ。彼からあまり連絡来ないけどね。……そもそも全然しっかりしていなくて、なんか心配だよ。両親からもいろいろ面倒みてあげてねとか言われるから。最近はおいしいものを奢るとか、彼がうまく就職するためにいろいろアドバイスをしたけど、なかなか聞いてくれなさそうね」(Eさん)

「弟ね、一言で言い切れないよ。就職のこともアドバイスをしたけど、聞いてくれなかった……でも放っておくわけにはいかないよね。彼がいま付き合ってる相手のことも、両親は反対しているから、時々両親を説得したりとか、できる範囲でサポートしたよ。姉として、言うことは言うけど、聞いてくれないからしょうがない。じゃあ好きにしたらって思った。まあ、何かあったらその際にまた言うよ」(Cさん)

姉としての当事者の語りから明らかのように、姉は弟を世話したり、支援をしたりすることについてとくに不満を示さなかった。既婚・未婚を問わ

ず、実際には引き続き弟の世話や支援を続けている。それに加えて、本来は弟が担うはずであった親の扶養責任も、次第に〈長女〉である姉へ移行しつつあることも観察される。

## (2) 娘として自発的に老親扶養を担う

息子と娘による親の扶養には、それぞれ異なる論理がある。唐・馬・石(2009, p. 31) が指摘するように、息子による扶養は、家父長制の規範にもとづく強固な「倫理的義務」とみなされる。対照的に、娘による扶養は、親への「情愛」や「良心」にもとづいた「軟性的な欲求」と理解される。男性が家や資源を継承する見返りとして、老親を扶養する責務を負うという考え方は当然視されており、権利と義務が公平であると認識されてきた。一方、女性には嫁いで家を出る存在と位置づけられてきたため、息子のような絶対的な扶養義務は求められず、あくまで情愛や親孝行として捉えられてきた。つまり、老親扶養が情愛とみなされる規範が強化されて、弟の分も負担することが正当化されている。「養児防老」(息子が老後の面倒を見る)から「養女防老」(娘が老後の面倒を見る)への移行傾向、娘による老親扶養の実践は、AさんとCさんの事例にも顕著に現れている。

二人とも両親の説得に応じて、生家からほど近い県城で看護師として就職した<sup>8</sup>。男きょうだいが省外で出稼ぎ労働に従事する中、彼女たちは実質的に唯一の扶養者となっている。親の通院のあいだの看病、食事の世話といった日常的な介護を担う主たるケア提供者となっているほか、祝祭日や誕生日には両親を外食に連れ出すなど、経済的かつ精神的な支えとなっている。

とりわけ、Aさんの事例は農村家庭の養老規範の変容を示している。Aさんの父親は長年の建設労働が原因で健康を著しく損ない、このまま労働を続

8 実際、調査対象者の多くは、「女の子はそんなに遠くまで行かなくていい」と言われた経験を持っている。たとえば、Hさんも当初は県城の病院で勤務していたが、結婚を機に武漢に移住し、夫の仕事の関係で、最終的に夫とともに武漢に定住することを選んだ。Gさんが現在上海に暮らしているのは、彼女の両親が早くから上海で野菜の小売業を営んでおり、家族全体がすでに上海に移り住んでいたことが背景にある。

ければ命に関わる危険性さえあるという切迫した状況に直面している。そのため、于是父親が過酷な肉体労働から引退し、健康を回復できるようにと、毎月1,000元の仕送りを強く申し出た。しかし、Aさんの父親は、長期にわたり仕事が不安定で収入が少ない弟のことを思い、その提案を断った。さらに、息子の妻が不満を抱いて離婚に至ることを懸念し、家計を補助するために毎月1,500元的生活費を送り続けている。母親も健康上の問題を抱えているにもかかわらず、一人で弟の娘の世話を続けている。この事例からは、娘が親に経済的援助を提供する一方で、息子が親から援助を受けるという、不均衡な構造が浮き彫りにされる。

この現象を理解するには、農村における扶養倫理規範や世代間関係の変容に関する議論が参考になる。施 (2018, p. 40-41) によると、村落共同体における「孝」の規範が強い拘束力をもついわば「フィードバック」型の伝統的な老親扶養は変容し、老親への扶養という伝統的責務が相対的に後退しつつある。一方で、老親・子世代がともに孫世代に集中的な資源投資を行う「多世代間連携プレー」によって、家本位の社会的地位の向上を図る。こうした家族戦略には、老親世代は子どもへの過度な献身を続ける一方で、子世代は扶養を回避するか、扶養能力の低下によってそれを放棄する状況が存在する。旧来の家父長制的な規範による男性の家庭内資源の継承と、それに対応する老親扶養義務の受容は変化している。

親が息子から扶養を受けられるかどうかは、息子の結婚、住宅購入や子育てへの経済的・肉体的な支援の程度に左右されるようになってきている。息子に十分な支援ができない親は、むしろ息子からの十分な扶養が期待できない事態に直面している。つまり、伝統的な息子による老親扶養は機能不全に陥っている。

このような状況下で、これまで「外部者」と見なされてきた娘が老親扶養の責任を担うことを期待されるようになってきている。それによって、娘はもはや「嫁に出した女の子はこぼした水」ではない存在とみなされ、生家における位置づけが変わる。女性に対する生家での役割遂行への期待が高まるなか、従来の「一時的な家族成員」に代わり、「手放したくない存在」になり

つつある。では、この変化を当事者である〈長女〉たちはどのように受け止めているのだろうか。次項ではこの点を考察する。

### (3) 老親扶養の〈長女〉への移行と内包する矛盾

中国農村では、「あなたは娘だから」「娘は母を思いやるべきだ」といった言葉が日常的に聞かれる。これらの言説は、娘に両親間の口論における母親の愚痴聞き役、家事労働の日常的な分担、そして両親が入院した際の介護・看病といった役割期待の意味までを内包する。こうした「娘であるがゆえに」課される複数の役割が日常生活に深く浸透しており、女性の生活に大きな影響を与えている。老親扶養という役割期待の強化によって、娘自身の精神的・経済的負担の増大が見受けられる。調査対象者は以下のように語る。

「どうしようもないんです。いくら言っても父は聞きません。あの体なのに……。でも、私の父親ですから、放っておくわけにはいきません。どうすればいいのか、私にもわからないんです。」(Aさん)

「でも正直、なんで自分がここまでしなきゃいけないのか、よく分からなくなる時もあります。両親が弟にどれだけお金を出してるかは、私にはどうにもできないけど、娘にできることには限界があるし……すごく困って、精神的に消耗するんです。でも、弟は平気そうにしている。この差がすごく不思議で、どうしてなのかわかりません。」(Aさん)

「私は『老後のためにもう少し自分たちにお金を残したほうがいいよ』(両親に) って何度も言ってるんですけど、あんまり聞いてくれないんですよね。」(Eさん)

「正直、私もすごくプレッシャーが大きいんです。今って子どもを育てるのにもお金がかかるし、……たまには「自分のことも大事にしなきゃ」って思うんですけど、もういっぱいですよ。全部に手が回らな

いなくて感じはよくあります。弟は悩むことはないように見えますね」  
(Cさん)

「弟と協力して両親の面倒を見るのは当然だと思いますよ。そこまで厳密に役割を分けるものではありませんが、私にできることには限りがありますから。」(Gさん)

このように、〈長女〉たちの語りからは葛藤に満ちた言葉をとらえることができる。彼女たちは、娘として親の扶養責任を積極的に引き受ける意思がある一方で、息子のことを案じるあまり、自身の健康や状況を顧みない親の行動に無力感を覚えている。親への深い愛情と責任感があるにもかかわらず、親の意向をコントロールできないことへの苦悩、そして男性きょうだいとの異なる不平等な扱いに対する複雑な感情が入り混じっている。この〈長女〉たちが抱えるジレンマから問われるべきは、〈長女〉の生家における役割の変化は、伝統的なジェンダー規範からの解放を意味するのか、それとも新たな矛盾をはらんでいるのかという問題である。

## 6. 〈長女〉の生家における位置の変化とその意味

生家において女性が不平等な処遇を受けながらも、姉や娘としての役割を果たす面では、もはや従来の「嫁に出した女の子はこぼした水」という位置には置かれていない。では、こうした女性の生家における地位の変化は、どのような社会的意義を持つのであろうか。

唐・馬・石(2009, p. 18)が指摘するように、中国農村の家族関係や親族構造に関する先行研究では、娘の身分や帰属の不確定性・曖昧性、あるいは娘が生家にとって「道具的価値」に欠けるという支配的な認識が存在したため、「娘」は研究対象として周辺化され、十分な分析がなされてこなかった。娘への学術的な注目が集まる契機となったのは、近年の娘による老親扶養への参与の拡大と、それにとまなう老親扶養規範の変容である。これにより、

息子は「表の規範（明示的ルール）」に拘束される一方で、娘は「裏の規範（暗黙のルール）」への準拠を要求され、両者ともに相当なプレッシャーに晒されている。ただし、家父長制的な家族構造に根ざした世代間継承のルールや社会秩序には根本的な変容はみられない。そのため、娘がいかに経済的・感情的に貢献したとしても、それらは正式な扶養行為として認知されず、相応の財産権の獲得にも結びつかない。すなわち、娘たちにとって、義務と権利の非対等性という構造的ジレンマが顕在化しているのである。

こうしたジレンマは女性の生家における地位の変容を理解するうえで不可欠であるが、それを中国農村における家族変容に関する議論の枠組みのなかで理解する必要がある。第一に、閻（2018）が指摘する「新家族主義（neo-familism）」の概念である。この家族観では、「恩往下流（上世代の恩恵は次世代に流れていく）」という形で家庭内資源が男性へと継承され、親から子への一方的な支援が強調される。田原（2024）も、中国農村では家族の現世的発展を最優先とし、その目標に従って合理的に生きる精神的態度にもとづく行動が取られると論じる。「家族主義」の観念において、家族のための献身が重要な価値として位置づけられる。しかし、このような「家族主義」観念を背景として、親世代は老後危機に直面し、子世代による親世代の搾取という構造が発生するようになった。第二に、李（2018）が提起した「機能型家庭」という概念が注目される。これは、家庭を維持し再生産するために各構成員が何らかの役割を担い貢献するという考え方である。この家庭モデルにおいては、家庭内利益の最大化という発展目標を実現するために、家庭内の経済的資源の柔軟な再配置を通じた家族戦略が不可欠とされる。

2010年以降、中国政府は新型都市化政策を推し進め、農民世帯がその潮流に乗るための一連の政策を打ち出している。一方で、夫方居住婚の規範によって、高額の住宅購入は同時に男性の結婚可否の前提、つまり家庭の再生産と深く関連している<sup>9</sup>。住宅・結納金などの価格の上昇によって両親だけの

---

9 そもそも農村部では、長年にわたり男児選好に基づく出生時性別選択が行われてきたため、性別比の不均衡が深刻化している。こうした性比の偏りは婚姻競争を激化さ

支援では息子である男性の都市化目標を実現することは難しくなる。男性の住宅購入を実現するために、世帯全体の債務負担は急激に増加している。李(2018)が指摘するように、農村部では都市化の進展に対して社会保障制度が十分に整備されていないため、農村世帯は都市化の実現にともなう困難を戦略的に乗り越えようとする姿勢を重視している。

都市部と比較して教育や年金などの社会福祉面で不利な立場にある農村では、高齢者の介護はおもに家族に依存している。それによって、若年の老親扶養の圧力も増大しつつある。このような状況下では、従来の「嫁に出した女の子はこぼした水」という観念は家庭の再生産のニーズを満たさないため、女性の「道具的価値」の再評価が求められる。すなわち、女性は単に他家に嫁ぐ存在ではなく、家族戦略における重要な資源として再認識され、家族の一員であることが強調される必要が生じた。いいかえれば、都市化の実現や高齢者の扶養は、公的福祉による保障の対象外で、世帯内の責任とみなされている。そのため、娘をはじめとする従来の「一時的家族成員」とみなされる女性も資源動員の対象となる。都市化の実現には家族全体の協力が必要なため、女性からの経済的支援も不可欠となり、女性は「外部者」とみなされなくなる。

一方で女性は「良い娘」や「思いやりのある姉」という、自己抑制と家族への献身を求める社会的期待を当然のものとして受け止めている。それは成長過程において、「親の言うことをよく聞く」「心配りができる」「他者を思いやる」といった「従順で感じの良い娘」を目指すしつけによって内面化されてきたものである。女性は「支援を受ける立場」ではなく、「支援を提供する立場」であると自己を認識してきたため、親が困難な状況に陥っても、

---

せ、農村における男性の結婚費用を年々押し上げており、住宅購入に加えて高額な彩礼(結納金)の支払いが必要な状況をもたらしている。その結果、住宅は事実上「特殊化された結納金」として機能している。すなわち、住宅または高額な結納金を給付する能力が、男性側の「信用証明」として婚姻市場における価値を決定する重要な指標となっている。こうした給付能力を欠く男性は結婚が困難となる。男性の結婚関連支出は、家族の再生産に直結する重大な課題として認識されている。

それを傍観することができない。実際に、調査対象の〈長女〉たちも、「さすがに知らんぷりはできない。やっぱり親だから」「親を見捨てることはできない」「見て見ぬふりはできない」「娘ってそういうものだと思う」と語った。こうした語りから、ジェンダー規範にもとづく女性のきょうだい支援や老親扶養への積極的な関与理由が読み取れる。また、教育水準の向上にともなう社会参加の拡大や、結婚後の家庭内における発言権の獲得により、女性の家族支援への関与が可能となっている。この意味で、女性の生家での処遇の改善は、むしろ女性に対する不平等な扱いを助長したといわざるをえない。

家庭資源に限られるなかで、息子への資源配分が優先されるため、娘への資源配分は相対的に縮小し、資源の継承からの排除も強化されている。女性への搾取もより厳しくなっている。男性きょうだいの住宅購入もしくは結婚資金確保のため、女性きょうだいが早期に結婚させられ、その際の結納金が男性側の住宅購入や結婚費用に転用される事例もみられる。つまり、女性は生家の資源の受益者ではなく、持続的な支援提供を期待される立場に置かれている。支援を行わなければ「親不孝」とされ、過度に行えば「扶弟魔」と批判されるなど、女性の役割は両義的な社会的制約のもとにある。これはまさに、女性から正当な権利を収奪し、その資源を男性または世帯の福利に充てるものである。

すなわち、女性の役割変容は、都市化や貧弱な公的福祉、さらには家庭内の負債の深刻化や親世代の養老危機によるものである。女性は「便利な駒」として、男性が担えず、社会福祉も施されない領域を補完することを期待されている。表面的には「嫁に出した娘はこぼした水」といった伝統的規範が弱まり、女性が生家でより平等に扱われているようにみえる。しかし実際には、娘たちは依然として財産継承から排除されながらも、生家支援への参与を強く促される。弟の住宅取得や結婚費用の支援、さらには老親扶養への関与が期待され、生家のために献身できる存在として位置づけられている。

結果として、より巧妙かつ新たな形の抑圧構造が形成されている。弟や親のための献身といった期待に応じない場合には道徳的圧力に晒され、家族成

員とみなさない恐れも生じる。従来の家父長制的な家族関係は変形しつつも再生産・強化される構造が形成されている。

## 7. おわりに

中国農村では「嫁に出した女の子はこぼした水」と言われてきたように、女性は「外部者」とみなされてきた。同時に、男性を中心とする財産継承や「息子による老親扶養」が理想的な規範とされてきた。しかし近年では「娘による老親扶養」への役割変容が進み、女性はもはや家族における「外部者」ではなく「内部者」として再認識され、結婚後も生家の一員として位置づけられるようになってきている。そこには、資源配分の面では依然として「他家に嫁ぐ存在」とみなされ、家庭内資源への権利が制限されながらも、責任の面では生家への貢献が期待される矛盾が存在する。すなわち、女性の家庭内地位は表面的には上昇しているように見えるが、その実態は権利と責任の非対称性に特徴づけられている。

本研究はこうした矛盾を検証した。弟を持つ〈長女〉は成人後も住宅取得・婚姻支出・育児支援といった生活上の重要な局面において、排除されつづけている。〈長女〉たちは、幼少期には姉として弟の世話を担い、青年期以降は弟の学業・就職・結婚・育児に対する多岐にわたる支援が求められる。加えて、娘としても親の老後のケアや生活支援の責任が求められる。

こうした状況のなかで、女性はまさに連続的なケア責任を担っており、家族への献身を実践している。資源へのアクセスを制限されながらも、自発的に男きょうだいや親に支援をしている。結果として、男性優位性の基盤としての家父長制の再生産に加担するのである。女性の生家での地位向上は表面的なものに留まり、実質的には新たな形の従属と搾取の構造が確立される。これは家父長制的な観念と実際の都市化のニーズと結合することで生み出され、持続的に女性を抑圧する。

〈長女〉は成長の過程で「娘であるがゆえに」「姉であるがゆえに」といった規範を内面化することで、家庭内の不平等な扱いを「常識」として内面化

している。女性は、男性のように親からの支援を受けない一方で、家父長制的な規範のもとで、困難に陥った家族を見捨てないように自分を過度に消耗し、家族のために献身している。

とりわけ都市化の進行により農村家庭への経済的圧力が増大するなかで、家族へのケアや援助を担う〈長女〉の役割は一層強化・再編されている。女性が生家で担わされる役割や責任の増大は、現代中国における家族主義の変容を反映している。生家への経済支援が前提とする生家で地位上昇の実態は、温情主義的な言説のもとで家族成員としての最大限の利用価値を引き出すという功利的な動機に支えられている。

都市化の進展にともない家族の維持・発展に必要なとされるコストは、結果として女性を中心とする不利な立場の人々によって担われている。男性のように生家の財産を相続できないにもかかわらず、「家族のための献身」を求める女性の姿がここに現れる。こうした圧力に直面するなかで、女性の役割分担は変容しつつも、しばしば新たな形で女性に過重な負担を強いる危険性を孕んでいる。老親扶養の役割が娘へと移行する現象は、単なるジェンダー役割の変化にとどまらず、家父長制的規範が残存する中国農村において、女性への不平等な構造的圧迫を強化するものである。この問題が及ぼす長期的影響を明らかにするために、横断的かつ継続的な調査が求められる。このことを今後の課題としたい。

#### 参考文献

- 李亜姣 (2018) 『『農嫁女問題』とは——現代中国における進行中の本源的蓄積』『経済社会とジェンダー』第3巻 pp. 89-105。
- 施利平 (2018) 「中国における都市化と世代間関係の変容——浙江省一近郊農村の事例研究より」『家族社会学研究』第30巻第1号 pp. 31-43。
- 田原史起 (2024) 『中国農村の現在——「14億分の10億」のリアル』中公新書。
- Yan, Yunxiang (2018) “Neo-Familism and the State in Contemporary China,” *Urban Anthropology and Studies of Cultural Systems and World Economic Development*, 7(3/4) pp. 181-224.
- Willy, Sier (2020) “Daughters’ Dilemmas: The Role of Female University Graduates in Rural Households in Hubei Province, China.” *Gender, Place and Culture*, 28(10) pp. 1-20.
- 杜平 (2017) 『男工・女工——当代中国農民工の性別・家庭与遷移』香港中文大学出版社。

- 甘穎 (2024) 「家庭代際关系變遷与農村女兒養老的生成」『当代青年研究』第2卷 pp. 114-124。
- 李強・葉昱利 (2023) 「你是姐姐——父母男孩偏好与長女家庭收入」『人口与發展』第29卷 pp. 138-150。
- 李永萍 (2021) 「家庭政治視角下的農村女兒養老及其形成規制」『南京農業大學學報(社會科學版)』第21卷第1号 pp. 1-10。
- 李永萍 (2024) 「『外人』到『自己人』——農村家庭轉型和女兒角色變遷」『西北農林科技大學學報(社會科學版)』第24卷第6号 pp. 174-189。
- 李霞 (2010) 『娘家与婆家——華北農村婦女的生活空間和后台權力』北京社會科學文獻出版社。
- 楊祖麗・鄭丹丹 (2024) 「在家庭与性別之間——農村青年女性的『做女兒』實踐」『中國農業大學學報社會科學版)』第41卷第3号 pp. 132-145。
- 楊揚・劉天元 (2022) 「家庭再生產中的男孩偏好、代内剝削与代際責任轉移——对『扶弟魔』現象的社會學分析」『人口与發展』第14卷 pp. 70-83。
- 栗志強・魏莞瓊 (2025) 「『女兒養老』与『女兒繼承』: 農村女兒在娘家的角色衝突研究——基于豫西H村的田野考察」『天府新論』第2卷 pp. 136-144。
- 金一虹 (2010) 「流動的父權——流動農民家庭的變遷」『中國社會科學』第4卷 pp. 151-165。
- 王欧 (2019) 「留守經歷与性別勞働分化——基于農民工輸出地和打工地的實証研究」『社會學研究』第34卷第2号 pp. 123-146。
- 張克中・陶東杰・江求川 (2013) 「中國農村子女教育同胞競爭效應研究」『教育与經濟』第6卷 pp. 44-53。
- 楊倩 (2009) 「我國高等教育入學機會的性別差異研究」『現代教育管理』第1卷 pp. 16-18。
- 楊華 (2012) 『隱藏的世界——農村婦女的人生歸屬与生命意義』中國政法大學出版社。
- 葉華・吳曉剛 (2011) 「生育率下降与中國男女教育的平等化趨勢」『社會學研究』第5卷 pp. 153-177。
- 唐燦・馬春華・石金群 (2009) 「女兒贍養的倫理与公平——浙東農村家庭代際關係的性別考察」『社會學研究』第6卷 pp. 18-36。
- 許煥光 (2001) 『祖蔭下——中國鄉村的親屬・人格与社會流動』(王芄・徐隆德譯) 南天書局。
- 第一財經 (2021) 「農村青年結婚難: 20~29歲年齡段性別比超120」2021年12月2日揭載 <https://www.yicai.com/news/101247037.html> (2025年7月7日閱覽)

## 『夏物語』における生殖と出産の意味

——痛みのシェアとケアをめぐる批評的考察

The Meaning of Childbirth and Reproduction in *Breasts and Eggs*:  
Critical Perspectives on Sharing Pain and Care

安保 夏絵 AMBO Natsue

This paper critically examines childbirth in Mieko Kawakami's *Breasts and Eggs*. Depicting a single woman's AID birth, the novel destabilizes patriarchal family norms. Through Natsuko's dialog with antinatalist Yuriko, and engaging Butler's vulnerability and Benatar's antinatalism, the narrative frames childbirth as a practice of partially shared pain, reimagining care, community, and motherhood.

### 1. はじめに

川上未映子（1976～）の『夏物語』（2019）は、生殖の選択をめぐる表象という観点からみると、現代の日本文学における出産表象の重要な更新をしている小説である。従来の日本文学において、妊娠と出産は家族制度の再生産を担う行為として描かれてきた。時代背景としては、近代までに形成された「家」制度において家系の存続が最重視されており、女性の「腹は借り物」であったとされたように女性の身体は家系維持のためのものとして位置づけられてきた（八木 1988, p. 51）。日本の武家社会でも「正妻は正統な血統の子を産むことだけを要求され」、妻の役割は出産に限定されていた（菅野 1994, p. 411）。日本人は「血縁を重視し、実の子との関係を前提にしている」のだ（戸田 2008, p. 1）。そのような血縁重視の思想は、現代文学とされる山崎豊子の『華麗なる一族』（1973）や林真理子『下流の宴』（2013）で描かれる血縁と階級に囚われる母親や義務としての出産に反映されている。と

りわけ『下流の宴』については、泉谷（2011）によると、母親が実の息子の結婚をとおして家庭や文化資本を再生産しようとしており、結婚や将来的な出産が家系の存続や階層維持の手段として位置づけられている。これらをふまえると、妊娠と出産は女性個人の身体の経験よりも家族や階級の再生産を象徴するものとして扱われている。

また、妊娠と出産表象の転換については、小川洋子の『妊娠カレンダー』（1991）や斉藤美奈子の『妊娠小説』（1994）についての議論が挙げられる。三林（2025）は『妊娠カレンダー』について、「家父長制を反転させる「汎濫」的な身体のあり方」（三林 2025, pp. 213–214）であると言及している<sup>1</sup>。妊娠表象の系譜については、『妊娠小説』が「望む妊娠」としての「懐妊」と区別し、「望まない妊娠」を描く「妊娠小説」のあゆみについて整理している（斎藤 1994, p. 7）。

これらの妊娠表象の系譜をふまえたうえで、本稿は川上の『夏物語』で描かれている非配偶者間人工授精（Artificial Insemination by Donor、以下 AID と記す）という生殖技術の選択がもたらす倫理的かつ制度的な新たな更新に着目する。従来のお産の描き方の系譜において、川上未映子が『夏物語』で提示する AID の主題は、従来の母性観と出産観の枠組みを大きく更新する試みとして理解できる。『夏物語』は AID を選択する独身の女性を主人公に設定することで、家父長的な規範や異性愛中心主義的な制度を軸とする社会で生きる女性の選択肢を前景化している。川上は、母性や生殖の自然性——異性愛結婚のもと女性が妊娠して子が産まれるという普遍性——を相対化し、出産を単なる身体的な事象ではなく、社会的かつ倫理的な意味が交わる行為として再定義している。

『夏物語』では、「どうして子どもなんて産むのだろうか」という根源的かつ強烈な問いかけが反出生主義的な思想を持つ女性によって問いかけられて

---

1 三林（2025）によると『妊娠カレンダー』で描かれる妊娠は祝福の要素というよりも、自己と他者の境界が曖昧になる出来事として、不気味さや嫌悪として立ちあがっている。さらに、小川の描く妊娠の描写はポストリブ的な感性、資本主義、そして廃棄物にみられる「食」のテーマに関係していると議論を展開している。

いる。この問いは、主人公である夏目夏子の行動や心情に着目すると、彼女は反出生主義の立場に接触しつつも、単なる否定や拒絶にとどまっただけではない。さらに、出産や産まれてきたことの身体的かつ精神的な「痛み」は、身体の実験の不均衡さをめぐる問題を浮かびあがらせる。女性の抱く心と体の痛みは避けることのできない生の条件として提示されると同時に、その部分的なシェアリングをとおして見られるケアの思想は、人と人、とりわけ女性と女性との関係を結ぶ機会ともなる。『夏物語』における出産の意味は、夏子が母になることの個人的体験を超えて、共同体全体に関わる倫理的課題を読者に突きつけている。

人間の存在は自律的な主体として完結するのではなく、他者に支えられ、ケアを受け、痛みを分かち合う関係性の網目のなかに置かれている。出産や女性たちの連帯は一種の形態であり、『夏物語』においても個々人が抱える脆弱性を共同化することが描かれている。同時に、リー・エーデルマン (Lee Edelman) が2005年に「未来は子ども騙し」(*No Future*) で批判した未来の子ども中心の思考をもとにした「子どものための連合」(エーデルマン 2019, p. 109) による政治的影響力を逆照射している。このように、子どもを産むことが必然でも義務でもないことを示している点も『夏物語』の考察には重要である。川上は未来の救済や正当性を子どもに託すという思考を保留し、子ども中心主義と反出生主義の中庸の立場をとりながら、混沌とケア、そしてシェアリングのあいだにある関係を強調している。そこで、本稿は、青柳(2022)によるケア倫理の観点から『夏物語』を読む論考を参照しつつ、ケア倫理と痛みの共有という主題の文学的展開をより詳細に検討する。従来研究が対人関係の倫理や家族の在り方の側面を強調してきたのに対し、本稿は生殖への接近とケアの負荷をめぐる性差と制度の問題に焦点をあて、AIDを中心とした生殖技術と女性の痛みのシェアリングがどのように再定義されているのかについて明らかにする。

本稿の結論としては、『夏物語』が出産を単純に肯定することも否定することもせず、その妊娠や出産の不可解さや矛盾を描いている。女性たちの抱く身体的かつ精神的な痛みをめぐる経験を孤立したある個人の経験と苦悩と

して閉ざすのではなく、部分的に共有しうるものとして描いている。そうすることで、女性とその周囲の人々が新たな共同体を形成する可能性を提示するのである。そこには「母」としての女性を再定義し、また「母であること」と「母でないこと」の境界を問い直す姿勢を見ることが可能である。したがって、『夏物語』は、出産をめぐる倫理やケアの問題を再考させ、現代社会における共同体像の再編を促す批評的実践である。

## 2. 『夏物語』における主人公の特徴

『夏物語』は、2008年に芥川賞を受賞した『乳と卵』を「母胎」とする物語である。『夏物語』の土台となった『乳と卵』では、思春期を迎える緑子が母親との関係を拒絶し、乳房などの体の一部の成長に対する戸惑いをノートに書きつける姿が描かれている。また、『乳と卵』は、豊胸手術を望む39歳のシングルマザー巻子と、初潮を迎える娘の緑子との関係を、巻子の妹であり緑子の叔母である夏目夏子の視点から描いた作品である。『夏物語』にも緑子の日記が挿入されており、女性性と身体をめぐる痛みや違和感を正面から扱っている。『夏物語』はこの主題をさらに広げ、生殖、母性、家族制度、ケア倫理を包括的に問い直す長編として位置づけられる。そして、英語版の『乳と卵』と『夏物語』は二つの作品を併せて *Breasts and Eggs* (2020) として刊行されており、両作が主題的に連続していることが分かる。

『夏物語』の主人公夏子は、38歳の独身で、作家を志している。パートナーが不在のまま子を産む選択的シングルマザーになることを望み、AIDを経て母となる可能性を模索する。夏子の過去や性格に着目すると、彼女は他者と直接的に接触するのではなく、むしろ想像力を介して他者を理解しようとする点が非常に個性的である。例えば、彼女が父親と遭遇する場面において、実際には「接触していない」にもかかわらず、まるで父親に「乱暴に触れられたかのような感触」が自身の身体に残っていると語るのである。

…わたしは怖かった。…。なのに、どういうわけかわたしの手には男の

服をつかんで後ろに引き倒した感触がしっかり残っていた。(中略) そんなことをしたかったわけじゃない、そうじゃない、この目のまえの男にわたしは何もしていない——わたしは自分にそう言い聞かせて何度も首をふった。(川上 2019, p. 319)

この場面は、想像上の体験をあたかも現実の記憶のように錯覚するほど、夏子の想像力が具体的かつ身体的であることを示唆している。夏子にとって、他者との関係は必ずしも物理的な接触にもとづくものではなく、むしろ想像力を媒介とすることによって成立しているのである。青柳によると、「この後、夏子は、足早にその場を抜け出し、またその後続く『夏物語』の中で、夏子は「父」について何も語っていない。しかし、この「父」の現れは、「幻」であったとしても、夏子の心において、とてもリアルなものであったと思われる」(青柳 2022, p. 431)。こうした夏子の特徴は、彼女が反出生主義的な思想を持つ百合子のような社会の周縁にいる弱者と接する際にも一貫して見られる。他者を理解するというよりも、「想像によってその人の経験に触れる」ことが、夏子の関わり方の基本的なスタイルとなっているのだ。

さらに、夏子の人物像を理解するうえで重要なのが、言語表現である。『夏物語』の叙述においては、夏子の語りが標準語と関西弁のあいだを行き来している。特に注目すべきなのは、夏子の関西弁が会話文だけでなく、以下の引用のように地の文にも次第に浸透していくという点である。

目を閉じると、仙川さんの顔が浮かんできた。どの仙川さんも、わたしの頭のなかで笑っていた。なんでやろうなとわたしは思った。わたしら、そんな笑ってたっけかな。仕事の話をしてるとき。むかいあわせで、小説の話をしているとき。仙川さんは真面目な顔をしていることが多いような印象があったけど、いま頭に浮かんでくるのはどうしてか笑い顔の仙川さんなのだった。(川上 2019, p. 558)

文体としても標準語と関西弁が混在し、叙述のテンポに影響を与えていることが指摘されている。以下の引用は女性作家として登場する遊佐リカによる見解である。

そうそう、関西弁ってのは語りのために言葉じたいが進化したっていうか…いや違うな、進化ってんじゃ、じゅうぶんじゃないな、さきに語りがあるんだな、目的として。んでその語りの最高形態を目指すために言葉の体質みたいなものがさ、たとえばイントネーションとか文法とかスピードとかそういうのがどんどん畸形化してって、そのけっか、語られる内容のほうもさらに畸形化していくっていうか。(川上 2019, pp. 305–306)

上述の引用によれば、言語の変化は単にスピードやイントネーションの差異にとどまらず、語られる内容そのものを変化させる。つまり、方言の使用は物語における意味の生成に関与しており、言語の選択そのものが夏子の他者への接近の仕方を決定づけているのである。

例えば、遊佐は大阪弁で書かれた小説について、話し言葉と書き言葉の差異や話者のイントネーションの重要性を指摘しつつ、最終的には「会話の中身が伝わるかどうか」が最も重要であると述べている。遊佐は後に谷崎潤一郎の『春琴抄』の例を挙げて、言語の形式的側面よりも、そこに込められる意味や関係性の方が重要であることを強調している。この指摘を『夏物語』に照らし合わせるなら、夏子が用いる標準語と方言の揺れは、彼女が他者と接するときの境界の曖昧さを象徴していると考えられる。つまり、標準語／方言、ネイティブ／ノンネイティブ、男性語／女性語といった区分を厳密に保持せず、流動的に横断していく語りのスタイルは、夏子が他者に対して適度な距離を保ちつつも柔軟に関わろうとする姿勢と共鳴している。

このように見ていくと、夏子の特徴は二点にまとめられる。第一に、彼女は他者に対して想像力を強くはたらかせており、その想像をとおして他者の経験に触れる人物である。第二に、彼女の言語表現が方言と標準語を行き来

しており、言語の境界線を曖昧にすることで、硬直化した区分にとらわれない関わり方を実践していることである。これら二つの特徴は相互に関連しながら、夏子の「他者との距離のとり方」をかたちづくっている。想像力による他者理解と言語的な境界横断が重なり合うことによって、夏子は社会の周縁に追いやられてしまっているような弱者と共に生きる姿勢を提示しているのである。

### 3. 『夏物語』における反出生主義をめぐる対話

続いて、夏子が接触する百合子の反出生主義について言及し、夏子のアプローチについてまとめる。『夏物語』において、夏子の周囲には出産に対して多様な立場をとる女性たちが登場し、その相互作用が物語の大きな推進力となっている。なかでも、百合子の立場は特異かつ挑発的であり、彼女は明確に反出生主義的な姿勢を貫いている。百合子は、出産という行為を「生命を授ける崇高な営み」として肯定的に捉えるのではなく、親の欲望や自己実現の延長としての「エゴ」に基づく選択であると鋭く批判する。百合子による出産の問題提起は、生命の誕生を前提として祝福する社会規範に鋭く楔を打ち込むものであり、同時に生殖倫理の根幹に揺さぶりをかけるものだと見える。その思想を端的に示すのが次の引用である。百合子は次のように述べる。

あなたがみんなを起こすなら、10人の子どもたちのうちの9人は起こしてくれたことをうれしく思う。ありがとう、目覚めさせてくれてありがとうって、あなたに心から感謝する。けれど残りのひとりには、そうじゃない。その子には生まれた瞬間から死ぬまでのあいだ、死ぬよりものつらい苦痛が与えられることがわかっている。(川上 2019, p. 528)

この発言は、生まれてくること自体が必ずしも幸福や生の充足を保証するわけではないという冷徹な現実認識に基づいている。確率的には苦痛に満ち

た人生の可能性を強調することによって、出産そのものの正当性を根源から問い直しているのである。

百合子の語りは、現代思想における反出生主義の議論に接続可能である。たとえば哲学者デイヴィッド・ベネター (David Benatar) が『生まれてこないほうがよかった』(2006)で提示した「生の非対称性論証」は、誕生によって享受される快樂は不在であっても悪ではないが、誕生によって必然的に生じる苦痛は悪であるという意見にもとづき「生まれることの不利益」を論じている。百合子の思想もまた、この議論と共鳴するかのよう、「誕生させられてしまう」ことのリスクを一人の苦痛に還元している。すなわち「9人が幸福である」という事実によって一人の不幸が打ち消されることは決してなく、むしろその「1人」の苦痛が全体の判断を決定的に規定するという逆説的な意見を主張している。百合子の言葉は単なる個人的感情の吐露ではなく、生命倫理的、社会的な規範に挑戦する思考実験としても機能している。『夏物語』において百合子の立場は、出産を当然視する同調圧力を相対化し、読者に対して生まれることの意味そのものを批判的に考えさせている。

ここで、さらにベネターの批評をより詳細に着目したい。ベネターは存在することそれ自体が深刻な害悪であるとし、人間が子どもを持つことは倫理的に正当化できないと主張した。彼によれば、生の開始は必然的に苦痛を伴い、その苦痛を回避する唯一の方法は誕生そのものを拒否することである。彼の議論は次のように要約される。

私 [ベネター] が論じようとしているのは、存在してしまうことが常に深刻な害悪であるという見解は、私たちは子どもを持つべきではないということを示唆しているということである。反出生主義の立場には、子ども嫌いに基づいていたら、大人が子どもを持ってもらえないし育ててもらえないのであればより多くの自由と財産を持つという大人の利害に基づいていたりするものもある。しかし、私が探る反出生主義の見解は異なっている。それは、子ども嫌いからではなく、むしろ存在し得る子ども

もやその子たちが大人になったときの苦しみを避けるという気遣いの故なのである。たとえ、そうした子どもを持たないことが、子どもを持ちたい人々の利害に抵触しようとも、そうなのである。(ベネター 2017, pp. 16-17)

この議論は、生命肯定的な文化のなかでは挑発的であると同時に、ある種の「思いやり」に基づく倫理的配慮のように考えられる点において特異な位置を占めている。

しかし、この議論は単純に肯定することは難しい。森岡正博が『生命観を問いなおす』で指摘するように、「私が生まれてこなかった方がよかった」という思考自体は根本的な矛盾を孕んでいる。「もし私が生まれてこなかったならば」という反事実的な想像を徹底しようとすれば、それを語る主体そのもの、すなわち「いまここで」その想像を遂行している私の存在も消去せざるを得ないからである。この逆説は、反出生主義的思考が同時に自己消去を内包せざるを得ないという困難を示しており、哲学的議論においてはしばしば批判の対象となっている。

たとえば、「もし私が存在していなければ、私はこんなひどい苦しみに耐えなくてもよかったことだろう」という反事実的な想像をしてみることはできるかもしれない。そしてその反事実的な状態について、善悪の判断をすることも可能かもしれない。ところが、「私が生まれてこなかったこと」がどのような状況なのかを、いまここに存在している私が、反事実に想像してみることはできない。なぜなら、「もし私が生まれてこなかったならば」という反事実的な想像を正しく完遂しようとするれば、それはいまここでそれを遂行しようとしている私の存在をも消さなければならなくなるからである。(森岡 2020, p. 284)

こうした理論的な背景をふまえると、『夏物語』における百合子の主張は、まさに現代的な反出生主義の表象であると読める。彼女は単なる観念的な立

場ではなく、実際の生の苦痛に裏打ちされた痛切な感覚として「生まれてこなければよかった」という思いを抱いている。その痛みは、ベネターの理論が示す抽象的な論理を、身体的かつ情動的な次元で実感させるものである。百合子の反出生主義的立場は、単なる思想的選択ではなく、彼女自身が幼少期に父親から受けた性虐待の経験に深く根ざしている。作品中で詳細は語られないものの、父の暴力と家族の沈黙が幼い彼女を孤立させ、「生まれてきたこと」そのものへの否定的感覚を形づくったことが示唆される。

そして、もっとも興味深いのは、その問いに対する夏子の応答である。彼女は百合子の立場を安易に論破したり、説得して「生の価値」を押しつければしない。むしろ、その痛みに共感し「抱きしめたい」と感じながらも、同時に「べつのしかたで」理解しようと努める。その姿勢は、ケアの倫理をめぐる重要な含意をもつ。すなわち、少数者やマイノリティの経験を多数者が包摂し、同化によって解消しようとする危険を避けつつ、他者に寄り添うための距離感を模索する営みとして描かれているのである。百合子の言葉を論破せずに受け止めることは、彼女の主体性を奪わないまま他者の苦痛に関与するという、ケアの一つの倫理的実践を示していると考察できる。

#### 4. 痛みのシェアリング——「べつのしかたで」抱きしめる

続いて、夏子がどのようにして百合子に寄り添い「べつのしかたで」彼女を抱きしめて歩み寄るのかについて明らかにしたい。『夏物語』ではまず百合子の「痛み」が繰り返し語られる。しかし、その痛みは単なる身体的苦痛にとどまらない。川上は、その痛みを他者との関係性において共有されるべきものとして提示している。痛みは個人の身体に閉じ込められた経験ではなく、共同性や相互性を形成するための媒介となりうるのである。

夏子がAIDによる出産を選択するきっかけも、痛みを自ら引き受けつつ、それを他者と分かちあうという覚悟の表明として理解できる。このような視点はバトラーの議論と共鳴する。バトラーは『生のあやうさ』(Precarious Life 2004) および『戦争の枠組』(Frames of War 2009) において、人間の存

在を依存性と脆弱性の地平に据えることで、痛みや傷を単なる否定的なものではなく、共同体の条件として読み替えている。人は決して自律的で完結した主体ではなく、「誰か見知らぬ他者に私たちの生が根本的に依存している」（バトラー 2007, p. 5）。同時に他者に傷つけられうる存在である<sup>2</sup>。この相互依存性こそが、人間の生を成立させる基盤である。この視点から『夏物語』を読み解くと、「産まれてきてしまったこと」の痛みは人間の脆弱性を露呈し、それを他者と共有することを介して関係性を新たに開ききっかけとして描かれている。夏子が出産を選択することは、痛みを自ら受容する覚悟であると同時に、それを百合子と関わる試みとして捉えられる。

そのような痛みの共有のあり方を考えるうえで、次の夏子の言葉は極めて重要である。夏子は「百合子を抱きしめたいと思った。でももっとべつのしかたで抱きしめたいと思った」と述べている（川上 2019, p. 540）。ここで語られる「べつのしかた」とは、他者の痛みを全面的に肩代わりすることでもなく、部分的に、間接的にシェアするという第三の関係を指している。それは、ケアの一方的な提供でもなく、また自他を同一化するというでもない。「痛み」を媒介として適度な距離を取りつつ、関係を維持し続ける仕方の提案にほかならない。夏子は百合子の痛みを間接的に受け入れているかのように涙を流す。以下の引用は百合子の痛みに対する夏子の応答を象徴する。

「どうしてあなたが泣くの」

善百合子は微笑みながらそう言うと目を細め、泣きだそうか笑いだそうかを迷って、そして泣かないことを決めた顔で、わたしを見つめた。べつのしかたで、とわたしは思った。わたしが知っている言葉ではなくて、わたしが伸ばすことのできるこの腕ではなくて、もっとべつの、べつのしかたで、なにかべつのしかたでわたしは彼女を抱きしめたかっ

2 バトラーはとりわけ身体の可傷性に着目しており、その可傷性が不均衡に「配分されている」ことを問題視している（バトラー 2007, p. 63）。

た。その薄い肩と小さな背中を、善百合子を抱きしめたかった。彼女を抱きしめたかった。でもわたしはとめどなく垂れてくる涙を手のひらでこすって、ただ肯くことしかできなかった。

「おかしなことだね」善百合子が言った。

「うん」

「おかしなことだね」(川上 2019, p. 633)

ここで示されるのは、百合子の反出生主義的な思想が単なる観念的な立場ではなく、彼女自身の子ども時代に受けた父親からの加害による心の痛みに根ざしているという夏子による理解である。すなわち、出産をめぐる議論は、他者の痛みを想像し、それを部分的にシェアする倫理的営みと響き合うことになる。夏子は、百合子を全面的に救済する立場をとるのではなく、むしろ一定の距離を保ちつつ彼女の存在を受けとめ、その「声」を聞くことに努めているのである。百合子は声を出して、逢沢は「生まれてきたことを、よかったと思っているから」「わたしは、あなたとも、逢沢とも違うから」「生まれてきたことを肯定したら、もう一日も生きていけない」と夏子に伝える(川上 2019, p. 632)。百合子の痛切な声は、彼女の反出生主義が抽象論ではなく、過去に受けた性的虐待による具体的なトラウマの帰結であることを夏子に強く印象づける。

このような百合子の声を聞いた夏子が抱きしめたいと思った感情は、依存を強いる包摂ではなく、第三の「べつのしかた」において表現されている。この点は、女性にケアの過剰な負担を押しつける社会規範を問い直す契機ともなりうる。近内が「他人が一切手を出すことのできない私密的 (private) な領域に、心が位置づけられる」(近内 2017, p. 196) と指摘するように、経済的援助や過度に踏み込むディープなケアではなく、プライベートな心の領域を尊重したソフトなケアの重要性が強調されるべきである。夏子の態度はまさにその実践例として読むことができ、ケアの倫理を従来の犠牲と献身の枠から解放する可能性を示している。

そのような理解の延長線上で注目されるのが、夏子が百合子を「子どもの

ままの存在」として想像する場面である。

善百合子は子どもみたいに小さな手で頬を押さえ、公園の夜の暗さをじっと見つめていた。いや、とわたしは思った。そうではない、そうじゃない、子どもみたいに小さいのではなく、善百合子は本当に子どもだったのだ。いくつもの黒い影の後ろで閉められるドア、乾いた音をたてて締められる冷たい鍵の音を聞いたのは、まだ子どもの善百合子だったのだ。(川上 2019, p. 534)

夏子の想いは、「子どものままの存在」としての百合子に対する理解に接続されている。百合子が抱える「生まれてこなければよかった」という感覚が、単なる哲学的立場にとどまらず、子ども時代に受けた虐待という具体的な生の経験に裏打ちされていることを示している。夏子はその痛みを「代わりに」担うのではなく、「べつのしかた」すなわち AID によってこれから出会うことになる未来の子どもを愛すると覚悟することで、百合子に間接的に寄り添おうとする。そこに浮かび上がるのは、出産をめぐる議論を越えて、他者の脆弱性にどのように関わるかというより広い倫理的問いかけとなっている。

## 5. クィアな生殖と未来の拒絶に対する夏子の歩み寄り

続いて、本稿では夏子が LGBTQ の人々に対しても適度な距離を保ちつつ関わろうとする姿勢について考察する。ここで重要なのは、夏子の立場については、彼女を「子どもを持ちたいアセクシュアル」として捉えるという視点である。夏子の性的指向が異性愛の枠組みに収まるのか、あるいはむしろ同性愛的な領域に接近しているのかという問いは、読者にとって見過ごせない論点となっている。以下の引用が示すように、夏子がかつて恋人であった男性の成瀬のことを愛してはいたが、彼との性行為自体には積極的な欲望を抱くことができなかつたと述べている。

成瀬くんのことは好きだった。ずっと一緒にいたかったし、このさき何十年だって成瀬くんといろいろな話をして、いろいろなものを見て、そして生きていきたいとわたしは真剣に思っていた。でもそのいっぽうで、わたしは成瀬くんとそういうことをするのが好きではなかった。(川上 2019, p. 250)

夏子にとって、男性との性行為とは「女性の身体を男性に捧げる行為」に等しく、その根底に強い嫌悪感が存在していたのである。こうした態度は彼女をヘテロセクシュアルな性愛の構造から疎外し、結果的に AID による妊娠を覚悟させることにつながる。

しかしながら、日本における精子提供は海外の制度と比べて以下のように制限的である<sup>3</sup>。

海外では不妊の夫婦やレズビアンのカップル、シングルの女性が精子バンクを利用して、子どもを出産するケースがあり、日本でも小説などの題材として「精子提供」を取りあげた作品は幾つかある。だが、実際に医療の現場でこうして行われ、現実にも生まれた子どもの存在を知ることには衝撃だった。日本では戦後まもなく実施され、六十年以上の歴史があること。国内で一万人以上の子どもが誕生しているといわれる。にもかかわらず、あくまで「匿名」を条件に精子が提供されてきたため、「遺伝上の父親」を知る道も閉ざされているのが現状という。(歌代 2012, p. 8)

夏子の選択は日本社会の制度的制約のなかであえて「べつのしかた」の妊娠を示す行為として理解できる。すなわち、夏子の立ち位置は異性愛主義を

---

3 日本産婦人科学会による規定で AID が異性カップルのみに認められているなどの制限がある。夏子のように個人的な手段、すなわち自己授精に頼るケースは法的に禁止されていないが、安全性や倫理性には課題が残る。フランスが2021年にイギリスやスペインに続き、同性カップルや独身女性にも AID を認める法案を可決している。

超えた領域に属しており、彼女の AID を求める志は単なる技術の利用にとどまらず、異性愛主義的な生殖秩序の外部を生きる可能性を示唆しているのである。

『夏物語』における異性愛主義と父性に着目すると、夏子の元恋人である成瀬は、典型的な異性愛主義者として描かれていることが分かる。彼は原発運動に熱心であり、その主張を SNS に投稿する姿が描かれるが、夏子はそうした言説に理解を示しつつも、「どことなく奇妙な違和感」を覚えている。

成瀬くんの言うことじたいは理解できた。でも、発せられるそれらと成瀬くんとを組みあわせがどことなく奇妙に思えたというか、なんとも言えない違和感を覚えたのだ。原発や政府の無能さを強い言葉で糾弾する成瀬くんは、その聞き慣れた声とはうらはらに、まるでわたしの知らない人のように思えた。(中略)成瀬くんは、わたしが期間限定で連載していた新聞のエッセイのことを言っていて、成瀬くんが読んだのは、すでに地震について何回か書いたあとのものだった。わたしは、書いてないわけじゃないで、成瀬くんが読んだのは休憩のときってというか、ずっとつづくのも読者のにしんどいかと思って、わたしなりに考えて日常のことを書いた回やってんけどな、と説明した。けれども成瀬くんは納得せず、それでもまだ不十分だとわたしを責めた。おれですらフェイスブックやブログで情報をずっとアップしてる。デモは行ったのか。署名は。自分はこんなときにいったい何をしてんの、と。(川上 2019, p. 255)

結婚して父親となった成瀬の投稿はやがて子どもの成長記録へと変化するが、こうした変化もまた、エーデルマンが論じる「子ども＝政治的未来の象徴」としての機能を体現している。つまり、成瀬にとって「子ども」は政治的言説の延長に置かれ、国家的かつ社会的未来の担保として語られているのである。

これに対してエーデルマンのクシア理論は、未来を基盤とした政治的言説

そのものへの根源的な抵抗を含んでいる。クィアは「社会の対立構造に巻き込まれていくこと」への抵抗であり、むしろその外部に位置する。

アイデンティティ主義者の批判的介入——レズビアンやバイセクシュアル、ゲイのアイデンティティを実体化する者を排除することなく——が対立的なものとしての形態をとり、社会的な権威として実現されたアイデンティティの対称的なイメージで支配的な秩序に対峙しているのとすればクィア理論の対立は対立性の論理への対立なのである。(エーデルマン 2019, p. 121)

夏子が成瀬に抱いた違和感は、彼が異性愛主義的秩序の内部に属し、子どもを未来の政治的装置として扱う姿勢に対して、彼女自身がその秩序の外側から応答していることを示している。すなわち、夏子は「内側からの同調」ではなく「外部からの距離化」によってクィアの主体として立ち現れるのである。

その態度は銭湯の場面にも端的に表れている。夏子は、トランスジェンダーと思しき人物を目撃した際、「あなた男性ですよ」といった攻撃的な問いを投げかけるのではなく、彼女／彼がなぜそこにいるのかを想像的に思考するにとどめる。

——いきなりすみません、あの、さっきからめっさ気になってるんですけど、あなたは男性ですよ？

——は？ あんたら殺すぞ。

ちやうちやう。ここは大阪ではないし、体格がよく鋭い目をしている男がみんなこんなふうな対応をするというわけではない。これはわたしの先入観にして偏見だ。それにわたしの切りだしかけたも良くなかったような気がする。であれば刈りあげにどんなふうに話しかければ失礼がなく、わたしが抱いた疑問を伝えられ、また知りたいことにいい感じで迫ることができるだろうか。わたしは木の板と棒で火を起こす人みたいに

意識を前頭葉の一点に集中させて高速でこすりあげ、そこにうつつらと煙がのぼってくるのを待った。とりあえず刈りあげは、わりと気のいい好青年キャラクターに設定し、こう訊けばこう返事がきてそれにたいしてはこう突っこんで返しにはこう、というような架空の対話を頭のなかで広げてみようとしたとき、刈りあげがちらちらとこちらの様子をうかがっていることに気がついた。(川上 2019, p. 87)

夏子は、他者を否定するのではなく、一定の距離を取りながら受容的に存在を認めるこの態度は、夏子が社会的規範を強制する側ではなく、その外部から関わる立場にあることを象徴している。ここで夏子の語りが、「ちゃうちょう」を使用しているように強い関西弁に傾くことは、彼女の想像が妄想的な領域に近づいていることを示す語りの効果として重要である。関西弁のリズムと口調が、夏子の頭の中の対話を加速させ、現実と想像の境界を曖昧にする。この特徴は前述した関西弁と標準語の混交という文体的揺れと響き合い、語りの内容そのものを変容させるはたらきをもつ。

そして、夏子の想像はさらなる展開を見せている。トランスジェンダーの人物は夏子の身近な共同体にもいる可能性を暗示し、多様な性のあり方への想像力を物語の内部で広げているのだ。

もしかしてこの子、ヤマグちゃうのん、と頭のなかで声がした。ヤマグ。山口千佳。小学校の同級生で、みんなでケーキ屋に遊びに行くとおやつをくれた。髪はショートで、六年のときには腕ずもう大会で全員に勝った。(中略)「あんたこんなところで何してん」とわたしが笑うと、久しぶり、というようにヤマグは肩の筋肉を盛りあげる。その肌色をみた瞬間——カスタードクリームのような匂いのようなものがぶうんと広がり、わたしたちはふたりでボウルのなかを覗きこんでいる。どれくらいやわらかいか、どんな感触がするものなのか、見ているだけではわからないそのかたちのなかに、ゆっくり沈んでいったヤマグの指。あのときわたしの舌のぜんぶに広がって、何度も味わったあれがやってくる。ヤマ

グは黙ってわたしを見つめている。「なあ、あんた男になったんかいな。うちらぜんぜん知らなんだ」と言ってみても返事はなく、腕に力を入れてこぶをつくるだけ。するとその膨らみは、ちぎってまるめたパンのたねみたいにぼこぼこ腕からこぼれおち、それらはみるみる小さな人になって増えつづけ、水面を走り、タイルを滑り、人々の裸を遊具にして声をあげてはしゃぎはじめる。(川上 2019, pp. 88-89)

このヤマグの登場は、夏子のまなざしの内部に性のゆらぎや感覚の越境がすでに存在していたことを暗示している。夏子の想像が関西弁とともに加速し、現実と記憶が入り混じる描写は、語りの文体が内容そのものを変化させている。

以上の考察から、夏子はアセクシュアルな主体として異性愛的身体の規範を拒否しつつ、AID という技術を介して母性を獲得しようとする。その選択は、制度の制約とクィアの可能性の狭間で揺れ動きながらも、既存の異性愛主義的秩序を相対化していると結論づけられる。

## 6. ケアの政治と「もうひとつの方法」で

続いて、「ケアをしすぎない夏子」について検討したい。夏子は他者を包み込むように全面的に支援するのではなく、むしろ「べつのしかたで」関わろうとする姿勢を一貫して示している。夏子の特徴として挙げられるのは、人をよく観察し、相手の存在を尊重しつつも、完全には踏み込まない態度である。この「適度な距離」を維持する在り方がマイノリティへの接し方と彼女自身の出産観にどのように結びついているのかについて検討することは、『夏物語』の倫理的な核心に触れる重要な試みである。

まず確認しておきたいのは、これまで伝統的に「弱者をケアする立場」に置かれてきたのはまさに女性であるという点である。

「ケア」の理論は、他者への関心によって形成される関係の倫理として

考えられる。どんな人間も、自分だけでは完結できない。個人は、根本的に弱く、お互いに依存している。個人は、人生のある時期において、保護され、発達できるよう援助され、あるいは依存状態に対応してもらい、という関係にみずからを委ねなければならない。だが、その関係は、重要視されず、見過ごされてしまう。このような道徳の問いは、ジェンダーの不平等にかかわる事実から出発する。(ブルジュール 2014, p. 19)

女性が「ケアをしすぎる」という関係は、重要視されないまま見過ごされてしまう。このような道徳の問いは、ジェンダーの不平等にかかわる事実から出発しているとされているように、ケアはしばしば女性に過剰に割り当てられるジェンダー労働として存在してきた。震災時の炊き出しや地域社会でのボランティア活動などに典型的に見られるように、女性が弱者を支える役割を当然視されてきた歴史的経緯がそこにはある。つまり、ケアの道徳は単なる倫理的問題ではなく、構造的なジェンダー不平等に深く結びついているのである。

こうした文脈をふまえると、夏子の態度は興味深い。夏子は「ケアを全面的に担う側」に組み込まれるのではなく、他者、とりわけ社会的弱者と一定の距離を保ちつつ、マイノリティの存在を認め、彼らの声を聞くというかたちで接している。前述したように、夏子は百合子と出会った際、直接的に抱きしめるのではなく、「もっとべつのしかたで」抱きしめたいと考える。この「べつのしかたで」は、ケアの形態を再定義する重要な機会となる。すなわち、夏子にとってケアとは、全面的に相手を包み込み、自らを犠牲にして相手を救済する行為ではない。夏子にとってのケアとは、間接的に、相手の自律を保ったまま寄り添う行為である。夏子は救いたいと思える存在に対しても、むしろ距離を保ちながら関わろうとするのである。

この夏子の態度は、ジェンダー役割として女性に過剰に求められる「全面的なケア」への批判的応答として位置づけられる。つまり、『夏物語』に描かれる夏子の姿をとおして、「女性が他者のケアを過剰に負担する社会か

らの離脱」という可能性が提示されている。前述したように、近内（2024）は、経済的援助や過剰な介入といったディープなケアではなく、むしろプライベートな心の領域にとどまる「ソフトなケア」の重要性を主張する。夏子の姿勢はまさにこれに呼応しており、相手の尊厳を侵さずに支える「やわらかな」関わりかたを表している。

以上をふまえると、夏子の「ケアをしすぎない」態度は、ジェンダー的に課せられた全面的ケアの規範から距離をとりつつ、新たな関係性の形を模索する実践として理解できる。それは彼女の出産への選択とも密接に関連している。すなわち、彼女がAIDによって母となろうとする姿勢は、自らの身体を異性愛的に提供するという従来 of ジェンダー規範に従属することなく、「べつのしかたで」母性を実現する試みなのである。夏子にとって出産とは、単なる生殖行為ではなく、ケアを「べつのしかたで」行う可能性を示す政治的かつ倫理的行為として再定義されているのである。

最後に、『夏物語』における夏子の立ち位置を整理したい。作品全体をとおして提示される問いは「どうして子どもなんて」という、根源的でありながら答えの難しい問題である。夏子はこの問いに対し、単に肯定や否定の立場を表明するのではなく、百合子や周縁にいる人々を「自らの子ども」と重ね合わせ、彼女たちに向き合うことで応答しているように考察できる。夏子は、全面的に相手を包み込むのではなく、むしろ「間接的な包容」と「ソフトなケア」の精神が重要であることが、出産という経験を媒介として読者に示されているのである。

夏子は物語のなかで「当事者の語り手」ではなく、むしろ「聞き手」の位置を占める。彼女は相手の気持ちに耳を傾け、相手が語りたい範囲で語られる言葉を受け止める。その態度は映画『ドライブ・マイ・カー』（2021）の読解と響き合うものである。この映画では、痛みやトラウマのシェアは一気に全面的に告白され、受容されるべきものではなく、むしろ「部分的なシェアリング」によって可能となる。全面的な救済や完全な理解を前提としない、断片的で、しかし確かな共感の交換こそが重要なのである。

日頃の関係の中で、感情や不安を小出しにしたり、部分的にガス抜きできたりするような、浅くも深くもない、そうした関係性が大切なのかも知れない。男性性をこまめにメンテナンスできること。全てを一気に告白して全面的に受け入れてもらうのではなく、傷の部分的＝小出し的なシェアリング（痛み分け）が大切なのかも知れない。（中略）ホンネとは、じつは演技的＝操作的な権力性を帯び、ホンネで語る男たちのホモソーシャルリティを強化しかねない。これに対し、この自分の本心とは、他者関係の中でお互いの声に静かに粘りよく耳を澄ませることで、いわば協同的——当事者研究的／精神分析的／相互ケア的——に発見されるものであり、それは本人にすら完全には私的に所有し得ないような「声」なのだ。（杉田 2022 『『ドライブ・マイ・カー』が「自分の傷つきに気づきにくい男性」に与えてくれる“大切なヒント”』）

この視点から見ると、夏子が百合子と交わす「子どもを産むべきか否か」をめぐる会話もまた、単なる出産の是非にとどまらない。そこには、百合子自身の痛みを部分的に分かち合い、その痛みに寄り添いながら、自身がこれから生む子どもが抱えるであろう苦しみをもシェアしていく夏子の覚悟が示されている。つまり夏子は「母となる」という選択を通じて、痛みを完全に消去することはできないにせよ、それを分かち合うことができるということを示唆しているのである。

夏子自身もまた、百合子の元恋人である男性の逢沢に対して貧困時代の記憶や自らの苦悩を語り、それを共有するという実践を行う。ここでも「傷の部分的なシェア」の仕組みが作動している。出産というきわめて個人的な行為は、痛みを媒介にして他者とつながるきっかけへと転換される。その意味で、『夏物語』において出産は、孤立化する女性を追いつめる制度的枠組みの再生産ではなく、むしろ「痛みをシェアする倫理」を読者に可視化させる契機として描かれている。

川上自身は「子どもを持つ意味」を作品のなかで明確に規定してはいない。しかし、夏子の立ち位置を淡々と描き続けることによって、読者は「子

どもを持つ／持たない」という二項対立の外側で、痛みをシェアするための想像力や関わり方を考えることを促される。言い換えれば、『夏物語』は出産そのものを目的化するのではなく、出産を通じて浮かび上がる倫理的な関係性——すなわち「べつのしかたで」他者と関わるための可能性——を提示しているのである。

## 7. 結論

本稿の考察から明らかとなったのは、『夏物語』における出産にまつわる表象が、従来の「母性」や「家族」を前提とした規範的言説を相対化しつつ、痛みのシェアリングを媒介に新たな共同体を提示しているという点である。夏子はAIDを志す独身女性として、異性愛主義的秩序から一定の距離をとりつつも、母となる可能性を模索している。その姿は、出産を単なる生物学的出来事ではなく、社会的かつ倫理的な実践として再定義する営みを体现している。特に百合子の反出生主義的立場との対話において示されたように、生命の誕生は祝福と同時に苦痛や絶望を孕む両義的な現象であり、したがって出産を一面的に肯定することも否定することもできない。『夏物語』はむしろ、その「あいだ」に横たわる混沌を受け入れ、部分的かつ間接的に痛みを共有しようとする姿勢を倫理的な核としている。

さらに、『夏物語』における「痛み」の描写は、痛みを女性たちの共同体の基盤へと転換させるきっかけとして機能する。バトラー（2007）の「脆弱性と依存性」の理論を参照するならば、痛みの完全な排除は不可能であり、むしろその不完全さを通じて他者と結びつくことこそが共同体の根幹を成している。夏子が「べつのしかたで」百合子を抱きしめようとする態度は、全面的な包摂や自己と他者の同一化を拒みつつも、他者の脆弱性に応答するケアの政治的实践を示している。これは従来の自己犠牲や献身としてのケアの枠組みを超え、プライベートな領域を尊重したソフトな関与の重要性を提案するものである。

また、夏子のアセクシュアル的指向とAIDの選択は、制度的制約のなか

でクィア的可能性を示唆する。彼女は異性愛的生殖秩序の外部に位置しながらも、母となる選択を通して「子ども＝未来」という規範的連関を相対化する。ここでエーデルマンの「未来は子ども騙し」が示すように、未来の子どもを政治的装置とする言説への抵抗が浮かび上がる。夏子の態度は、未来を担保とする生殖政治に同調するのではなく、その外部から適度な距離を維持しつつ関与する姿勢をあらわしている。こうして『夏物語』は、生殖をめぐるヘテロノーマティブな枠組みを乗り越えるクィア的な視点を提示している。

結論としては、『夏物語』は出産を「痛みのシェアリング」と「べつのしかたでのケア」の描写によって再構想する小説である。出産を一方向的に美化するのでも、反出生主義的立場に全面的に加わるのでもなく、両者のあいだに存在する矛盾と苦悩を引き受け、その不確かさを生きる可能性を提示する。川上が描いているのは、母となる女性の孤立ではなく、痛みをシェアする共同体、そして他者の声を奪わない関係のケア倫理である。この視点は、現代の日本社会における家族観や母性観を問い直し、出産をめぐる新たな想像力を高めるものである。

#### 参考文献

- 青柳宏 (2022) 「ケアの倫理をもとめて (その2) : 川上未映子『夏物語』を、エマニュエル・レヴィナスの視界から読む」『宇都宮大学共同教育学部研究紀要』第72号 宇都宮大学共同教育学部 pp. 427-462。
- 歌代幸子 (2012) 『精子提供：父親を知らない子どもたち』新潮社。
- エーデルマン, リー (2019) 「未来は子ども騙し：クィア理論、非同一化、そして死の欲動」『思想』2019年5月号 藤高和輝訳 岩波書店。
- 小川洋子 (1991) 『妊娠カレンダー』文藝春秋。
- 川上未映子 (2008) 『乳と卵』文藝春秋。
- 川上未映子 (2019) 『夏物語』文藝春秋。
- Kawakami, Mieko (2020) *Breasts and Eggs* translated by Sam Bett and David Boyd, Europa Editions.
- 斉藤美奈子 (1994) 『妊娠小説』筑摩書房。
- 三林優樹 (2025) 「代行される妊娠：初期小川洋子のポストトリブ」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第70巻 pp. 213-227。
- 菅野聡美 (1994) 「近代日本の二重規範：性と家族をめぐる諸相」『法学研究』第67巻 第12号 pp. 407-430。

- 近内悠太 (2024) 『利他・ケア・傷の倫理学：「私」を生きなおすための哲学』 晶文社。
- 杉田俊介 (2022) 『『ドライブ・マイ・カー』が「自分の傷つきに気づきにくい男性」に与えてくれる“大切なヒント”』 『現代ビジネス』 講談社。 <https://gendai.media/articles-/92526?page=5> (2025年9月30日閲覧)
- 谷崎潤一郎 (1951) 『春琴抄』 新潮文庫。
- 戸田由紀子 (2008) 「「母性」言説と文学における「母性」研究の課題」 『椋山女学園大学研究論集』 第39号 pp. 1-11。
- バトラー, ジュディス (2007) 『生のあやうさ：哀悼と暴力の政治学』 本橋哲也訳 以文社。
- バトラー, ジュディス (2012) 『戦争の枠組み：生はいつ嘆きうるものであるか』 清水知子訳 筑摩書房。
- 濱口竜介 (2021) 『ドライブ・マイ・カー』 カルチュア・パブリッシャーズ。
- 林真理子 (2013) 『下流の宴』 文藝春秋。
- ブルジュール, ファビエンヌ (2014) 『ケアの倫理：ネオリベラリズムへの反論』 原山哲・山下りえ子訳 白水社。
- ベネター, デイヴィッド (2017) 『生まれてこないほうが良かった』 小島和男・田村宜義訳 ずずさわ書店。
- 森岡正博 (2020) 『生まれてこないほうが良かったのか？：生命の哲学へ！』 筑摩書房。
- 山崎豊子 (1980) 『華麗なる一族 (上) (下)』 新潮文庫。
- 八木保枝 (1988) 「母性イデオロギー考序論」 『城西大学経済学部紀要』 第12巻第1号 pp. 43-60。

## ジェンダー平等に関する 国際標準規格ガイドライン ISO53800の検討

Examining ISO53800, the International Guidelines to Promote  
and Implement Gender Equality and Women's Empowerment

渡部 麻衣子 WATANABE Maiko

This paper analyzes ISO 53800, the first international guideline issued by the International Organization for Standardization (ISO) for the promotion of gender equality and women's empowerment. It positions ISO 53800 at the intersection of Europe's "gender mainstreaming" policies and feminist science and technology studies that seek to reform gender structures in innovation. Emerging from the UN's Gender Responsive Standards Initiative (GRSI) and the 2018 Declaration for Gender Responsive Standards, ISO 53800 extends mainstreaming beyond policy into product and service design. Section 5.2.1 on "gender-responsive products and services" requires organizations to consider diverse gendered needs during design, ensure inclusive user testing, avoid discrimination in operations, and guarantee gender-neutral communication, pricing, and IT accessibility. Interpreted through Harding's "strong objectivity," Haraway's "situated knowledges," and the works of Faulkner and Schiebinger, the standard institutionalizes feminist insights within innovation processes. While ISO 53800 marks a turning point in embedding gender equality into technological and organizational practices, it faces challenges such as unclear responsibility, limited expertise, and data collection gaps. The paper concludes that ISO 53800 represents a crucial step toward transforming innovation's gender structures but calls for supportive mechanisms—such as national data and evaluation frameworks—to realize its inclusive vision effectively.

## はじめに

2024年、国際標準化機構（ISO）においてISO53800「ジェンダー平等および女性のエンパワーメント推進・実施のためのガイドライン」が策定された。ISOは世界の技術の標準化を担ってきた国際組織である。ISO53800の策定によって、この標準化のための国際組織は、「標準」から外れてきた人たちに関心に向け、より包摂的な技術のあり方を目指す指針を示した。これは世界における技術のあり方に生じた重要な変化である。本稿の目的は、ISO53800を、欧州における「ジェンダー主流化」の潮流と、フェミニズム技術論から発展した「イノベーションのジェンダー構造変革論」の交差点に位置付けることにある。

「ジェンダー主流化」とは、政策において、計画、実施、監視、評価の各段階で男女への影響の差異を検討し、性別にかかわらず同等の成果が得られるよう内容を見直していく取り組みである（橋本2002）。1995年に北京で行われた世界女性会議（北京会議）において締結された北京宣言に登場して以降、欧州を中心とする各国で、この概念に基づいてジェンダー平等を目指す制度づくりが行われてきた。2016年には、国連欧州経済委員会（United Nations Economic Commission for Europe: UNECE）において、ジェンダーに配慮した標準化イニシアチブ（Gender Responsive Standards Initiative: GRSI）が開始され、標準化の領域にもジェンダー平等という目標が共有された。このGRSIの開始は、標準化の領域における「ジェンダー主流化」に向けた動きとして位置付けることができる。ISO53800は、このような国際的な流れの中で、ジェンダー平等のための具体的な国際標準規格ガイドラインとして策定された。ISO53800は、1995年にはじまった「ジェンダー主流化」の流れにおける先端的な事例である。しかしISO53800には、従来「ジェンダー主流化」の流れの中で主に追求されてきた内容とは性質を異にする要素が含まれている。その要素とは、技術の企画開発設計、すなわちイノベーションの段階におけるジェンダーの偏りの是正に関する指針である。これまで欧州における「ジェンダー主流化戦略」の中心的課題は、政策におけるジェン

ダー平等の推進だった。一方、ISO53800では、製品やサービスを提供する組織のジェンダー平等及び、提供される製品やサービスの両方のジェンダーの偏りを是正することが目指されている。特に後者に関する指針は、項目5.2.1「ジェンダーに配慮した商品およびサービスの提供」に記されている。この項目では、これまでの政策における「ジェンダー主流化」戦略ではあまり触れられてこなかった、製品やサービスの企画・設計・開発、すなわちイノベーションの段階に関する事項が定められている。具体的には、ジェンダー平等についての「設計チームの意識醸成」、「多様なニーズや嗜好への対応」、さらには「多様なジェンダー背景を有する個人を対象としたユーザーテストの実施」が含まれる。

ISO53800におけるイノベーションの段階におけるジェンダー平等に関する指針の意義は、この指針を「ジェンダー主流化」の文脈が発展するのと同時期に展開されてきた、フェミニズム科学／技術論の潮流に位置付けることでより明確に理解することができる。中でも、技術の開発と発展、すなわちイノベーションのジェンダー構造を問題とする研究は、知識や技術の生産過程の構造にジェンダーの偏りが歴史的に埋め込まれてきたことを明らかにし、これを踏まえてジェンダー構造を是正するための戦略的視座を制度化することを提案し、また実践してきた。

そこで以下ではまず、ISO53800を欧州における「ジェンダー主流化戦略」の先端事例として紹介した後、ジェンダー主流化とは異なる性質の内容が含まれることを確認し、それらを、「イノベーションのジェンダー構造変革論」の視座から考察する。

## 1. 背景

### (1) 欧州における「ジェンダー主流化」

国連経済社会理事会（Economic and Social Council: ECOSOC）の定義によると、「ジェンダー主流化」とは、「あらゆる領域・レベルで、法律、政策およびプログラムを含むすべての企画において、男性及び女性へ及ぼす影響を

評価するプロセス」であり、その「究極の目標はジェンダー平等を達成することである」（申 2015, p. 3）。欧州各国は、北京綱領以降、「ジェンダー主流化」を積極的に取り入れてきた。

まず1996年以降、欧州連合（European Union: EU）では、政策横断的にジェンダーの視座を取り入れる「ジェンダー主流化」のための戦略として、全ての政策分野に性別影響評価（Gender Impact Assessment: GIA）の導入を推進した。2006年には、EU 及び EU 加盟国のジェンダー主流化政策を支援することを目的とする、「欧州ジェンダー平等研究所（European Institute for Gender Equality: EIGE）」が設立された<sup>1</sup>。EIGE は、EU 加盟各国及び EC の代表19名で構成される理事会と、欧州各国と EU 議会及び EC、そして非営利組織、雇用者団体、被雇用者団体からそれぞれ派遣される専門家委員会から成る。具体的な活動としては、ジェンダー主流化のための課題設定、計画、実践、確認の各段階で必要となるデータと、先行事例の提供を行っている。これは「ジェンダー主流化サイクル gender mainstreaming cycle」と呼ばれる<sup>2</sup>。一方、欧州各国の個別の取り組みとして、たとえばスウェーデンでは、各省庁にジェンダーの専門家が配置され、ジェンダー予算分析が行われ、予算配分が性別にどのような影響を与えるかが可視化されている。またデンマークでは、政策提案の初期段階から性別の影響を評価し、最終決定に反映させる GIA ツールを用いた手法が制度化されている。さらに、オランダでも同様に、ジェンダー連絡担当者（gender focal points）を設置して、内部ネットワークを通じた意識変革が行われてきた。

このように2000年代には、ジェンダー主流化は「欧州の通常の政策的アプローチ」とみなされるまでに浸透した（Woodward 2001, p. 1）。しかし一方で、そうした「ジェンダー主流化の急速な浸透」（True and Mintrom 2001, p. 41）が、不平等な社会構造を十分には変化させなかったことは批判の対象ともなってきた。ジェンダー主流化政策が、その本来の目的を十分に果

---

1 European Institute for Gender Equality [<https://eige.europa.eu>] (2025年12月17日閲覧)

2 <https://eige.europa.eu/gender-mainstreaming/policy-cycle> (2025年12月17日閲覧)

たせてこなかった原因には、「ジェンダー平等」が、どのような状態を指すのかについての共通認識がないこと、「ジェンダー主流化」が、経済発展や新自由主義的な労働政策のような、「ジェンダー平等」とは異なる目的のために推進されていることなどが指摘されている (Caglar 2013)。また、実践レベルでの資源不足や形式主義化、持続性の課題等も指摘されてきた (Woodward 2001)。さらに、フーコーの権力論に依拠するフェミニズムの立場からは、「ジェンダー主流化」政策が、政策課題をジェンダー化する「権力の技術 techniques of power」 (Caglar 2013, p. 341) であるとも批判される。こうした「ジェンダー主流化戦略」の限界は、政策的アプローチだけでは、社会に張り巡らされたジェンダー構造の網の目を変化させることはできないということのために生じているとも言える。

## (2) 標準化におけるジェンダーの主流化

欧州で批判も受けながら展開されてきた「ジェンダー主流化」の流れの中で、2016年、UNECEにおいて、「ジェンダーに配慮した標準化イニシアチブ (Gender Responsive Standards Initiative: GRSI)」が開始された<sup>3</sup>。

標準化 (standardization) は、基盤技術や製品の規格を統一することで、「世代を超えて合意された規則によって、時間と空間を通した統一性を構築するプロセス」 (Timmermans and Epstein 2010, 71) と定義される。標準化の一義的な目的は、基盤技術や製品の規格を統一することで、製造販売を持続的に安全かつ容易にすることである。いつでもどこでも同じ規格の技術を利用可能にすることで、標準化はグローバル化を可能にしてきた。このような標準化の機能を最も象徴的に表す事例は、1952年のISOによるネジ規格の統一だろう。

GRSIは、この標準化の中にジェンダーへの視座を組み込む、すなわち「標準化におけるジェンダー主流化」を目指す取り組みである。2017年

---

3 United Nations Economic Commission for Europe, Gender Responsive Standards Initiative. [<https://unece.org/trade/wp6/-standards>] (2025年12月17日閲覧)

4月4日に開催された第一回の会議では、国連開発機構（United Nations Development Program: UNDP）のジェンダーチームでジェンダー主流化政策アドバイザーを務める Raquel Lagunas が、モデレーターとして、「標準化におけるジェンダーの主流化 Gender Mainstreaming in Standards」と題する講演を行っている。この中で、Lagunas は、標準化における現状の課題として、標準化組織における明確なジェンダー政策の欠如、標準化の現場で男性が優勢な状況、標準規格の成果物における女性特有の課題に関する考慮不足、標準規格が男女の違いを認識できていないこと、性別ごとのデータがないために標準規格のジェンダーへの影響に関する知識が足りないことを挙げた。そしてこれらを解決するために、標準規格のどの段階でジェンダー分析を行うかの戦略を立てることを提案した。

最終的に GRSI の目標は、以下の三つに定められた。すなわち、(1) SDG5（「ジェンダー平等を実現し、すべての女性と女兒をエンパワーメントする」）の達成に向けた強力な手段として、標準（スタンダード）および技術規制の活用を強化すること、(2) 標準および技術規制の策定において、ジェンダーの視点を組み込むこと、(3) 標準規格の開発に活用可能なジェンダー指標および基準を策定することである。

そして、規制協力及び標準化政策作業部会（Working Party on Regulatory Cooperation and Standardization Policies）での協議を経て、UNECE は、2019年に「ジェンダーに配慮した標準規格と標準規格開発のための宣言：Declaration for Gender Responsive Standards and Standards Development」を発表した（United Nations Economic Commission for Europe 2019）。宣言は以下のとおりである。

私たち国家標準化機関（NSB）／標準開発機関（SDO）は、以下を表明する：

- 国連「持続可能な開発のための2030アジェンダ」における持続可能な開発目標（SDG）のゴール5「ジェンダー平等を実現し、すべての女性と女兒をエンパワーメントする」ことを認識する。

- 標準が社会において広範かつ大きな影響力を持っていることを認識する。
- 標準の開発における女性の参画はほとんど常に男女同数を下回っており、その過程において男女の成果が明示的に考慮されていないことを認識する。
- 標準の内容および標準開発プロセスへの関与は、女性のエンパワメントの機会であることを認識する。
- 国家標準化機関（NSB）および標準開発機関（SDO）は、それぞれ異なる方法とインフラの中で活動していることを認識する。

そして私たちは、以下の実現に向けて取り組む決意を表明する：

- ジェンダー包摂的な標準開発機関の実現、
- ジェンダーに対応した標準の策定、
- ガバニングボディ（運営機関）を含む広範なインフラにおけるすべてのレベルでのジェンダーバランスの確保、
- ジェンダー包摂を実現するための専門性の向上。

したがって、私たちは標準および標準開発プロセスをジェンダー対応のものとするを以下の行動をもって誓約する：

1. この「ジェンダー対応の標準および標準開発に関する宣言」を正式に承認すること
2. 組織としてのジェンダー・アクションプランを策定し、積極的に実施すること
3. 進捗を追跡し、データ、成功事例、優良事例を収集・共有すること

この宣言には、標準化に関わる組織の成員のジェンダーの数のバランスを確保し、各組織が標準開発のプロセスの構造においてジェンダーの平等に配慮し、開発する標準規格をジェンダーに対応した内容にする、という指針が定められている。すなわち、標準化における「ジェンダー主流化」の手法を定めた宣言である。宣言には86の国や地域の標準化機関が署名した。GRSは現在、各国の国際標準化機関における取り組み状況に関する情報を収集

し、ウェブサイトで公開している。2025年7月現在、オーストラリア、オーストリア、カナダ、欧州、エクアドル、ニュージーランド、ルワンダ、そしてISOが情報を提供している。

ISO53800は、UNECEの宣言を受けてISOにおいて策定された最初のジェンダー平等のための国際規格ガイドラインである。ISO53800の策定は、これまで欧州を中心とする各国の政策において目指されてきた「ジェンダー主流化」の最新事例の一つである。そして「ジェンダー主流化」の対象を、ISOの対象である製品やサービスの企画開発、すなわちイノベーションにまで拡大させるものである。ジェンダー主流化の実践は、このイノベーションの領域において、フェミニズム技術論の領域で発展してきた「イノベーションのジェンダー構造変革」を目指す議論と交差する。

## 2. 「イノベーションのジェンダー構造変革論」

### (1) フェミニズム科学／技術論

本稿が依拠する「イノベーションのジェンダー構造変革」を論じる研究は、フェミニズム科学論における議論を基礎とする。この領域は1980年代以降、科学知や技術がジェンダー中立的には発展せず、社会におけるジェンダー構造を内包し再生産することを明るみにしてきた。そのはじまりは、Evenly Fox Keller (1982) 等が、科学に組み込まれたジェンダー構造をフェミニズム批評的に分析する視座を発展させたことにある。フェミニズム科学論の視座は、科学の主たる担い手が男性に偏っている、という数の偏りだけでなく、科学の実践の中で共有される関心や、用いられる言葉、手法にあるジェンダーの偏りにも光を当て、これを是正する取り組みに道を開いた。中でも Sandra Harding の提唱したフェミニスト・スタンドポイント・セオリー（フェミニズム認識論）は、不平等な社会構造の埋め込まれた科学を内部から変革するための戦略的視座として、領域の発展に貢献をした。Harding は、この視座において、女性に代表される（しかし女性に限らない）、社会構造の中で周辺に位置付けられた人の視座に立つことで、科学は「より強い客観

性」を備えることができると提案した (Harding 2004)。このハーディングの視座は、Donna Haraway の「状況に置かれた知 (Situated Knowledges)」とも重なる (Haraway 2004)。一方、Londa Schiebinger による、知識の体系としての科学における女性の位置付けに関する歴史学研究は、科学もまた「状況に置かれた知」の一つであることを示してきたと言えるだろう。Schiebinger は、科学が、特定の時代状況の中でジェンダーの偏りを構造的に生成してきた営みであることを、様々な事例を通して明らかにした (Schiebinger 1991, 2022, 1993, 1996)。これらフェミニズム科学論の立場からの研究は、科学に埋め込まれた社会構造に光を当て、これを是正することを目指す取り組みの基礎となっている。

一方フェミニズム技術論は、フェミニズムにおける技術への関心の高まりを出発点として、特に技術とジェンダーの相互的な関係性を論じる領域として発展してきた。1970年代にはじまるフェミニズムにおける技術への主な関心は、職場と家庭における性別役割分業の中で、技術が女性に及ぼす影響にあった (Wajcman 2000)。この関心は、技術が本質的に家父長制的であるとし、女性をその被害者と位置付けて技術を否定する主張を導く傾向にあった。このような技術決定論的なフェミニズムによる技術の否定は、1980年代後半には「行き過ぎ」として批判された (Cockburn 1997; Wajcman 2000; Faulkner 2001)。一方で、1990年代には、同じく技術決定論的観点から、既存のジェンダー構造を内在しない新しい公共空間としてインターネットに期待し、技術を肯定する「サイバーフェミニズム」(Hall 1996) が登場した。

このような技術決定論的フェミニズムの観点に立つ技術の否定や肯定に対して、構成主義的な立場からは、「技術とジェンダーはいかに互いを構成し合っているのか」という問いが提起された。この観点に立つ研究においては、技術の製造過程に女性が少ない、という技術におけるジェンダーの数の偏り (Beede et al. 2011) や、技術の発展がジェンダー規範を再生産し強化するという、技術によるジェンダーの構成 (Cowan 1983, 2024)、あるいは技術が特定のジェンダーと紐づけられる「技術のジェンダー化」(Faulkner 2000, 2009) が、関心の対象となってきた。これらの研究は、技術

とジェンダーは共に「作られるものである」という構成主義の立場から、社会におけるジェンダー構造が技術のあり方を導き、また技術のあり方がジェンダー構造やジェンダー規範を導くという、技術とジェンダーの相互的関係性に光を当てた。

## (2) 技術のジェンダー論

この構成主義的なフェミニズム技術論は、技術とジェンダーの関係性を考察する領域として、「技術のジェンダー論 Gender Studies of Technology」と呼ぶことができるだろう。技術のジェンダー論の代表的論者たちは、Latour の Actor Network Theory (ANT) (Latour 1996) と Pinch と Bijker の発展させた「技術の社会的構成 Social Construction of Technology: SCOT」(Pinch and Bijker 1984) という、科学技術社会論における技術構成主義の視座を、技術と社会の網目上の関係を読み解く視座として取り入れた (Wajcman 2000; Faulkner 2001)。ただし、フェミニズム技術論の論者たちは、ANT や SCOT が「権力構造」への批判的視座を持たない点は批判している (Wajcman 2000; Faulkner 2001)。Faulkner (2001) は、技術と人のネットワークの中の「権力」が、中立的な力としてではなく、支配的な力として経験されることを無視するべきではないと論じた。この支配の経験を、Wajcman (2000, p. 453) は、「技術システムの安定化と標準化」において避けることのできない「標準でない人の経験の否定」という言葉で表している。

Faulkner は、技術の開発過程で「技術のジェンダー化」がどのように生じるのかを、工学技術の開発現場におけるフィールドワークに基づき考察し、開発現場の文化や慣習の中にジェンダー規範がどのように埋め込まれ、開発の主体とその対象にジェンダーの偏りをもたらすのかを分析した (Faulkner 2000, 2009)。そして、技術が文化的に男性性と強く結びつくようにジェンダー化されていることを指摘し、「技術のジェンダー化」は男性学の観点から研究されるべきだとも主張した (Faulkner 2001, p. 90)。Faulkner の主張の特徴は、こうして明らかにしたジェンダー構造を、実践において是正することを主張した点にある。技術のジェンダー構造にある権力の抑圧性

を無視せず、権力構造の成り立ちを明らかにすることで、構造変革を目指すことがFaulknerの目標だったと言える。そしてそのために、技術を設計するプロセスに関与する戦略的手法を発展させる必要があると論じた。

Faulknerは、そのための手法として、Janine Morgall (1993)の提唱する批判的フェミニスト・テクノロジーアセスメント (Critical Feminist Technology Assessment) を取り入れることを提案している。批判的フェミニスト・テクノロジーアセスメントは、「技術の設計においてあらゆる方面の利害関係者の声を取り入れ、既存の技術からではなく、誰のどのようなニーズに対応するのかという点から批判的議論から始める」考え方である (Faulkner 2001, p. 91)。技術のジェンダー構造は、女性技術者の数を増やすことだけではなく、このような民主的で多様性を尊重する価値と結びつく時に変化すると、Faulknerは論じた。

### (3) イノベーションのジェンダー構造変革 (Gender Reform in Innovation)

このような技術のジェンダー論の実践を見据えたFaulknerやMorgallの視座は、Schiebingerのジェンダード・イノベーション (gendered innovations) の視座と近接している。ジェンダード・イノベーションとは、科学史家のSchiebingerが、歴史的に明らかにしてきた近代科学の生成過程において生じたジェンダー偏りを、現代の学術研究のプロセスを通じて是正することを目的として、性差・ジェンダー・交差性 (intersectionality) の分析を科学技術の研究開発に導入する試みである。Schiebingerの主張の中核は、科学技術の開発段階に多様性を尊重する価値を取り込む「性差分析」、「ジェンダー分析」、「交差性分析」といった分析枠組みが、科学技術の革新性や知識の質を向上させるための不可欠な手段であるという点にある (Schiebinger 2021)。このSchiebingerの視座は、周辺に位置付けられた視座が科学に「より強い客観性」をもたらすことで科学の発展に貢献すると主張した、Hardingのフェミニズム認識論の視座とも重なる。Schiebingerは、ジェンダード・イノベーションの成果を政策レベルで制度化することを目指し、欧州委員会

(EU) や米国国立科学財団 (NSF) と連携した仕組みづくりにも貢献してきた (国立研究開発法人科学技術振興機構研究開発戦略センター 2025)。

Faulkner らの構成主義的な「技術のジェンダー論」と Schiebinger のジェンダード・イノベーションは、共に、科学と技術の研究開発段階におけるジェンダー構造の変革を目指す立場として位置付けることができる。この立場を、ここでは「イノベーションにおけるジェンダー構造変革論 (Theory on the reformation of gender structure in innovations)」と呼びたい。この「イノベーションにおけるジェンダー構造変革論」は、フェミニスト科学／技術論の視座を基礎として、構成主義の立場からイノベーションの段階のジェンダー構造を明らかにする。そして、これを変革するための戦略的分析枠組みを提案することで、科学技術をイノベーションの段階からより包括的で責任あるものとするための多層的視点を提供する。Schiebinger のジェンダード・イノベーションは、「イノベーションにおけるジェンダー構造変革論」の実践として、現在、特に日本の科学技術政策においては最も有力である。この実践を、構成主義的なフェミニスト科学・技術論の潮流の中に位置付け直すことで、近接する議論や実践を取り込み、イノベーションにおけるジェンダー構造の変革をより包括的に目指すことができる。本論では、ジェンダード・イノベーションとは異なる文脈の中で発展した、イノベーションにおけるジェンダー構造変革を目指すもうひとつの実践として ISO53800 を紹介することで、「イノベーションにおけるジェンダー構造の変革」に関する議論の発展に寄与したい。

以下で見ると、ISO53800 は、技術を開発する組織のあり方と、企画開発設計のプロセスにおいて、ジェンダー平等を実現するための指針を示すことで、技術のイノベーション段階におけるジェンダー構造の変革を目指す実践である。ISO が歴史的には、Wajckman (前掲) が述べたような、「標準から外れる人の経験を否定」することで成り立つ「技術システムの安定化と標準化」を、具体的に担う組織であったことを踏まえると、技術開発のあり方に対して ISO53800 の持つ意味は大きい。以下では、ISO53800 が、欧州のジェンダー主流化の流れの中で計画され策定に至るまでの経緯を確認し、

「イノベーションのジェンダー構造変革論」の観点からその意義を考察する。

### 3. ISO53800

#### (1) 国際標準化機構 (ISO)

国際標準化機構 (International Organization for Standardization: ISO) は、製品・サービス・システムに関する国際標準 (ISO 規格) を策定する国際的な非政府組織として、1947年に設立された。本部はスイスのジュネーブに置かれ、現在、160カ国以上から国を代表する標準化機関が加盟している。ISO は、各国の標準規格を調和させることで、国際貿易の円滑化、品質の向上、消費者保護、技術的整合性の確保を図ることを目的としている。規格の対象は、当初は工業製品だったが、徐々に環境管理 (ISO14001) や品質管理 (ISO9001) を含むようになり、2005年には情報セキュリティ (ISO/IEC 27001)、2010年には組織の社会的責任 (ISO26000) と、ハードからソフトへと徐々に領域を拡大してきている。ISO の規格は法的拘束力を持たないが、国際的な信頼性や取引条件の基盤として広く採用されており、企業や行政機関の制度設計や製品開発に大きな影響を及ぼしてきた。

規格の策定は、一カ国の発議によってはじまり、各国の代表機関の合議を通しておよそ3年をかけて行われる。新規の技術に関わる案件では、自国の企業に有利な国際標準規格の策定が目指される。日本でも、「国際標準の形成が各国の競争力や国際的影響力を左右する時代」(首相官邸知的財産戦略本部 2025, p. 4) であるとの認識のもと、2006年には「国際標準総合戦略」が策定され、国際標準への関与が推進されてきた。2025年には『新たな国際標準戦略 (国際社会の課題解決に向けた我が国の標準戦略)』が策定されたところである。一方、ISO26000 (「社会的責任の手引」) のように、社会課題の解決を目指すガイドラインの場合には、より協力的な合議が目指されるだろう。いずれにしても、ISO は、各国で製造される製品や、それに関わる組織の制度や運用に関して国際的な標準を策定することで、グローバルな製品仕様や管理手法、さらには安全性や持続可能性といった価値基準の共有

と調整を行ってきた。

## (2) 国際標準化機構における ISO53800の策定

2019年5月19日、国際標準化機構（ISO）は、先に概説した UNECE による宣言、「ジェンダーに配慮した標準規格と標準規格開発のための宣言：Declaration on Gender-Responsive Standards and Standards Development」に署名した。そしてこれを受けて、ISO 及び国際電気標準会議（IEC）に、ジェンダーに配慮した標準のための合同戦略委員会（Joint Strategic Advisory Group）が設置され、2024年に ISO 及び IEC の各委員会に向けたガイダンス文書「ジェンダーに配慮した標準規格：Gender Responsive Standards」が発表された。これと同時に策定されたのが、ISO53800「ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントの推進・実施のためのガイドライン Guideline for the promotion and implementation of gender equality and women's empowerment」である。策定作業は、フランスの国際規格代表機関 Association Francaise de Normalization（AFNOR）の発議によって2021年末に開始された。AFNORの中で発議を担ったのは、持続性及び社会変革部（Sustainable and Societal Transition Department）である。この部門は、2021年に独自の標準ガイドラインとして「すべての組織で男性と女性の平等を推進するためのグッドプラクティスのためのガイドライン（Spec X30-020）」を発表している。AFNORも UNECE 宣言に署名しており、Spec X30-020は、AFNORがイニシアチブをとる「国際的ガイドラインの基礎（a baseline for a new international standard）」（CEN and CENELEC 2021）と位置付けられた。Spec X 30-020は、フランス大統領府の支援のもと、フランスの主要な政府機関と財界が関与して策定された。Spec X30-020の項目は以下の通りである<sup>4</sup>。

### 1. 教育・研修へのアクセス

---

4 <https://www.afnor.org/en/news/guide-practice-demarche-egalite-femmes-hommes/>（2025年12月17日閲覧）

2. 性的・生殖に関する健康と権利
3. 女性と少女に対する暴力の防止
4. 権利保障と性差に基づく差別の防止
5. 女性の経済的エンパワーメントと公共・経済活動への参加

これらの項目が示すように、Spec X30-020の主眼は社会や組織におけるジェンダー平等を横断的に実現することであり、これまでの「ジェンダー主流化」の実践を踏襲している。一方ISO53800は、概ねSpec X30-020を引き継いでいるが、製品やサービスの企画開発のプロセスにおけるジェンダー平等に関する項目によって、これまでの「ジェンダー主流化」とは異なる性質の内容を含むものとなっている。

### (3) ISO53800の概要

ISO53800は、商品やサービスを提供する組織が、組織におけるジェンダー平等に配慮し、組織の提供する商品やサービスにジェンダーの偏りを少なくするために配慮すべき点を具体的に示すガイドラインである。五つの大項目及び付属書A、B、Cで構成されており、最初の「適用範囲」の項目では、ガイドラインの目的と適用範囲が次のように記されている。

「この文書は、ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントを推進・実施する方法についてのガイダンスを提供し、組織がジェンダー平等及び女性のエンパワーメントの文化を実現するために必要な能力を醸成するためのガイドラインを提供している（中略）この文書は、女性、女兒、男性、男児に割り当てられたジェンダー特有の役割に起因する不平等に焦点を当てており、規模、場所、又は活動分野に関係なく、公共又は民間の全てのタイプの組織に適用可能である」（ISO53800 2024, p. 1）。

そして次の大項目2では、引用する規格のないことが確認され、大項目3で35の用語が定義されている。大項目4では、ガイドラインを運用する手法として、組織のジェンダー平等に関する現状を分析し、ステークホルダーを特定し改善する具体的な方法が記されている。そして最後の大項目

5で、本規格の主旨である「ジェンダー平等ガイドライン」が「5.1. 組織内部」「5.2. 組織の活動及び投資」「5.3. 組織の対外関係」「5.4. 内部及び外部のコミュニケーション」の4つの場面ごとに記されている。

大項目4では、これらの場面において、以下の4つを通じて継続的改善手法（PDCA）を実践することが推奨されている。

1. ジェンダー平等に関する現状の分析（4.2.3）：組織がこの文書の実施を決めた場合、ジェンダー平等に関する課題を組織の戦略にどう組み入れるのかを決定するため、現状を分析する。この点については、項目4.4.1で、現状を評価できる担当者を組織内に一人以上配備することを提唱している。
2. ステークホルダーの特定（4.2.4）：現状の分析が終わったら、最も関連性の高いステークホルダーを巻き込み、とるべき行動を特定するとともに、その優先順位を決める。4.4.2では、ステークホルダーを特定するための8個の問いを紹介している。
3. ジェンダー平等に関する課題の特定・優先順位付け（4.2.5）：課題を特定し、優先順位付けすることにより、その優先度（実施にあたっての戦略的性質及びタイムフレーム）に基づいて課題をランク付けする。項目4.5では、優先順位付けに必要なとなる定量的及び定性的データの収集について記し、特に分析対象に含めるべき項目をまとめている。
4. 課題へのステークホルダーの巻き込み（4.2.6）：選択した中核的テーマ及び課題のそれぞれについて、ステークホルダーに対する好影響及び／又は悪影響を特定した上で、対応するステークホルダーを巻き込み、必要な権限及びリソースを提供する。

ジェンダーに関わる課題を分析し、特定し、優先順位をつけて、ステークホルダーを巻き込んだ解決策を計画実践する「継続的改善手法 PDCA」は、前述の欧州ジェンダー研究所で採用されている「ジェンダー主流化サイク

ル」と重なり、これまでの「ジェンダー主流化」の実践の中でも取り入れられてきた手法である。特に、「5.1. 組織内部」の場面における、ガバナンスや労働慣行に関する内容は、欧州におけるこれまでのジェンダー主流化戦略を踏襲していると言える。

一方で、「5.2. 組織の活動及び投資」「5.3. 組織の対外関係」「5.4. 内部及び外部のコミュニケーション」の場面に関わる項目には、これまでの「ジェンダー主流化」の主な実践にはみられなかった内容が含まれている。これらのうち前者の「組織の活動及び投資」は製品やサービスの企画開発設計、後者の二つの場面は市場化や広報の場面における項目である。したがって、本論と特に関わりの強いのは「5.2. 組織の活動及び投資」の場面における指針である。そこで以下では、「5.2. 組織の活動及び投資」をより詳しくみていく。

#### (4) ISO53800 「5.2. 組織の活動及び投資」

「5.2. 組織の活動及び投資」は、「5.2.1 ジェンダーに配慮した商品及びサービスの提供」「5.2.2 持続可能な調達」そして「5.2.3 ジェンダーに配慮した予算編成」の三項目からなる。これらのうち、本論と直接的に関わるのは、「5.2.1 ジェンダーに配慮した商品及びサービスの提供」である。小項目 5.2.1.1 には、その概要と対象が、以下のように記されている。

「組織が提供する商品及びサービスをジェンダーに配慮したものにすることで、組織のすべての顧客のジェンダー平等を強化することができる。これには、政府、地方自治体、慈善団体及び NGO が提供するサービスも含まれる。」

小項目 5.2.1.2 に示された、この項目に関連する組織の行動には、「設計」、「製造及びオペレーション」、「商品及びサービスの提供及び販促」、「品質保証」、「テクノロジー及び IT」が含まれる。設計の段階では、まずジェンダー平等の理念を設計チームで共有するための意識形成が求められる。具体的には「設計チームはジェンダーに配慮した基準及び原則について教育を受ける

ことが望ましい。これには、ジェンダーに配慮した設計の概念を設計者が学ぶためのワークショップや講習会を含む」とある。また、製品の設計でも、「異なるジェンダーの多様なニーズ及び嗜好を考慮する」ことが求められる。さらに、ユーザーテストでは、「様々なジェンダーの背景をもつ個人」を対象にし、フィードバックを得て設計を改善することが求められる。

一方、製造及びオペレーションでは、まず、製造工程の人員配置にジェンダーに基づく差別のないことが求められている。さらに、製品がジェンダー・インクルーシブの基準を満たしていることを確認するための施策を、品質管理の段階に設けることも求められている。

次に、商品及びサービスの提供および販促では、まず、製品の説明がジェンダー中立的であることが求められる。また、価格が「ジェンダーに関係なく、すべての顧客及びユーザーに対して公平かつ平等」に設定されることも要請事項である。

さらに、テクノロジーやITについては、「インクルーシブなソフトウェア及びプラットフォーム」と共に、「組織が使用するテクノロジー、ソフトウェア及びオンラインプラットフォームが、全てのジェンダーにとってユーザーフレンドリーかつインクルーシブであるように設計されていること」が求められている。ここには、「様々なユーザーのニーズに応えるアクセシビリティ機能の検討を含む」とされる。テクノロジーやITは、組織の包摂性に関わる技術であると同時に、それ自体が組織の提供する商品やサービスでもあり得るが、この項目の焦点は組織の包摂性にある。

#### 4. ISO53800の「イノベーションにおけるジェンダー構造変革論」的意義とその課題

##### (1) 意義

ISO53800項目5.2.1において示された指針は、以下の点で、「イノベーションにおけるジェンダー構造変革論」の関心と重なる。まず、設計段階やユーザーテストにおいて求められる、「異なるジェンダーの多様なニーズ及び嗜好

好」への配慮は、「イノベーションにおけるジェンダー構造変革論」において論じられてきた、イノベーションのプロセスにおいてジェンダーの偏りを是正するための指針として捉えることができる。この段階の事例としては、ジェンダード・イノベーションの文脈でも象徴的事例としてよく参照される、自動車の安全性確認試験に用いられるダミーの例が挙げられる。この事例では、自動車事故における女性の死亡率が高いのは、安全性確認試験のためのダミーが伝統的に男性の身体を模したものであったためであるということが指摘された (Barry 2019)。この安全性確認試験用ダミーの事例は、2018年4月に行われた「ジェンダーに配慮した標準化イニシアチブ (Gender Responsive Standards Initiative: GRSI)」の第一回会議における Lagunas の講演の中でも紹介され、また、2024年に ISO 及び IEC の各委員会に向けて発表された合同ガイダンス文書「ジェンダーに配慮した標準規格 (Gender Responsive Standards)」でも紹介されている。

次に、製造・オペレーションの段階で求められる、「人員配置におけるジェンダーの均衡」と「製品のジェンダー包摂性」は、工学のエンジニアが男性に偏っていることが製品にもたらす影響を論じた Faulkner の関心と重なる。また、後者の「製品のジェンダー包摂性」は、開発結果におけるジェンダーの偏りを是正することを目指す Schiebinger のジェンダード・イノベーションと視座を共有している。

商品及び販促の段階での要請は、「イノベーションにおけるジェンダー構造変革論」と直接関わるわけではない。しかし、この段階の要請に沿って、たとえば家庭用調理器具の説明をジェンダー包摂的内容にすることは、イノベーションの潜在的な対象にあるジェンダーの偏りを是正することにつながる。また、価格を「ジェンダーに関係なく、すべての顧客及びユーザーに対して公平かつ平等」に設定するという要請や、「顧客又はユーザーのジェンダーに中立的なサポート」を提供するという要請も、イノベーションの対象を包摂的に定めることを志向している。前者の価格における配慮の例としては、生理用品の価格設定の見直しなどが想定される。また後者のユーザーサポートにおける配慮の事例としては、伝統的に特定のジェンダーを対象とし

てきた製品やサービス、たとえば車や不動産の提供におけるサポートのあり方の検討が想定される。

さらに、テクノロジーやITにおける包摂性の要請は、工学領域におけるジェンダーの偏りを問題としたFaulknerの関心と、これを開発プロセスにおいて是正することを目指すSchiebingerのジェンダード・イノベーションの関心の両方と視座を共有している。前者の、商品の設計や製造の過程で使われるテクノロジーやITが、「すべてのジェンダーにとってユーザーフレンドリーかつ包摂的である」ことが問題になる事例としては、近年の農業関連器具のジェンダー包摂性の見直しがあるだろう(United Nations Conference on Trade and Development 2000; Gupta 2024; Food and Agriculture Organization 2025)。ある業界で用いられる主たるテクノロジーが誰を対象としているかは、その業界において誰が主体的参加者とみなされているかを表す指標である。一方、提供されるテクノロジーやIT関連の商品やサービスにおいて、ジェンダー包摂性が問題となった事例としては、スマートフォンの初期設定として搭載されている健康管理アプリの中に、月経管理に関する機能が含まれているかどうかがあげられる(Griffin 2015)。スマートフォンという現代社会における基盤技術が、月経のある身体を持つ人を対象としているかどうかは、社会の包摂性に関わる問題である。

このように、ISO53800の項目5.2.1に示された指針は、ジェンダーとイノベーションの相互関係に着目する「技術のジェンダー論」の中でも特に、「イノベーションのジェンダー構造変革」を目指す議論と視座を共有している。ここからISO53800を、欧州における「ジェンダー主流化」の潮流の先端で、イノベーションの領域にジェンダーへの関心を組み込む「イノベーションのジェンダー構造変革論」の文脈と重なる国際的な指針として位置付けることができる。つまりISO53800は、Schiebingerが推進してきたジェンダード・イノベーションの実践とは異なる文脈から発展した、もう一つの重要な「イノベーションのジェンダー構造変革」を目指す実践である。

## (2) ISO53800の課題とその解決策

ISO53800は、国際的な「標準化」を担う機関であるISOにおいてはじめての、「ジェンダー主流化」を目指す規格ガイドラインとして重要な意味を持っている。しかし一方で課題もある。まず各組織において、このガイドラインを誰がどのように運用するのか、という問題がある。たとえば「5.1.1.2 関連の行動及び期待」の中では、「ジェンダー平等に関する問題に対応する一つ以上の連絡窓口（“ジェンダー・フォーカルポイント”）を指定する」ことが「望ましい」と記されている。しかし、このガイドラインの多岐に渡る内容を担うには、一つの窓口では不十分で、専門の担当部署が一つ必要となるのではないだろうか。これを実現するための資源を一つの組織で確保できるのかが問題となる。また、付属文書Bの中で、組織のジェンダー構造を確認するための指標が提示されている。しかし、この指標に沿ったデータを誰がいつ収集し、どのように活用するのかについては組織の判断に任されている。本稿が特に注目した項目5.2.1についても同様に、指針に沿った運用を、組織内で誰がどのように主導し、客観的に評価するのかについては記されていない。以上はいずれも、すでにジェンダー主流化政策が浸透し、「ジェンダーフォーカルポイント」等のジェンダー主流化のための内部組織を有することも珍しくない欧州等ではあまり問題とならない。一方で、これから新たにジェンダー平等に向けた取り組みを行おうとする組織にとっては特に課題となり得る。

この課題を解決する一つの方法としては、欧州におけるジェンダー主流化戦略の中で作られた「欧州ジェンダー平等研究所（European Institute for Gender Equality: EIGE）」を参考にして、各組織のデータを収集し分析する機能を持つ第三者機関を国ごとに設けることが考えられる。各国の第三者機関で集約されたデータは、世界の「イノベーションのジェンダー構造」の現在地を示すものとなるだろう。これを利用すれば、ISO53800は、より具体的に「イノベーションのジェンダー構造変革」の起点として機能するのではないだろうか。

## 5. 結語

ISO53800は、1995年の「北京宣言」にはじまる「ジェンダーの主流化」の潮流に位置する事例である。しかし、主に政策におけるジェンダーの平等を目指してきた「ジェンダー主流化」の文脈だけでは、製品やサービスの企画開発設計の段階に働きかけるその内容の意義を十分に捉えることはできない。本論では、製品やサービスの企画開発設計、すなわちイノベーションのプロセスにおいて、ジェンダーの偏りを是正するISO53800の意義を、フェミニズム科学／技術論を基礎として発展してきた「イノベーションのジェンダー構造変革論」の文脈に位置付けることを試みた。ISO53800は、フェミニズム科学／技術論の立場から見れば、ジェンダー構造の偏りが指摘されてきたイノベーション領域で、ジェンダー平等を実現するための具体的な指標を国際社会に向けて提示している点で評価できる。ただし、その活用において未だ課題はある。ISO53800を、現在、日本で取り組みが進んでいる「ジェンダード・イノベーション」とも関連付けながら、今後どのように活用していけるかについて検討を続けていきたい。

### 文献一覧

AFNOR (2021) *Spec X30-020*.

Barry, Keith (2019) ‘The Crash Test Bias: How Male-Focused Testing Puts Female Drivers at Risk’,” *Consumer Reports*, 23 October. ネットでも閲覧可能 <https://www.consumerreports.org/car-safety/crash-test-bias-how-male-focused-testing-puts-female-drivers-at-risk/> (2025年12月17日閲覧)

Beede, David *et al.* (2011) “Women in STEM: A Gender Gap to Innovation,” *Economics and Statistics Administration Issue Brief*, pp. 4–11.

Caglar, Gülay (2013) “Gender Mainstreaming,” *Politics & Gender*, 9(3) pp. 336–344.

Cockburn, Cynthia (1997) “Domestic Technologies: Cinderella and the Engineers,” *Women’s Studies International Forum*, 20(3) pp. 361–371.

Cowan, Ruth Schwartz (1983) *More Work for Mothers: The Ironies of Household Technology from the Open Hearth to the Microwave*, Plunkett Lake Press : ルース・シュワルツ・コーワン (2024) 高橋雄造訳『お母さんは忙しくなるばかり：家事とテクノロジーの社会史』法政大学出版局。

- Food and Agriculture Organization (2025) *Gender and Innovative, Labour-Saving Technologies*. ネットでも閲覧可能 <https://www.fao.org/gender/learning-center/thematic-areas/gender-and-innovative-and-labour-saving-technologies/> (2025年12月17日閲覧)
- Faulkner, Wendy (2000) “Dualisms, Hierarchies and Gender in Engineering,” *Social Studies of Science*, 30 (5) pp. 759–792.
- (2001) “The Technology Question in Feminism,” *Women’s Studies International Forum*, 24 (1) pp. 79–95.
- (2009) “Doing Gender in Engineering Workplace Cultures I. Observations from the Field,” *Engineering Studies*, 1 (1) pp. 3–18.
- Griffin, Andrew (2015) “Apple’s Health Data App Gets Period Tracking.” *Independent*. 9<sup>th</sup> June 2015. ネットでも閲覧可能 <https://www.independent.co.uk/tech/apple-s-health-data-app-gets-period-tracking-10307363.html> (2025年12月17日閲覧)
- Gupta, Piyush and Kumar, Drishti (2024) “The Rise of Gender-Inclusive Agritech and Why It Matters,” *World Economic Forum*, Dec. 19, 2024. ネットでも閲覧可能 <https://www.weforum.org/stories/2024/12/why-gender-inclusive-agritech-is-becoming-big-business/> (2025年12月17日閲覧)
- Harding, G. Sandra (2004) “Rethinking Standpoint Epistemology: What Is “Strong Objectivity”?” in Sandra G. Harding ed., *Feminist Standpoint Theory Reader: Intellectual & Political Controversies*. Routledge, pp. 127–140.
- Haraway, Donna (2004) “Situated Knowledges: The Science Question in Feminism and the Privilege of Partial Perspective,” in Sandra G. Harding ed., *Feminist Standpoint Theory Reader: Intellectual & Political Controversies*. Routledge, pp. 81–102.
- Hall, Kira (1996) “Cyberfeminism”, in Susan C. Herring ed., *Computer-Mediated Communication: Linguistic, Social and Cross-Cultural Perspectives*, John Benjamins Publishing Company, pp. 147–172.
- International Standardization Organization (2010) *ISO26000 Social Responsibility* : 国際標準化機構 (2010) 『ISO26000 社会的責任に関する手引』 (一財) 日本規格協会 日本規格協会。
- International Standardization Organization(2024)*ISO53800 Guidelines for Organizations to Promote and Implement Gender Equality and Women’s Empowerment* : 国際標準化機構 (2024) 『ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの推進と実施のためのガイドライン』 (一財) 日本規格協会 日本規格協会。
- Keller, Evelyn Fox (1982) “Feminism and Science,” *Signs: Journal of women in culture and society*, 7 (3) pp. 589–602.
- Latour, Bruno (1996) “On Actor-Network Theory: A Few Carifications,” *Soziale Welt*, 47, pp. 369–381.
- Lagunas, Raquel (2017) “Gender Mainstreaming in Standards,” *Workshop UEDP-UNECE*. ネットでも閲覧可能 [https://unece.org/fileadmin/DAM/trade/wp6/documents/2017/Gender/UNDP\\_PPT\\_Analysis\\_of\\_Standards\\_through\\_a\\_Gender\\_Lengths.pdf](https://unece.org/fileadmin/DAM/trade/wp6/documents/2017/Gender/UNDP_PPT_Analysis_of_Standards_through_a_Gender_Lengths.pdf) (2025年12月17日 閲覧)
- Morgall, Janine (1993) *Technology Assessment: A Feminist Perspective*. Temple University Press.

- Pinch, Trevor, J., and Bijker, Wiebe, E. (1984) The Social Construction of Facts and Artefacts: Or How the Sociology of Science and the Sociology of Technology Might Benefit Each Other. *Social Studies of Science*, 14(3), pp. 399–441.
- Schiebinger, Londa (1989) *The Mind Has No Sex?: Women in the Origins of Modern Science*, Harvard University Press : ロンダ・シービンガー (2022) 小川真里子、藤岡伸子、家田貴子訳 『科学史から消された女性たち：アカデミー下の知と創造性』 工作舎。
- (2021) “Gendered Innovations: Integrating Sex, Gender, and Intersectional Analysis Into Science, Health & Medicine, Engineering, and Environment,” *Tapuya: Latin American Science, Technology and Society*, 4(1), pp. 1–16.
- (1993) *Nature’s Body: Gender in the Making of Modern Science*, Beacon Press : ロンダ・シービンガー (1996) 小川真里子、財部香枝訳 『女性を弄ぶ博物学：リンネはなぜ乳房にこだわったのか?』 工作舎。
- Timmermans, Stefan, and Epstein Steven (2010) “A World of Standards but Not a Standard World: Toward a Sociology of Standards and Standardization,” *Annual Review of Sociology*, 36(1), pp. 69–89.
- True, Jacqui, and Mintrom Michael (2001) “Transnational Networks and Policy Diffusion: The Case of Gender Mainstreaming,” *International Studies Quarterly*, pp. 27–57.
- United Nations Conference on Trade and Development (2020) “The Gender Impact of Technological Upgrading in Agriculture—Teaching Material on Trade and Gender Linkages,” *UNCTAD/DITC/2020/1*. ネットでも閲覧可能 <https://unctad.org/publication/gender-impact-technological-upgrading-agriculture> (2025年12月17日閲覧)
- United Nations Economic Commission for Europe (2018) *Recommendation U on Gender-Responsive Standards*. ネットでも閲覧可能 [https://unece.org/DAM/trade/wp6/Recommendations/Rec\\_U\\_en.pdf](https://unece.org/DAM/trade/wp6/Recommendations/Rec_U_en.pdf) (2025年12月17日閲覧)
- (2019) *Declaration for Gender Responsive Standards and Standards Development*. ネットでも閲覧可能 [https://unece.org/DAM/trade/wp6/AreasOfWork/GenderInitiative/UNECEGenderDeclaration\\_English.pdf](https://unece.org/DAM/trade/wp6/AreasOfWork/GenderInitiative/UNECEGenderDeclaration_English.pdf) (2025年12月17日閲覧)
- United Nations Economic Commission for Europe, Gender Responsive Standards Initiative. ネットでも閲覧可能 <https://unece.org/trade/wp6/gender-responsive-standards> (2025年12月17日閲覧)
- Wajcman, Judy (2000) “Reflections on Gender and Technology Studies: In What State is the Art?,” *Social Studies of Science*, 30(3), pp. 447–464.
- Woodward, Alison, E. (2001) “Gender Mainstreaming in European Policy: Innovation or Deception?,” *WZB Discussion Paper*.
- 国立研究開発法人科学技術振興機構 研究開発戦略センター (2025) 『ジェンダード・イノベーションの潮流：セックスとジェンダーを考慮した研究・イノベーション』 近代科学社。
- 首相官邸知的財産戦略本部 (2006) 『国際標準総合戦略』。ネットでも閲覧可能 <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/061206.pdf> (2025年12月24日閲覧)
- 首相官邸知的財産戦略本部 (2025) 『新たな国際標準戦略（国際社会の課題解決に向け

## ジェンダー平等に関する国際標準規格ガイドライン ISO53800の検討

た我が国の標準戦略)』 ネットでも閲覧可能 <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2025/pdf/kokusaisenryaku.pdf.pdf> (2025年12月24日閲覧)

申琪榮 (2015) 「「ジェンダー主流化」の理論と実践」『ジェンダー研究』 18、 pp. 1-6。

橋本ヒロ子 (2002) 「自治体行政におけるジェンダーの主流化」『社会情報論叢』 6、 pp. 145-168。

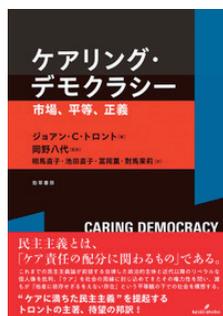


《翻訳で読むジェンダーの名著：訳者が語るその魅力》

ジョアン・C・トロント著／岡野八代監訳  
『ケアリング・デモクラシー  
—市場、平等、正義』  
勁草書房、2024年

Joan Claire Tronto:  
*Caring Democracy: Markets, Equality,  
and Justice*, New York University Press, 2013

岡野 八代 OKANO Yayo



## 1. ケアの倫理との出会い、そしてトロントへ

西洋政治思想史、そして現代フェミニズム理論を研究してきたわたしが、「ケアの倫理」というフェミニズム思想における一潮流に出会ったのは、今から20年前に社会学者の牟田和恵さんと共訳したドウルシラ・コーネル著『女たちの絆』（みすず書房、2005年）の翻訳を通してだった。それ以来、「ケア」という営みをもつ女性たちに与える影響、そして社会的、政治的意義を考えることに、この20年を費やしてきた。

ケアとは、わたしなりに定義すれば、他者の手を借りなければ、自らの生存に必要な活動——食事や身の回りの世話から安全確保まで、生命維持に密接にかかわる——ができない人たちのために、生きるために必要なもの（＝ニーズ）を満たす活動・営み・実践である。あとで詳論するように、ケアをあえて三つの呼び方で表現しているのは、ケアがこれまで、そうした人間（らしい）活動とは考えられてこなかったからだ。

他方で、無償であれ有償であれ、こうしたケアはその多くを女性たちが担い、とりわけ家庭内での無償／不払いのケア労働については、家父長制下に生きる女性の社会的抑圧、差別の元凶のひとつであり、かつ現在進行形の

収奪、搾取として、1970年代からフェミニストたちの間で議論されてきた。世界的なマルクス主義フェミニズムの興隆がその背景にあり、日本では上野千鶴子さんが1990年に公刊した『家父長制と資本制——マルクス主義フェミニズムの地平』は、その研究の集大成であり、フェミニズム思想を学ぶ上での必読の古典といっても過言ではない。

マルクス主義フェミニストたちが、家事労働あるいは再生産——休息や食事を与えることで労働力を養うだけでなく、新しい労働者を産み育てるという意味での——労働として、分析かつ批判してきたケア「労働」は、しかし、80年代以降、心理学者のキャロル・ギリガン『もうひとつの声で——心理学の理論とケアの倫理』（風行社、2022年：原著1982年）や、哲学者のサラ・ラディック『母的思考——平和からなる政治へ』（未邦訳：原著1989年）を通じて、分析や批判対象としてだけでなく、新しい社会を構想するための理念や規範としてのケアへと展開を遂げる。つまりケアは、家父長制や資本主義に対抗、抵抗する可能性を秘めた活動であり、その活動は異なる人間像や世界観を提示しているとして、わたしを含め多くの研究者、そして実践家たちに注目を浴びるようになる。

2025年京都賞をギリガンが受賞したように、ここ日本でも「ケアの倫理」に注目が集まっている。それはおそらく、医療や介護、介助などの実践の重要性が認識されているだけでなく、社会的にも「ケア」が必要、あるいはケア不足が深刻になっているからだろう。そして、国際的にも、ケア研究のネットワークは、実践・実証研究に注目するグローバル・ケアワーク・サミットが2017年より、また、規範理論・思想研究を中心としたケアの倫理研究コンソーシアムが2018年より、それぞれ隔年で国際会議が開催されるようになった。後者は、今年6月に韓国にて開催されることが決定されている。

こうした国際的な研究ネットワーク構築の中心に居るのが、ジョアン・トロント（1952年～）である。以下では、ケアの倫理研究にトロントがなした貢献と、彼女の二冊の主著が邦訳されるまでには、それぞれ10年、30年の月日を要した理由に触れながら、トロントが提唱するケアリング・デモク

ラシー、つまりケアに満ちた社会とはいかなる社会なのか、そしてその実現に向けてわたしたちにできることはなにかを考えてみたい。

## 2. ケアをめぐるトロントの出発点——だれがケアを担うのか？

トロントその人、そしてこれまでの彼女の研究の歩みについては、トロントとの共著『ケアするのは誰か？』においてすでに論じているので<sup>1</sup>、より詳しい紹介については、そちらを参照してほしい。

トロントは、1981年に『政治的合理性は可能か？——ホップズ、スミス、ウェーバー著作における、政治的統制批判』という、とても「伝統的」な政治理論の博士論文にて1981年に博士号取得後、1982年からニューヨーク市立大学ハンター校にて政治学の助教授として教鞭をとり始める。想像するに、当時政治学を担当する女性教員は少なかったはずである。ジェンダーやセクシュアリティ論をふくめ、女性と政治をめぐる問題を教え始めた彼女は、80年代、多くのフェミニスト研究者を論争に巻き込んだ「差異か平等か」をめぐる議論を思索するなかで、ギリガン『もうひとつの声』に衝撃を受けたという。

社会主義の伝統が存在する欧州に比べ、合衆国の二大政党をみれば分かるように、その根本原理はリベラリズムである。つまり、個人の自由を最大限尊重し、個人の潜在能力をよりよく発揮するための社会的障壁をできるだけなくそうとするこのリベラルな社会——共和党は政府の役割を小さくすることで障壁をなくす、民主党は政府が社会に介入し、個人間格差を縮小させることで障壁をなくす——で、フェミニストもまたリベラル・フェミニストがその多数を占める。つまり、女性たちもまたその能力を発揮することで平等を獲得することが目標となる。たとえば、合衆国最大の女性団体、現在でも会員数約50万人を誇る全国女性機構（NOW）は、設立当初よりつぎのよう

---

1 ジョアン・トロント、岡野八代『ケアするのは誰か？——新しい民主主義のかたちへ』（白澤社、2022年）。

な目標を掲げてきた。

今こそ、女性たちをアメリカ社会の本流に導きいれ、男性との完全に平等な協力関係を打ち立てるのに必要な行動を起こそう！

80年代若者に政治学を教えるトロントにとって、こうした女性を社会の中心へと押し上げようとする主張は、「フェミニストの悪夢」であった。それは、次のような悪夢である。ある日目が覚めると、女性たちが幅広い地位につく障壁が消え去る一方で、これまで白人で中産階級の女性たちが担ってきたケア負担は、より経済的に貧しく、あるいは／そして有色の女性や移民女性・男性たちが、一斉に担っているのだ。これまで男性たちが独占してきたような賃金労働、あるいは社会的職務を女性たちも果たすとすると、いったい誰が、これまで女性たちが担ってきた仕事をするのだろうか。

こうした疑問は、先に触れた『ケアするのは誰か?』の第一章として取められている、トロントによる講演録 *Who Cares?* (2015) がまさに言わんとしていることだ。拙訳では、「ケアするのは誰か?」と訳したが、これはあえての誤訳である。じっさい、*Who cares?* という疑問形は、反語強調の文であり、「そんなこと、誰も気にしない、自分のしったことではない」ということを意味するからだ。つまりこのタイトルが含意しているのは、第一に、ケアをめぐるのは、なによりケア責任を担っていない者たち（＝主流社会で活躍する、多くの場合は男性たち）は、ケアを他人任せにしてきた。そして、そのケアが、いったい誰に、どのように担われているかを問わずに、その状態を当然視してきたことへの強い批判である。そして、第二には、ケアを担ってきた者たちでさえ、ケアがもつ人間的含意、社会的意義を深く考えてこなかったのではないかという、人間観や社会観、そして政治へとつながるより深遠な問いがそこに込められている。

また、こうした問いは、先に触れた「差異か、平等か」というディレンマにも関わっている。歴史的には法的に、そして現在でさえ社会的に、さまざまな活動や領域から女性たちは排除されてきた。では、「女性もまた、男性

と同じように活躍できるから」新しい領域に参入していくのか、あるいは、「女性はその経験から、男性とは異なる貢献ができるはずだから」新しい領域に参入していくのだろうか。この問いは、本稿執筆中であった2025年10月に憲政史上初の女性首相が誕生した現在の日本においても、再度問われるべき問いであろう。

前者であれば、その領域の男性基準が変革されることはないだろうし、それどころか、トロントがまさに危惧したように、そして80年代以降欧米で経験することになるように、ケアを担う人がいなくなる（から、移民やより社会的に脆弱な立場の人が担う）。また後者であれば、女性たちに特別な能力——とりわけ、他者を配慮する傾向性——があることが、前提とされてしまい、多様な女性の在り方が否定されかねない。

### 3. ケアの倫理のトロント的転回

さて、悪夢と上記のディレンマに悩まされていたトロントに、「ひらめき」を与えてくれたのが、ケアの倫理であった。

『もうひとつの声で』が公刊された直後は、ケアとは、直接の対人関係、とくにケアされる人とケアする人との二者関係のなかで行われる活動とみなされがちであり、したがって「ケアの倫理」も私的な、もっといえば親密な関係にこそふさわしい倫理だとみなされてきた。しかし、トロントは、ギリガンが女性たちから聞き取った「道徳」観を、フェミニスト理論の出発点として位置づけることを提唱し、つぎのように捉え返すべきだと考える。第一に、個人の権利を主張し、相対立する権利主張に優先順位をつけようとするリベラリズムとは異なり、ケアの倫理が目指するのは、責任や関係性である。第二に、ケアの倫理では、道徳は具体的な状況に結び付けられていて、ある行為の良し悪しは、文脈に位置づけられることで判断される。第三に、そうした道徳判断は、既存の、文脈から離れた原理原則によって示されるのではなく、ケア活動のなかで示される。

すると、たとえば「差異か平等か」のディレンマは、個人の選好や選択を

めぐるディレンマではなく、既存の合衆国社会という文脈のなかでこそ生み出されていることに気づくであろう。たとえば、労働者は当然、ケアする者、ケアされる者でもあり、そうしたケア関係や責任から誰も免れることはできないという前提で、労働時間や就業規則ができていればどうだろう。

主流社会のなかで人がディレンマに陥ってしまうとき、そのディレンマは、どのような政治状況、社会的文脈のなかで生じているのだろうか。この問いは、普遍的な原理を提示できると考えられてきた正義の倫理が、いかに個人の行為の良し悪しだけを判断する、狭い倫理かを暴いてくれた。そして、女性が参与しようとするその領域を広い視野から精査し、一つの行為が、ある社会状況のなかでどのような影響を与えるのか、そこに巻き込まれた他者との関係性や、その帰結に対する責任といった大きな問いかけが、これまで私的な倫理と考えられてきたケアの倫理から可能となった。それは、ケアを中心に社会を眺め直すことだ。

トロントは、「ケアの倫理」を真に社会変革のための理論へと鍛えるために、ケアを「人類的活動 a species activity」として再定義した。それは、これまで女性の天性であるとか、母性愛の発露として、なんら人間的、あるいは道徳的価値がないとされてきたケアにかかわる活動——その典型例は育児や家事——を、社会に位置づけ直した。そして、人類だけでなく人間社会の存続に不可欠な実践として、ケアを再評価する道をも拓いていくことになる。

1990年にベレニス・フィッシャーとの共著論文のなかで提唱した以下のケアの定義は、現在に至るまでトロントが、多くの批判や反論を浴びながらも手放すことのない、ケアの定義である。

もっとも一般的な意味において、ケアは人類的活動 a species activity であり、わたしたちがこの世界で、できるかぎり善く生きるために、この世界を維持し、継続させ、そして修復するためになす、すべての活動

を含んでいる<sup>2</sup>。

これまでの研究は、ケアの価値を再評価しようが、ケアを搾取の対象として批判しようが、ケアを担う者に焦点をあてがちで、ケア実践そのものを研究対象として論じ損ねてきた。ケア実践を行う女性が分析対象として争点化されると、母親業や友情、シスターフッドなどがケア実践の理想像として前景化してしまい、個々のケア実践がおかれた文脈が背景化してしまう。このケアの定義は、あまりに一般化されすぎているようにみえるのだが、彼女たちはこの定義こそが、個々のケア実践が置かれた文脈、とくに政治的文脈により敏感になるためには必要だという。彼女たちがこの定義にたどり着いた背景には、以下のような合衆国固有の社会状況があった。

母親業や友情を含意しがちなケア実践は、アメリカ社会では階級、とくに人種間でそのあり方は全く異なる。70年代以降、白人中産階級のフェミニストたちが家事労働からの解放を訴える——そこで、トロントは「悪夢」にうなされる——一方で、白人家庭での家事労働を担ったり、低賃金であれ働かざるを得なかったりした黒人女性たちは、60年代からすでに、自分たちの労働が搾取されずに、自分たちの子どもをケアできる環境を求めてきた。彼女たちの経験からすれば、ケアとは、なによりも、子どもたちの安全を確保することである。それは、白人中心主義社会における差別、抑圧、そして暴力をなくすことであり、今日では、刑務所廃止運動、そしてブラック・ライブズ・マター運動へとつながっていく。また、その目的を実現するためには、自分たちが働いているあいだ、子どもたちを見守ってくれる友人や近隣のひとたちと、ケアするコミュニティを形成することが欠かせなかった。

トロントらの一般的なケアの定義は、こうした黒人女性たちの経験から見いだした、一人の個に必要なあらゆるケア活動を網羅しようとする定義なの

---

2 Berenice Fisher and Joan Tronto, "Toward a Feminist Theory of Caring," in E. K. Abel and M. K. Nelson (eds.), *Circle of Care: Work and Identity in Women's Lives* (NY: SUNY Press, 1990), p. 40.

だ。「生存こそが、ケア実践の根底にある文脈」であり、したがって「ケアの努力が究極的に訴えるのは、人類としてのわたしたちの生存なのだから、ケア実践は社会的である」、と<sup>3</sup>。

#### 4. ケアに満ちた民主主義の可能性へ

1990年に人類的活動としてケア実践を定義したトロントは、1993年『モラル・バウンダリー——ケアの倫理と政治学』（杉本竜也訳、勁草書房、2024年）において、既存の政治学そのものを問い直す。なお、本書によってトロントは、2023年にアメリカ政治学会から、出版後15年以上にわたり影響力のある理論書を公刊した研究者に与えられるベンジャミン・リピンコット賞を受賞している。合衆国ではそれほどの影響を政治学に与えた本書はしかし、日本語で読めるようになるまで30年以上も費やした。そのことにも触れながら、いかにケアに満ちた民主主義への道のりは厳しく、しかし、その転換なしに人間社会は持続不可能であることを、結論として論じておきたい。

『モラル・バウンダリー』でトロントは、ケアを必要とする者への気遣いから始まる、一連のケア実践を人間活動の中心に据えると、自己利益の追求を当然視したような社会とは異なる社会を展望できると主張する。しかし、そのタイトルが示すように、わたしたちは——今なお——、強固な境界線を社会に対し、そして心の中にも引いてしまっているために、ケア実践やケア関係を中心に世界をみることができない。ひとつは、政治は力と数にまかせ、およそ論理や人としての行動規範に訴えることができないという、道徳と政治の間の境界線である。第二に、その当の道徳自体も、感情や愛着や状況判断からむしろ距離をとるべき態度として認識されている。最後に、ケアの倫理が最も批判する境界は、公的領域と私的領域の二元論であり、ケアはたとえ有償労働であっても、むしろ後者に位置づけられてきた。

---

3 Ibid., p. 39.

トロントによれば、ケアという実践そのものの意義を考えることは、他者のケアや注視を必要とする人の立場から考え始めることであり、人間にとって不可欠な活動が——少なくとも政治学では——いっさい顧みられてこなかったその理由を明らかにしてくれる。近代資本主義とそれに伴う軍事国家化の歴史をケアから振り返れば、国家がそこに生きる人びとではなく、国家（権力）の存亡をかけて、人びとをむしろ道具のように扱ってきたことが明らかになる。そして、だからこそ、その道具を産み育てる、あるいはその道具を維持するためのケアもまた、国家（権力）の道具のようにはしか考えられてこなかったのではないかという問いに導かれる。

「民主的な政治は、ケアに対する責任配分を中心に据えるべきであり、かつ、民主的な市民が、そうした責任の割り当てにできる限り参加できるよう保障することを核にすべきである」と『ケアリング・デモクラシー』で訴える（39頁）、トロントの二冊の主著の邦訳に時間がかかったのは、日本の政治状況と大いに関係しているとわたしは考えている。つまり、政治を遠くに感じ（させられ）、あらゆる人が必要とするケアは、社会の中心で活躍するひとは担わなくてよい、他の人と比べてよりケアを必要とするひとは、自己責任で——じっさいには、ケアは他者に依存することなので、そんなことは不可能なのに——ケアを調達すればよいと、思いこまされる強い政治力が働いているために、ケアの政治的な——いや、人間的な——重要性を伝えることが難しい社会だからだ。

自戒も込めてだが、正規労働者の労働時間が国際的にみても異様に長い日本社会では、他者だけでなく自分への無償ケアは二の次になりがちだ。それは、介護や介助を有償労働として担っている人にとっても同じではないだろうか。他方で、有償ケア労働の低賃金が象徴的であるように、ケアがこうして二の次にされることが当然視されたり、社会的、経済的評価が低いことを、ケアを担わなくてよい（だろう）政治家たちが決めている。

ケア実践が個別具体的な一人ひとりへの働きかけであるかぎり、その個別のケア実践、とくに必要なケアがどのようにしっかり充足されたかは、とても個人的な問いとなる。しかし、トロントはつぎのように訴える。一人ひ

とりが抱える個別のケアニーズを誰が、どのように、どのような責任と負担の下に充たすのかの決定は、政治的に決められている。日本の場合、より強く家族の責任にされがちなのは、社会保障や労働条件によって、「家族任せ」が政治的に決められてきたのだ。

トロントの主著を読んだとしても、ケアを他人（≒女性）任せにしておいてよい、と考える政治を転換するためのすっきりとした解答は得られないかもしれない。トロント自身、ケアが家族任せ、自己責任化されている合衆国において、政治の転換は、わたしたち一人ひとりがいかに、ケア実践を人間社会の中心におき、また、よりよいケア関係を——自分だけでなく——社会的に、あらゆるひとに保障することが政治の目的であると考えることができるかにかかっている、と論じている。

トロントは、共にケアするための革命を起こすにはどうしたらよいか、とも自問している。第一は、すべてのひとがいかにケアに関する義務が配分されているかについて、等しい発言権をもつことだとしているが、彼女によれば、じつはこれはとても難しい。現代社会において、ほとんどのひとは、労働者か消費者として自らを捉えているからだ。そして、自分にはケアは向いていない、仕事で忙しいという口実でケアを回避するか、あるいは多くの場合、自分は家族の世話はしているから責任を果たしていると言い、ケアを必要としながらもそのニーズが満たされない人が共に生きる社会に多く存在していることから目を背けてしまう。

わたしたちの日常に根づいた——そして、先ほどの三つの境界ともじつは密接に関連している——こうした思い込みが、政治的な作用のためにわたしたちの意識にも根づいてしまっている。したがって、トロントが提示する解決策は、迂遠なように見えるが、誰でもできることから始めるしかないという。

トロントはいう。わたしたちに必要なのは、民主的な方法で、つまり他者を搾取したり、抑圧したり、これは自分には関係がないと無視したりしない形でケアに関わること。つまり「実践に次ぐ実践、そしてまた実践。わたしたちは、諸制度とわたしたち自身を共に変革する必要がありますが、わたし

たち自身の生活を変えることから始めるとよい」と<sup>4</sup>。その一例は、たとえば大人が働く時間と、学校に通う子どもたちの時間割や休日が異なることをどう考え、問題があるとすればどのように変革していくかを考えることだ。

## おわりに——ケアの細部から、世界を考えること

トロントの提案は、とても日常的なことから始まる。しかし、『ケアリング・デモクラシー』は、政治理論の著書でありかなり専門的である。したがって、わたしも日本に紹介するのは、彼女の講演録の翻訳と、彼女の研究を紹介する拙論を取めた『ケアするのは誰か?』といった形のほうが、より多くの読者に恵まれると考えた。

ケアは誰もが関わり、人間社会にとって不可欠であることは、否定できない事実である。この事実を認めるのに、おそらく学術的な説明など必要がないだろう。しかし、にもかかわらずなぜ、現在の日本社会は、その不可欠な実践の価値を理解できないのかという問いは、わたしたちの歴史を見直し、社会制度の隅々を検討し、なにより、わたしたち自身を見直すという、大きな作業・研究が必要となる。日本で紹介されているトロントの主著は、そうした深遠な問いを政治学の領域で答えようとした大著である。

監訳者として、誰しものが抱くはずのこの問いに、トロントと一緒に頭を悩ませてくれる人が一人でも増えることを願ってやまない。

---

4 『ケアするのは誰か?』60頁。



《個人研究助成受託者による自著紹介》

杉本弘幸著

『ヨイトマケとニコヨンの社会史

—戦後失業対策事業・失対労働者研究序説』

小さ子社、2025年

*Social History of Yoitomake and Nikoyon,*  
(published in Japanese) Chiisagosha, 2025



杉本 弘幸 SUGIMOTO Hiroyuki

本稿は拙著『ヨイトマケとニコヨンの社会史—戦後失業対策事業・失対労働者研究序説—』の自著紹介を行うものである。

まず、通例により、目次をあげる。

序章 戦後失業対策事業・失対労働者研究の意義と射程

第一部 戦後失業対策事業・失対労働者とジェンダー・社会的マイノリティ

第一章 全日本自由労働組合婦人部の形成と構造

第二章 戦後失業対策事業・失対労働者と部落問題

第三章 戦後失業対策事業・失対労働者における在日朝鮮人

第二部 戦後失業対策事業・失対労働者と都市社会

第四章 戦後失業対策事業と失対労働者運動の構造と展開

第五章 戦後都市社会政策と女性失対労働者

第六章 戦後失対労働者における自立演劇サークルの上演活動

第七章 失対労働者の存在形態と権利主体化の問題

終章 成果と課題

戦後失業対策事業・失対労働者年表（1946～1960年）

本書の研究のきっかけは、2002年に京都市南区東九条地域に転居したことによる。理由は、社会政策史・社会福祉史研究を行う上で、一度は研究の

フィールドに住んでみるべきだろうという単純なものだった。東九条での日常生活で様々な出会いが生まれ、元失対労働者のみなさんと交流することができた。そこから芽づる式に、様々なヒアリング調査や史料調査を行ううちに、戦後失業対策事業・失対労働者研究を続けることになった。そこでの出会いは、私の人生観や研究に、大きな影響を与えた。私の研究に通底する相互作用論的な視角（杉本弘幸『近代日本の都市社会政策とマイノリティ』思文閣出版、2015年など）は、もっぱら、東九条での一地域住民としての生活体験によって培われている。本書は東九条や京都のさまざまな場所であった人々の歴史を、どのようにすれば、実証的で、多くの人々に説得力を持つ、開かれた歴史叙述をすることができるのかという問いの産物である。

本書の内容はアジア・太平洋戦争後の日本で、1949年に始められた失業対策事業について分析したものである。この事業に従事したのが、いわゆる「ヨイトマケ」、「ニコヨン」と呼ばれた失対労働者たちだった。本書は、戦後社会運動と失対事業の関係から、戦後失対事業と失対労働者・自由労働組合の相互関係を明らかにしている。被差別部落民、在日外国人や高齢者、女性たち、様々なマイノリティやジェンダーバイアスが含み込まれた失対労働者を対象として、ゆらぎやゆがみ、格差・社会的差別などを組み込んだ彼／彼女らの権利主体化過程の解明とその困難を、一次史料をもとに実証的に分析したものである。具体的には、1946年から63年までを対象とし、これまで無視されてきた失対労働者の運動について言及し、研究史上の課題を提示した。第1部で全国的動向を論じ、第2部で京都市域を事例として議論した。失対労働者の実態解明と、女性失対労働者や在日朝鮮人団体の運動をも分析対象とし、その時系列に伴う変化や「滞留」も明らかにした。

そして、戦後社会運動史研究については、マイノリティが行う社会運動内も、マイノリティ間においても、常に社会的差別や矛盾が存在するため、マイノリティを分類し、分析する方法では、階層間格差やジェンダーバイアス、社会的差別の問題を串刺しにしてとらえられないことを示したと結論した。

今後の戦後失対事業・失対労働者研究の課題は数多い。

第1に、1960年代以降の一次史料による実証研究が、社会調査や組合史以外、ほとんど存在していない。1995年以降、戦後失対事業が終焉し、ワークスコープなどにいたる過程なども今後研究していくべきだろう。

第2に、一次史料の発掘や利用を積極的に行い、実証研究の水準を大幅にあげることである。各種年史類、社会調査、『失業対策年鑑』、『じかたび』のみに依拠した歴史叙述からの脱却が必要である。幸い、杉本弘幸監修・編著『戦後失業対策事業・失対労働者関係史料集成 I』（近現代資料刊行会、2024～25年）などの史料集や、全日自労婦人部長だった、大道俊が所蔵していた同志社大学人文科学研究所所蔵の『大道俊関係史料目録』（同志社大学人文科学研究所、2016年）の公開、法政大学大原社会問題研究所所蔵の「全日自労本部資料」の公開を前提とした目録化の進展など、史料状況は改善されつつある。さらに各地の史料整理や公開が必要不可欠である。

第3に、各地域の失対事業や失対労働者の実態や偏差の究明が必要である。地域によって、都市と農村では、失対事業の事業形態や地域社会にとっての意味も大きく異なっている。また、時期によって、失対事業も、失業多発地域や産炭地の炭鉱離職者に関する事業など複雑な推移をたどる。それによって、地域社会にとっての失対事業の意味や、地域の社会問題との関係も明らかになるのである。

第4に戦後失対事業と他の社会福祉・社会保障制度との関係である。本書でも述べたように、失対事業と生活保護の併用は、各地で恒常的に行われていた。また、日雇健康保険の運用実態も明らかになっていない。社会福祉・社会保障制度の運用実態も戦後失対事業を視野に入れて論ずることで大きく変化するだろう。

第5に他の社会運動や新宗教との関係である。地域の母親運動、高齢者運動などとの関係や、いわゆる「寄せ場」運動との関係が重要だろう。地域によって、諸運動との関係は様々である。それがどのような要因で連帯と排除が行われたのかを探ることは地域社会運動の性格自体を明らかにしていくだろう。

第6に失対労働者運動自体の研究も重要である。全日自労以外の自民党

系、社会党系の自由労働組合との関係や、創価学会などの新宗教などとの競合や連合の実態の解明も不可欠であろう。このような研究をすすめることによって、広く戦後社会全体に失対事業を位置付けることが可能になろう。

以上、戦後失対事業・失対労働者研究はいまだ未開の沃野であり、新たな可能性に満ちているといえよう。本書は文字通り序説にすぎないが、基本的な論点は提示したつもりである。今後も研究に取り組んでいきたい。

私はこれまで史料の発掘と整理にも努力してきた。その成果として、杉本弘幸監修・編著『戦後失業対策事業・失対労働者関係史料集成 I』（近現代資料刊行会、2024～2025年）がある。この史料集は第II集以降も刊行予定である。ぜひ、本書とともに、興味がある方は購入いただくか、大学図書館・公共図書館などで、購入希望を出していただければ幸いである。

# 個人研究助成研究報告書

(2024年度採択者)

## 少子化の背景と政策効果

——教育・労働・結婚・出生の意思決定を統合した経済学的分析

石幡 祐輔

デューク大学経済学部博士課程

本研究は、先進国における少子化の背景を理解し、男女賃金格差の縮小などの社会構造の変化や、育児休業・子ども手当といった政策が、出生率や結婚に関する意思決定、さらに（特に女性の）労働供給や教育水準の選択にどのような影響を及ぼすのかを、経済学的なモデルを通じて分析することを目的とする。なお、以下では「結婚市場」という用語に対応させる形で便宜上「結婚」という語を用いるが、分析には事実婚など法律婚以外のパートナーシップも含む。また、データの都合から、本研究では異性婚のみを取り扱う。

### 背景と問題意識

先進国の多くで出生率が大きく低下し、労働人口の縮小や社会保障制度への圧力など深刻な課題を生んでいる。出生率の引き上げは各国政府にとって重要な政策課題であり、現実には児童手当、育児休業制度、税制改革、補助金など多様な政策が導入・検討されている。しかし、既存の経済学研究の多くは「結婚した夫婦が政策にどう反応するか」を中心に分析しており、政策が独身率や結婚市場でのマッチングに与える影響、それを見越した教育選択への波及効果、さらにそれらの変化が出生率に及ぼす影響を十分に考慮してこなかった。また、出生率向上を目的とする政策が、女性の教育や労働供給といった意思決定に対して（負の）影響を与える可能性もあり、これら全てを包括的に分析の俎上に載せる必要がある。

本研究では、出生率低下の要因を以下の3点に分解し、労働市場の状況や各種政策がそれぞれのチャネルを通じて出生率に与える影響を分析する。

#### 1. 結婚後の出生行動の変化

## 2. 教育水準に応じた結婚のマッチングパターンの変化

## 3. 独身率の上昇による影響

さらに、その際に（特に女性の）教育・労働をめぐる意思決定がどのように変化すると予想されるかを、これらの要素を統一的に考慮した経済学的なモデルによる実証分析を通じて明らかにすることを目指す。

### 記述的な分析

デンマークの行政データ（1980–2018年）を用い、教育、労働、結婚、出生に関する行動の経年変化を記述的に分析した。本データには国内居住者全員の詳細な情報が含まれており、世代を超えた変化を精緻に把握できる。

分析の結果、次の傾向が観察された。

- 男性に比べて女性の教育水準が上昇している。特に、大卒以上の割合が増加している。
- 男女賃金格差は縮小傾向にある。
- 全体として出生率は低下しているが、教育水準の低い層でより顕著である。
- 教育水準が低い層では、婚姻率の低下が出生率を引き下げている一方、結婚した夫婦の出生率はむしろ上昇している。
- 教育水準が高い層では婚姻率の低下は限定的だが、結婚したカップルの出生率が低下している。

以上の結果から、教育・労働市場・結婚・出生は相互に複雑に関連しており、単一の要因を原因または結果として特定することは困難である。特に、出生率の低下が婚姻率の低下によるものか、あるいは結婚したカップルの出生率低下によるものかについては、学歴による異質性が存在し、いずれか一方の要因にのみ着目することは、特定のグループを分析から捨象してしまう危険を伴う。したがって本研究では、これらを統一的に扱う経済学モデルを用い、それぞれの要因の役割を分解して分析する。

### 経済学的なモデルの構築

記述的分析を踏まえ、教育選択・結婚市場の均衡・労働供給・出生決定を統合した経済学的なモデルを構築した。モデルは次の3つの主要な意思決定を含む。

- 教育選択：個人は労働市場でのリターンだけでなく、将来の結婚相手やその後の出生に関する意思決定を考慮して教育水準を選択する。
- 結婚市場でのマッチング：男女は教育水準に基づき結婚市場で相手を選択する。ここでは結婚市場の需給が均衡する「均衡結婚市場モデル」を用いる。
- 家庭内意思決定：結婚したカップルは消費分配・労働供給・出生を共同で決定する。この際「家庭内交渉力」を明示的に導入し、夫婦間で子どもを持つかどうかの意見が異なる場合には、交渉力が意思決定に影響を及ぼす。

さらにモデルはこれらの意思決定に重要である要素として以下を組み込んでいる。

- 出産年齢に関する生物学的制約
- 子育てによる（特に女性の）人的資本の減耗
- 男女賃金格差や賃金の不確実性
- 離婚リスク

この統合的アプローチにより、教育・労働・結婚・出生の相互作用を統合的に分析できる点が本研究の主要な貢献である。これにより、ある政策が単一の意思決定だけでなく、それらの相互作用を通じていかに幅広い影響を及ぼすかを詳細かつ包括的に議論できる。

### 今後の展望

現在までに上述したモデルの構築を終え、現在データを用いてモデルを推定中である。推定されたモデルを用いることで、様々な政策の効果をシミュレーションによって分析することが可能となる。このモデルを用いたシミュレーション分析の優れている点として、未実施の政策に関する反実仮想的な

分析を行うことができる点がある。これにより、現在議論されているが効果がわからないような政策や、様々な政策を同時に導入した場合の効果などの分析が可能となり、政策議論に有益な示唆を提供できると考える。

また、本研究は出生率のみならず労働や教育に関する意思決定も対象とするため、たとえば「現在検討されている出生率向上を志向するような政策のうち、女性の労働や教育水準への負の影響が最も小さいものは何か」といった重要な問いにも答えを提示することが期待される。

## パナマ先住民女性の社会的・政治的地位向上の要因

——オマール・トリホス政権下の教育改革に着目して

波塚 奈穂

東京大学大学院総合文化研究科博士後期課程3年

### 研究の目的と背景

本研究は、パナマの先住民ノベ女性の社会的・政治的地位向上において、教育が果たした役割を明らかにすることを目的としている。特に、1968年から1981年までパナマを統治したオマール・トリホス将軍の政権下で実施された教育改革が、ノベ女性の地位向上に与えた影響を考察する。従来の先行研究では、学校数の増加といった制度的要因が女性の地位向上をもたらしたと単純化された視座で論じられてきた。本稿は、この単純化を超え、家父長制社会という文脈の中で、制度の革新と女性たち個人の主体的な実践がどのように交差し、変化を生み出してきたのかを解明しようと試みるものである。

研究対象であるノベ・ブグレ特別区は、ノベとブグレという2つの先住民グループの自治区である。パナマで最も貧しい地域の一つであり、極貧率は64.0%に達し、平均就学年数もパナマ全体の約半分にとどまるなど、深刻な経済・教育格差が存在する。かつてノベの女性は男性より劣位に置かれ、公教育を受ける機会もほとんどなかった。しかし、1990年代後半から女性の高学歴化と社会進出が顕著になり、2011年と2022年には特別区の最高指導者である首長に女性が選出されるなど、政治分野での躍進も目覚ましい。

この変化の歴史的起点として、本研究は1968年にクーデターでパナマの最高権力者となったオマール・トリホス将軍の統治期の教育改革に着目する。トリホスはクーデター後、従来周縁化されてきた農民や先住民を新たな支持基盤とするため、彼らの住む地域に学校や診療所を数多く建設し、先住民地区の学校数は劇的に増加した。

本研究は、トリホス政権下の教育改革が先住民女性に与えた影響を質的な

手法に基づいて論じる初の学術的研究である。さらに本稿の分析は、パナマという一国の事例を超え、軍事独裁政権と社会経済的に周縁化された先住民女性のエンパワーメントという、一見矛盾した事象の連関を解明する上で普遍的な示唆を与えるものである。

## 研究の概要

トリホス政権下の教育改革がノベ女性に与えた影響について、本研究と同様の立場からの先行研究は存在しないため、データ収集は現地での文献調査およびフィールドワークを中心に実施した。インタビュー調査は、資料だけでは見えてこない人々の内面的な変化を捉える上で決定的に重要な役割を果たした。トリホスが死去してから40年以上が経過し、彼を直接知る世代は年々減少している。そこで本研究では、トリホスと直接面識を持つもの、改革の恩恵を直接受けたものに加え、その子や孫など、家族から記憶を継承した近親者にもインタビューの対象を広げた。これは、教育改革の効果が一世代で現れるとは限らず、世代を超えた継承や機能があることを検証する上で重要である。

現地で28名のノベに対しインタビューを実施し、そのうちトリホスと関連した象徴的な語りを持つ3名を対象に、質的研究のライフストーリー法を用いてインタビューを実施し、結果を分析した。

## 結論

3名のライフストーリー分析を通じて、パナマの先住民ノベ女性の地位向上と教育の関係について、以下の3つの知見を導き出した。第一に、制度的な機会が提供されても、それを活用するには貧困や家庭内の反対といった逆境に立ち向かう女性自身の主体的な闘いが不可欠であったこと。第二に、教育によって人生を切り開いた親の経験と価値観が、次世代に継承され、困難を乗り越えるための強力な動機付けとなったこと。そして第三に、家父長制社会において、教育の有効性を実感した男性が娘への教育投資を肯定的に捉えるようになった意識変容もまた、女性の社会進出を後押しする重要な促進

要因であったことである。

これらの分析から、トリホス政権の教育政策の歴史的意義は、単なる「学校数の増加」という統計的成果に還元されるものではないことが明らかになった。その真の意義は、奨学金制度や二言語教育の推進といった具体的な政策を通じ、長年「人間として扱われていなかった」と語られるほど虐げられてきた先住民、とりわけ女性たちが、社会の一員として尊重され、自らの価値と尊厳を認識するための基盤を築いた点にあるという示唆が得られた。

本研究の成果は論文化され、所属学会誌に投稿された。これらの成果は今後の博士論文の執筆にも活用される。

#### 謝辞

インフレの折、貴研究所の支援なしに本研究は成し得ませんでした。ここに改めて心からの感謝を申し上げます。

## 現代中国における農民工子ども世代の移動と 定住のジェンダー分析 ——〈長女〉の経験を事例に

余 楽

お茶の水女子大学ジェンダー学際専攻博士後期課程

本研究の目的は、1990年代以降に生まれた農民工（出稼ぎ労働者）子ども世代の移動と定住の実践を、ジェンダーの視座から解明することにある。具体的には、家父長制的な家族規範と政府による都市化政策が交錯する局面において、家族資源の配分や役割期待がいかにかにジェンダー化されているのか、とりわけ〈長女〉（第一子として生まれた女性）は男きょうだいとの間に存在する構造的な非対称性に着目する。その上で、家族の共同プロジェクトとして推進される住宅取得や都市定住戦略において、〈長女〉がいかなる位置に置かれ、どのようなメカニズムによってその移動・定住の選択が規定されているのかを明らかにしたい。

上記の目的を達成するため、本研究では湖北省X県の農村地域（県レベルの都市および同県管轄下の郷・鎮）をフィールドとし、現地調査や半構造化インタビューを実施した。調査対象は、県城への還流、あるいは上海や湖北省の省都・武漢などの大都市への移動・定住を選択した〈長女〉8名、および比較対象としてその男きょうだい5名である。得られたデータの分析結果は、以下の通りである。

まず、政府が主導する新型都市化政策の下で、農民工の子ども世代は、農村から大都市へ移動・定住するのではなく、「近隣都市移住」という方針に沿って、農村の延長線上に位置する県城への移住を選択している。県城への移住を促進するために、政府は多様な政策を導入してきた。具体的には、県城へ中・高等学校の集約、住宅所在地に基づく学区制の導入、春節という帰省ラッシュ期に合わせた住宅購入促進キャンペーン「迎春安居嘉年華」の開催、さらに村鎮単位での住宅販売ノルマを人事考課と連動させる仕組みの構

築などが挙げられる。その結果、県城では住宅購入ブームが引き起こされている。

しかし、農民にとって県城での住宅取得は極めて大きな経済的負担である。2024年時点における農民工の平均月収は4,961元（約10.9万円）にとどまる一方、県城の住宅価格は1平方メートルあたり約5,000元（約11万円）に達している。仮に収入の全額を充てたととしても、100平方メートルの住宅を購入するには約8年を要し、親世代一代の稼得努力だけで実現するのは困難である。県城での住宅購入を実現するために世帯内の借金は増大している。その一方で、家父長制的な観念から、後継者と見なされる息子の結婚に際し、親が住宅を用意することが義務とされている。このため、親世代は長年にわたる出稼ぎで得た収入のほぼすべてを息子の住宅購入に充てざるを得ず、その結果、老後生活に必要な資金が不足するという問題が深刻化している。

また、県城での住宅購入および移住は男性（息子）を中心に進められていることが観察される。〈長女〉たちは、夫方居住婚という規範に従って移動・定住するパターンが多いものの、弟の住宅取得は家族が総力を挙げて計画する一大イベントと見なされ、総動員体制で進められる。この過程で、「姉を持つ」弟の場合、姉妹にも動員がかり、男性の県城移住や住宅購入への経済的支援の提供が強く期待される。すなわち、親世代のみならず、家族内の女性きょうだいにも過重な負担が集中している。一方で、女性は依然として家庭内の資源分配から排除され続けている。成人後においても、住宅取得資金、持参金、育児支援などの局面で、男きょうだいとの間に明確な差別的待遇を受けているのが現状だ。このような状況下で、特に〈長女〉は、家父長制的な居住規範（夫方居住婚）に強く拘束され、そこから脱却することは困難である。加えて、彼女たちは、定住家族への経済支援（とくに弟の住宅購入、結婚支出や老親扶養など）を担うことを継続的に期待され続けているのである。さらに、そのような（経済的）支援の期待に応えるべく、結婚や移動・定住の選択において、〈長女〉は自らの意思による都市への移住を選ぶのではなく、定住家族に近接する県城への還流を強く求められる傾向が見受

けられる。

総括すれば、農民工子世代の移動・定住プロセスは、農村社会に強固に根付く家父長制的慣行（夫方居住婚、父系相続など）と、政府が推進する新型都市化政策とが相互補完的な関係を築くことで、県級都市における男性中心の住宅購入を共同的家族プロジェクトとして正当化しているといえる。その過程では、家族資源が優先的に男性へと配分される一方で、女性は資源分配から制度的に排除されつつも、経済的・ケア的役割においては支援を強いられるという「権利と義務の非対称性」構造が再生産されている。本調査は実証分析によって、政策主導型の都市化の深層に、ジェンダーおよび世代間の構造的矛盾が内在していることを明らかにした。すなわち、農民工子世代（とくに男性）の都市への定住は、親世代への過度な負担転嫁、姉妹に対する支援・扶養責任の押し付け、そして個人の主体的な選択の制約といった多重の不均衡の上に成立しており、住宅取得そのものが家父長制的な秩序を維持・強化する装置として機能しているのである。したがって、農民工の子ども世代移動と定住をめぐる構造的な不平等、それに伴う家族関係の変容、そしてジェンダー秩序の再編は、今後ますます注視すべき重要な課題であるといえよう。

## 「トルコの女性」をめぐる言説研究

——東部・南東部に着目して

坂田 舜

九州大学博士後期課程（2025年9月30日まで。以降、無所属）

トルコ共和国初期に行われた数々の変革の中でも、おおむね成功事例として見做されているものに、女性の地位向上がしばしば挙げられる。たとえばユルマズは「共和国の世俗的な改革が女性の権利に肯定的な影響を与えたという点で、学者は概して一致している」と述べた（Yılmaz, Hale. 2013. *Becoming Turkish*, New York: Syracuse University Press: 98）。しかしユルマズの研究も含めて、これまで検討の対象になっていた地域の多くはトルコ人地域であり、クルド人地域が対象となることは稀であった。

そこで本研究では、主に地方新聞を用いて、どのように現地の女性が語られているのかについて検討した。奇しくも地方新聞史研究もまた、その研究対象がトルコ人地域に偏っていたことは否めない。代表的なブロケットの研究（Brockett, G. D. 2011. *How happy to call oneself a Turk: Provincial newspapers and the negotiation of a Muslim national identity*. University of Texas Press.）の数少ない欠点が、クルド人地域の新聞が主要検討対象になっていないことである。

本研究において分析対象となったのは、トルコ共和国南東部ディヤルバクルで発行された『ディヤルバクル』紙と、その紙面上でコラムやルポなどの記事を執筆した女性教師イフエト・ババギル（İffet Babagil）である。

『ディヤルバクル』紙は、トルコにおけるクルド人の最大都市ディヤルバクルにて発行された地方新聞である。論調としては親民主党・反共産主義を基調としつつ、トルコ共和国体制イデオロギーから極端に逸脱することはなかった。

書き手の女性教師イフエト・ババギルは、「ディヤルバクルの著名な旧家」の一つ、シェイヒ・サドゥッラー・ババザーデ（Şeyh Sadullah Babazade）

の子孫であり、元の名はイッフエト・シェヴケット（İffet Şevket）である。結婚後イッフエト・アヤス（İffet Ayas）という名を名乗るが、のちに何らかの事情でババギル姓を使うようになる。国民教育省によってコンヤからディヤルバクルに派遣され、1951年時点で教師生活が23年を迎えた。ディヤルバクルにて、ズィヤ・ギョカルプ小学校教師、アリ・パシャ小学校校長、スレイマン・ナーズィフ小学校校長を務めた。

ババギルの論説を検討した結果、以下のレトリックが用いられていたことがわかった。

第一に、ディヤルバクルを語る際において、クルド人の不在、トルコ人の存在とも言うべき記述がなされていることである。ディヤルバクルが「何世紀にもわたりトルコ人とトルコ性の真の象徴を保持してきた」都市として言及され、現地の女性について言及する際も「東部の女性（Şark kadını）」として表記がなされる。さらには、トルコ語を理解しないはずの現地住民の女性（クルド人女性である可能性が極めて高い）が、ババギルの予想に反してトルコ語を話している様が描写されるも、決してその民族名が記事中に書かれることはない。

第二に、ディヤルバクル住民への、ある種の植民地主義的視線が強く出ていと指摘できる。例えば、ディヤルバクルの児童を描写する際の「ご覧あれ（中略）小さな娘たちがその黒々とした目をキラキラとさせて（中略）その頭には一片の文字すらも刻まれていないだろう」という記述からは、トルコ人から「現地住民」（つまりクルド人）へのオリエンタリズム的視線が強く感じられる。

第三に、上記2つとも重なる点であるが、極めてトルコ・ナショナリズム的レトリックが用いられていることがあげられる。ババギルはトルコの女性について語る際に、女性たちがいかに「トルコ革命」で大きな役割を果たしたかについて述べる。そして、「私たち（女性）は、征服王（メフメト2世）、（海賊・赤髭の）バルバロス、チングス（・ハン）たちの母である」といった「トルコ民族主義的」レトリックを用いて、女性の地位向上を訴える。「誰でも平等なトルコ人になることができる」というシヴィック・ナショナリズム

から「この国にはトルコ民族しかいない」というエスノ・ナショナリズムへと短期間で転換したトルコの政治状況が、女性を語る際のレトリックにも反映されている、と言えるだろう。

結果として、『ディヤルバクル』紙において、「クルド」という言葉が事実上のタブーワードであることから必然的に「クルド人女性」もまた紙面に出て来るとはなかった。『ディヤルバクル』紙は「中央」から女性教師イフエト・ババギルが派遣されたことから「女性知識人」が紙面の書き手として登場するだけでなく、実際に「女性」というトピックに関する記事が比較的书かれていたものの、基本的には「トルコ人女性」のために／を当然の前提としたものであった。「クルド人」かつ「女性」という存在は、完全に抜け落ちていたのである。

## 公益財団法人東海ジェンダー研究所・報告

2024年度 事業報告

2026年度 個人・団体研究助成 募集要項

2026年度 『ジェンダー研究』第29号原稿募集要項

年報審査・機関誌編集規程

## 2024年度 事業報告書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

### (1) ジェンダー問題に関する研究・調査

#### ①プロジェクト研究

第3期プロジェクト研究会の初会合を2025年1月27日(月)に開催した。  
(研究テーマ)

「男女雇用機会均等法及びパート労働法に関する立法過程の研究」

#### ②海外調査派遣報告会

フランスにおけるジェンダー研究の実状についての調査(2024年3月18日～22日)について、報告会を開催した。

- ・日時 2024年6月9日(日)13時20分～15時40分
- ・会場 東海ジェンダー研究所 セミナー室
- ・報告者 新井美佐子さん(名古屋大学大学院人文学研究科准教授、当研究所理事)  
左高慎也さん(名古屋大学大学院法学研究科博士後期課程(派遣当時)、日本学術振興会特別研究員PD(お茶の水女子大学))  
島袋海理さん(名古屋大学大学院教育発達科学研究科博士後期課程)
- ・参加費 無料
- ・参加者 33名

### (2) ジェンダー問題に関する研究への助成

#### ①個人研究助成

若手研究者を対象に、男女共同参画社会の形成に資する研究テーマを公募し、選考の上、助成した。

- ・募集期間 2024年4月15日～5月31日
- ・応募総数 38名
- ・審査委員会 2024年6月13日(木)当研究所にて選考会議
- ・受託者(4名)

#### \*波塚 奈穂

「パナマ先住民女性の社会的・政治的地位向上の要因—オマール・トリホス政権下の教育改革に着目して—」

#### \*石幡 祐輔

「ジェンダー先進国における出生率低下の要因に関する経済学的分析—婚姻形態と女性の教育・就労を取り巻く状況の変化に着目して—」

#### \*余 楽

「現代中国における農民工子ども世代の移動と定住のジェンダー分析—〈長女〉の経験を事例に—」

\*坂田 舜

「トルコの女性」をめぐる言説研究—東部・南東部に着目して—

・助成金額 計 1,200,000円 (30万円×4名)

②団体研究助成

ジェンダー問題を研究している団体の研究計画を公募し、選考の上、助成した。

・募集期間 2024年4月15日～5月31日

・応募総数 4件

・審査委員会 2024年6月13日(木) 当研究所にて選考会議

・受託団体 2件

\*加納実紀代研究会

「加納実紀代資料室「サゴリ」を起点としたインターセクショナルな場としての「広島」の創出—加納資料の利活用を通じた研究ネットワークの構築—

\*「越境とナショナリズムの再考」研究会(継続)

「越境する記憶の中の〈語る女性〉と〈語られる女性〉に関する共同研究—東アジア近現代文学作品における女性のナショナリズムの内面化—

・助成金額 計 40万円 (20万円×2団体)

(3) ジェンダー問題に関するシンポジウム、フォーラム等の開催

ジェンダー問題に対する理解・意識の普及や啓発のため国際講演会、報告会等を開催した。

①国際講演会

セクシュアルハラスメントについて20世紀女性の口述資料から考える国際講演会を開催した。

・テーマ 「セクシュアルハラスメント—アメリカ女性のオーラル・ヒストリー(口述歴史)における沈黙と語り—」

・講師 エステル・フリードマンさん(スタンフォード大学名誉教授)

・日時 2024年8月5日(月) 13時20分～16時30分

・会場 名古屋都市センター特別会議室

・参加費 無料

・参加者 58名

②個人研究助成受託者報告会

前年度の個人研究助成受託者が、研究成果を中間発表するための報告会を開催した。

・日時 2024年7月6日(土) 12時50分～16時30分

・会場 東海ジェンダー研究所 セミナー室

・報告者

\*塩田 潤さん(日本学術振興会特別研究員PD(龍谷大学))

「アイスランドにおける1990年代の育児休業論争」

\*松本 祐生子さん(人間文化研究機構創発センター)

「ロシア=ウクライナ戦争とフェミニスト運動」

\*牧野 良成さん(大阪大学大学院文学研究科博士後期課程)

「1980年代の女たちの三里塚闘争—関係資料にみる交流と共同行動の諸相—」

\* 中原 理沙さん (アイオワ大学大学院教育学研究科博士課程)

「米国の人種的マイノリティ女性と科学教育—第二次世界大戦期のスペルマン・カレッジに焦点を当てて—」

・参加費 無料

・参加者 18名

終了後、報告者を交えて交流会を開催した。

③賛助会員のつどい (公開)

賛助会員の交流を図り、幅広い分野におけるジェンダー問題への理解を深めるため、毎年公開して行っている。

・テーマ 映画「八十七歳の青春—市川房枝生涯を語る—」上映と解説

・解説 佐藤ゆかりさん (三重の女性史研究会会長)

・日時 2024年11月16日(土) 13時20分～16時10分

・会場 名古屋国際センター別棟ホール

・後援 公益財団法人 市川房枝記念会女性と政治センター

・参加費 無料

・参加者 92名

\* 賛助会員数 185名 (2024年度末現在)

④講座

実施せず。

(4) 年報及びニューズレター等の発行 (広報・出版活動)

①年報『ジェンダー研究』第27号の発行

特集「労働とジェンダー」依頼論文のほか、公募論文、当研究所の2023年度事業報告等を掲載した。

〈公募論文〉

・応募期間 2024年4月15日～9月30日

・応募総数 10件 (一般 8件、研究助成受託者 2件)

・年報審査委員会

第1次選考 2024年10月8日(火) 当研究所にて選考会議

第2次選考 2024年12月6日(金) 当研究所にて選考会議

〈内容〉

・発行月 2月

・発行部数 700部

・掲載内容

依頼論文 4件

公募論文 4件

派遣報告 1件

訳書紹介 1件

②ニューズレター『LIBRA』第81・82・83号の発行

ジェンダー問題に関する識者の見解、当研究所の事業などを掲載した。

- ・発行月 7月(81号)・11月(82号)・3月(83号)
- ・発行部数 各号 1,300部

(5) 他団体との連携(共催)

出前講座「女性参政権80周年を前に 議会はあなたを待っている—女性を議会へin あいち—」

- ・日時 2024年11月9日(土) 10時30分～16時30分
- ・会場 ウィンクあいち 中会議室
- ・主催 公益財団法人 市川房枝記念会女性と政治センター

(6) ジェンダー問題に関する資料・文献の収集と提供

ジェンダー問題に関する図書・雑誌・資料を収集した。また、図書・雑誌・資料の整理を行った。

- ・ジェンダー問題に関する図書・雑誌の購入・受贈 図書39冊、雑誌2タイトル
- ・関係諸機関からの研究情報ニュース、研究誌(年報など) 27タイトル

(7) その他当研究所の目的を達成するために必要な事業

- ①ジェンダー問題に関する研究会・研修等に用いるセミナー室の貸出  
2024年度利用登録団体6件、年間利用件数48件(2023年度70件)
- ②ジェンダー問題に関する会議等への出席
  - ・「名古屋市男女平等参画推進会議(イコールなごや)」への出席  
2024年6月4日(火)、2025年1月20日(月)
  - ・公益財団法人 あいち男女共同参画財団理事会への出席  
2024年6月5日(水)

(8) 「名古屋大学ジェンダー・リサーチ・ライブラリ(GRL)」への支援

- ①図書・雑誌・アーカイブの寄贈  
GRLの蔵書とするため、図書・雑誌をGRLに寄贈した。
  - ・図書 32冊を寄贈した。内訳は、和書32冊である。
  - ・雑誌 3タイトルを寄贈した。内訳は、和雑誌3タイトルである。
- ②運営費等の寄附  
ジェンダー問題に関する研究をすすめるため、当研究所と名古屋大学の連携事業として2017年11月に開館したGRLに対し、「図書及び運営費の寄附に関する合意書」(2017年3月3日締結)に基づき、2024年度分の運営費寄附金16,410,016円(会議室使用料と併せて17,500,000円)を2024年4月23日に名古屋大学へ寄附した。
- ③会議への参画(東海ジェンダー研究所と名古屋大学による会議)  
GRL運営小委員会(10回)、図書選定委員会(4回)、年報編集委員会(1回)に参加し、GRLの運営・事業内容等の検討を行い、年報の発行等を支援した。

2026年度(第30回) 個人研究助成 募集要項

1 目的

公益財団法人東海ジェンダー研究所「個人研究助成」は、男女共同参画社会実現のために、広くジェンダー研究が若手の研究者によって推進されることを願い、期待できる研究計画について研究費の一部を助成するものである。

2 対象となる研究

・個人研究 ・分野不問 ・未発表のもの

3 助成費

1 研究50万円以内

4 募集人数

若干名

5 研究期間

1年間

6 申請資格

ジェンダー問題についての研究意欲と、具体的な研究計画を持つ者(国籍・性別不問)

7 申請書の請求方法

ホームページから申請書類をダウンロードする。

8 申請方法

書式に従って日本語で記入し、申請書類の Word ファイルと PDF ファイルの両方のデータを下記の期間に研究所宛にメールで送付する。

期間 2026年4月15日(水)～5月31日(日)(日本時間5月31日23時59分)

9 採否の決定・通知

採否は、当研究所の審査によって決定し、2026年8月までに通知する。

なお、応募者が多数の場合は、若手研究者を優先する。

10 報告会での報告及び報告書の提出

採用された方には、①翌年度の個人研究助成受託者報告会での研究報告

②所定の期日までに研究報告書を提出(年報『ジェンダー研究』に掲載)

を義務づける。

研究論文は、年報『ジェンダー研究』に投稿することが望ましい。

(連絡・提出先)

〒460-0022 名古屋市中区金山1-9-19 ミズノビル6F

公益財団法人 東海ジェンダー研究所

TEL 052-324-6591 FAX 052-324-6592

E-mail [project@libra.or.jp](mailto:project@libra.or.jp) URL <https://www.libra.or.jp/>

※申請書類を受け付けましたら、3営業日以内に返信します。当研究所より返信がない場合は、お手数ですが電話(TEL 052-324-6591)で連絡をお願いします。

(開業時間：月～金 10時～16時)

2026年度(第30回) 団体研究助成 募集要項

1 目的

公益財団法人東海ジェンダー研究所「団体研究助成」は、男女共同参画社会実現のために、広くジェンダー研究が推進されることを願い、期待できる団体の研究計画について研究費の一部を助成するものである。

2 対象となる研究

団体研究（分野不問、継続的研究にかかわらず、助成は単年度ごとに行う）

3 助成費

1 研究 10～30万円（研究の規模に応じて決定する）

4 研究費助成期間

1年間（年度ごとに研究成果を報告する） 継続して3回まで応募することができる。

5 申請資格団体

ジェンダー問題について研究する団体及びグループ

6 申請書の請求方法

ホームページから申請書類をダウンロードする。

7 申請方法

書式に従って日本語で記入し、申請書類の Word ファイルと PDF ファイルの両方のデータを下記の期間に研究所宛にメールで送付する。（団体の会員名簿、会則等の PDF ファイルを添付する）

期間 2026年4月15日(水)～5月31日(日)（日本時間5月31日23時59分）

8 採否の決定・通知

採否は、当研究所の審査によって決定し、2026年8月までに通知する。

9 報告書の提出

採用された団体は、2027年7月末日までに研究活動報告・収支決算実績報告書を提出する。ただし、継続申請を希望する団体は、2027年5月末を提出期限とする。

〈連絡・提出先〉

〒460-0022 名古屋市中区金山1-9-19 ミズノビル6F

公益財団法人 東海ジェンダー研究所

TEL 052-324-6591 FAX 052-324-6592

E-mail [project@libra.or.jp](mailto:project@libra.or.jp) URL <https://www.libra.or.jp/>

※申請書類を受付けましたら、3開業日以内に返信します。当研究所より返信がない場合は、お手数ですが電話（TEL 052-324-6591）で連絡をお願いします。

（開業時間：月～金 10時～16時）

『ジェンダー研究』第29号 原稿募集要項(2026年度)

1 募集論文

「女性と労働」をメインテーマとするが、その他のジェンダー関係の研究テーマも可とする。

2 応募資格

性別、年齢、国籍を問わない。

3 応募書類の請求方法

ホームページから申請書類をダウンロードする。

4 応募方法

原稿(ホームページ掲載の執筆要項を参照)と応募書類の Word ファイルと PDF ファイルの両方のデータを、下記の上原稿締切日までに研究所宛にメールで送付する。

原稿締切日：2026年9月30日(水) (日本時間9月30日23時59分)

5 応募原稿

- (1) 未発表のものに限る。
- (2) 字数は、20,000字程度(註、参考文献、図表等を含む)とする。
- (3) 原稿は、日本語を原則とする。
- (4) 英語のタイトルと概要(55ワード以内)をつけ、日本語と英語のキーワード(各5語以内)をつける。

6 原稿採用の決定

編集委員会(委員以外の専門家も含む)の審議を経て、通知する。

7 刊行予定

2026年度内とする。

〈連絡・提出先〉

〒460-0022 名古屋市中区金山1-9-19 ミズノビル6F

公益財団法人 東海ジェンダー研究所

TEL 052-324-6591 FAX 052-324-6592

E-mail [project@libra.or.jp](mailto:project@libra.or.jp) URL <https://www.libra.or.jp/>

※応募原稿を受付けましたら、3営業日以内に返信します。当研究所より返信がない場合は、お手数ですが電話(TEL 052-324-6591)で連絡をお願いします。

(開業時間：月～金 10時～16時)

## 年報審査規程

### (目的)

第1条 この規程は、財団法人東海ジェンダー研究所（以下「この法人」という。）が発行する年報に掲載する論文の審査について、必要な事項を定める。

### (審査)

第2条 年報の審査は、年報審査委員会（以下「委員会」という。）が行う。

### (構成)

第3条 委員会は、審査委員長及び審査委員で構成する。

- 2 審査委員は、ジェンダー研究について見識のある学識経験者の中から、理事会の決議に基づき理事長が若干名を委嘱する。
- 3 年報審査委員は、機関誌編集委員を兼務することができる。
- 4 年報審査委員長は、理事の中から理事の互選とする。

### (任期)

第4条 年報審査委員長及び年報審査委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

### (査読委員の委嘱)

第5条 この法人が発行する年報に掲載する論文の審査のために、査読委員をおく。

- 2 査読委員は、年報編集のつど委員会の議を経て、年報審査委員長が委嘱し、論文を審査する。
- 3 査読委員と年報審査委員は兼務することができる。
- 4 委員会は、査読委員の審査報告に基づいて、論文の掲載の可否、修正指示等の措置を決定する。
- 5 査読委員には、役員等報酬規程に準じて報酬等を支給する。また必要に応じて、役員及び職員旅費規程に準じて旅費を支給することができる。

### (改定)

第6条 この規程の改定は、理事会の決議を経て行う。

### (補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

### (附則)

この規程は、平成23年4月1日より施行する。

なお、公益法人移行後は、下記のとおり読み替えを行うものとする。

- 1 財団法人東海ジェンダー研究所とあるのは、公益財団法人東海ジェンダー研究所と読み替える。
- 2 第3条及び第7条に理事長とあるのは、代表理事と読み替える。

(平成23年3月13日理事会議決)

(平成26年3月1日改定)

## 機関誌編集規程

### (目的)

第1条 この規程は、財団法人東海ジェンダー研究所（以下「この法人」という。）が、男女共同参画社会の実現のため、男女平等意識の啓発と普及を目的として発行するこの法人の機関誌について、必要な事項を定める。

### (名称)

第2条 この法人の発行する機関誌は、年報『ジェンダー研究』、ニューズレター『LIBRA』と称する。

### (発行)

第3条 年報の発行は、原則として年1回とする。

2 ニューズレターの発行は、原則として年3回とする。

### (編集)

第4条 機関誌の編集は、機関誌編集委員会（以下「委員会」という。）が行う。

### (委員会の役割)

第5条 委員会は、機関誌の発行につき、編集・刊行などの任務を行う。

### (構成)

第6条 委員会は、編集委員長及び編集委員で構成する。

2 編集委員は、ジェンダー研究について見識のある学識経験者等の中から、理事会の決議に基づき理事長が若干名を委嘱する。

3 編集委員長は、理事の中から理事の互選とする。

### (任期)

第7条 編集委員長及び編集委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

### (報酬)

第8条 編集委員には、役員等報酬規程・役員等及び職員旅費規程に準じた報酬・旅費を支給する。

### (著作権)

第9条 機関誌に掲載された著作物の著作権は、財団法人東海ジェンダー研究所に属する。ただし、著者の申し出により著者自身が使用する場合は、この限りではない。

### (原稿の募集)

第10条 年報に掲載する論文は、原稿応募要項に従い、公募する。

2 執筆要項は、編集委員会が決定する。

### (改定)

第11条 この規程の改定は、理事会の決議を経て行う。

### (補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

### (附則)

この規程は、平成23年4月1日より施行する。

なお、公益法人移行後は、下記のとおり読み替えを行うものとする。

1 財団法人東海ジェンダー研究所とあるのは、公益財団法人東海ジェンダー研究所と読み替える。

2 第6条及び第12条に理事長とあるのは、代表理事と読み替える。

(平成23年3月13日理事会議決)

(平成26年3月1日改定)

## 執筆者プロフィール（掲載順）

### 片井 みゆき（かたい みゆき）

医師・医学博士。政策研究大学院大学保健管理センター所長・教授。信州大学医学部卒業後、同大学院医学研究科（内科系）修了。米国ハーバード大学医学部リサーチフェロー、東京女子医科大学准教授（性差医療部／総合診療科・女性内科）を経て2020年から現職。2021年－日本甲状腺学会理事、2022年－日本性差医学・医療学会副理事長、2024年－日本性差医学・医療学会理事長。性差医療のパイオニアとして女性専門外来で、内分泌内科医の視点から女性のライフコースに寄り添う診療に長年従事。更年期症状に陰に隠れた内科疾患を診断するエキスパート。性差医療に関する講演や取材協力多数。国の政策による性差を考慮した医療・研究開発の推進に伴い、2024年から日本医療研究開発機構AMED科学技術調査員のほか、国の審議会構成員、内閣府や科学技術振興機構JSTの戦略会議等の参考人を務める。

### 坂東 K. 泰子（ばんどう K. やすこ）

三重大学大学院医学系研究科基礎医学系講座分子生理学教授。三重大学医学部卒業後、米国タフツ大学エリザベスメディカルセンター心血管研究部門研究員として研鑽を積み、2007年より名古屋大学医学系研究科循環器内科学入局、2020年より同講師を経て2023年より現職。専門は腫瘍循環器学。糖尿病と心血管疾患、心不全。多くの国際学会のフェローを務めると共に、多くの国際誌の編集委員も務める。多様性に配慮した循環器診療のガイドラインなど政策提言にも積極的に関わっている。最近では米国心臓協会の「Go Red for Women」の啓発普及にも関わっている。

### 井手 久満（いで ひさみつ）

順天堂大学大学院医学研究科泌尿器科学健康長寿医学講座特任教授。1967年生まれ。宮崎大学医学部卒業。日本泌尿器科学会専門医・指導医、日本内分泌学会内分泌代謝科専門医。日本メンズヘルス医学会副理事長、日本抗加齢医学会副理事長、日本内分泌学会理事。前立腺癌を中心とした泌尿器腫瘍学・ロボット支援腹腔鏡下手術が専門。男性更年期障害など男性医学にも精通し、テストステロン研究、AIやバイオマーカー研究に取り組んでいる。

### 小林 知子（こばやし ともこ）

医療法人社団みやび会みやびウロギネクリニック医師。博士（医学）。泌尿器科専門医・指導医、日本女性骨盤底医学会専門医、日本排尿機能学会専門医。日本GI学会会員。岡山大学病院にて2022年より性別不適合、性功能および男性不妊の専門診療を担当。近著「岡山大学病院ジェンダーセンターにおける二次性徴抑制療法の臨床的検討」『日本GI学会雑誌』16巻、pp. 25-30、2023年。共著（責任著者）“Trans men can achieve adequate muscular development through low-dose testosterone therapy: a long-term study on body composition changes” Tominaga Y, Kobayashi T *et al.* (2025) *Andrology*, 13(2) pp. 275-285.

### 松尾 かずな (まつお かずな)

名古屋大学大学院医学系研究科泌尿器科学病院助教。修士（教育学）。泌尿器科専門医・指導医、性機能専門医、GI学会認定医、臨床遺伝専門医。日本泌尿器科学会ダイバーシティ推進委員会委員。性別不合へのホルモン療法および性別適合手術を担い、名古屋大学医学部附属病院泌尿器科学教室では、性機能・男性学・性別不合分科会（略称 GAS グループ）のリーダーとして、他の診療科や地域医療を担う多職種との連携を行っている。近著に、“Addressing and Preventing Power Harassment in University-Centered Medical Systems in Japan: Reflections on an Educational Initiative,” 『新しい医学教育の流れ』25号、pp. 61-63, 2025年；「加齢と Gender Affirming Hormone 療法」『日本 GI 学会雑誌』17巻、pp. 107-113, 2024年；「LGBTQ をどう理解するか」『障がい者生涯学習支援研究』8巻、pp. 2-8, 2024年など。

### 藤田 亜紀子 (ふじた あきこ)

南医療生活協同組合桃山診療所所長。岐阜大学医学部卒業。総合内科専門医、消化器病専門医、肝臓専門医、産業医。自身の内視鏡業務による筋骨格系障害の経験を契機に、日本内視鏡学会附置研究会および日本人間工学会医療関連 MSDs 研究部会において発表を行う。医療機器開発にも携わり、性差や身体的特性に配慮した医療環境の整備を模索している。整体師・ヨガインストラクターとしての知見を生かし、医療従事者の身体的負担軽減と健康支援のあり方を探究。診療所では社会的処方や「暮らしの保健室」を通じ、医療依存に偏らない地域健康づくりを実践している。

### 深見 佳代 (ふかみ かよ)

鳥羽商船高等専門学校一般教育科准教授。博士（経済学）。京都大学大学院経済学研究科経済学専攻博士課程単位取得満期退学。専門はジェンダー、医師の労働環境。近著に Gender gap in parental leave among physicians in Japan, 2024, *Women's Health Reports*, 5(1), 385-392. doi: 10.1089/whr.2023.0126; Gender Challenges Faced by Female Physicians in Sweden: A Literature Review, 2022, *Japan Association for Northern European Studies*, 18, 51-65, doi: 10.24579/janes.18.0\_51; Gender bias in the medical school admission system in Japan, 2022, *SN Social Sciences* 2, 67, doi: 10.1007/s43545-022-00378-9. 第13回（令和4年度）男女共同参画・少子化関連顕彰事業、公益社団法人程ヶ谷基金 優秀賞受賞。

### 佐々木 成江 (ささき なりえ)

東北大学 DEI 推進センター教授／副センター長。横浜国立大学ダイバーシティ戦略推進本部教授／学長特任補佐。お水女子大学理学部卒業。東京大学大学院理学系研究科博士課程修了、博士（理学）。お茶の水女子大学にてポストドク、助手、講師を経て、名古屋大学に異動し、男女共同参画室特任准教授、理学研究科准教授を歴任。その後、お茶の水女子大学ジェンダード・イノベーション研究所特任教授、東京大学大学院理学系研究科特任准教授などを経て、現職。現在、内閣府男女共同参画会議計画実行・監視専門調査会、第6次基本計画策定専門調査会の委員および日本医療研究開発機構 AMED 科学技術調査員も務める。

**馮 可欣 (ひょう かきん)**

京都大学教育学研究科特定助教。専門は教育社会学、ジェンダー、カルチュラル・スタディーズ。とりわけ「少女期から成人期への移行とそのジェンダー秩序」および「中国のネオリベラル・フェミニズム」について研究を行っている。主著に、「中国の高学歴女性の美しさに対する意味づけの変化——学校から職場への移行に着目して」『ソシオロジ』第212号 (2025)、「少女時代の欠如と埋め合わせ——中国のロリータファッション文化をめぐる生活史から」第23号 (2024年) などがあ

**余 楽 (よらく)**

お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科ジェンダー学際研究専攻博士後期課程在籍。専門は農村社会学、ジェンダー研究、現代中国研究。主に、農民工家族の家族関係、生計戦略および農村女性のライフコースに関心を持つ。論文として、「第一世代農民工の帰郷とジェンダー——湖北省農村部の建設業従事者を事例に」(『経済社会とジェンダー』第10号、2025年)、「中国内陸部における農民工の娘たちの『仕方がない』経験——『留守児童』・『流動児童』としてのライフヒストリーを手掛かりに」(『人間文化創成科学論叢』第26巻、2024年) などがある。ほか、国内外の学会での研究報告多数。

**安保 夏絵 (あんぼ なつえ)**

大阪大学大学院言語文化研究科博士後期課程単位修得退学。現在、中部大学人文学部英語英米文化学科助教。アメリカ・カナダの現代文学を専門とし、ディストピア小説やSFにおける女性の身体、テクノロジー、ジェンダーの関係を研究している。主な著書に「21世紀に読む『侍女の物語』——アトウッド作品における女性、身体、アメリカ」(『言語文化学』、大阪大学言語文化学会、2018年)、『マーガレット・アトウッド『侍女の物語』を読む——フェミニスト・ディストピアを越えて』(加藤めぐみ・中村麻美編集、水声社、2023年) などがある。

**渡部 麻衣子 (わたなべ まいこ)**

お茶の水女子大学特任准教授。博士 (科学技術社会論)。国際基督教大学教養学部卒、(英) ウォーウィック大学大学院社会学部博士課程修了。東京大学総合文化研究科特任助教、講師、ハーバード大学科学史研究科客員研究員、自治医科大学講師を経て現職。ウプサラ大学ジェンダー研究所客員研究員を兼務。近著に「フェムテックの倫理的課題とジェンダード・ソーシャル・イノベーションの提案」小川眞里子、鶴田想人、弓削尚子編『ジェンダード・イノベーションの可能性』(明石書店、2024年)、「医学における「性差とジェンダーへの関心」の制度化」『現代思想』2026年2月号、pp. 79-92、2026年など。

### 岡野 八代 (おかの やよ)

同志社大学大学院グローバル・スタディーズ研究科教員。専門は西洋政治思想史・フェミニズム理論。現在の関心——歴史的に女性たちが担ってきた無償のケア労働の社会的、政治的意義を分析することを通じて、既存の政治学が理解する政治概念を見なおす研究をしています。主著に『ケアの倫理と平和の構想——戦争に抗する増補版』(岩波現代文庫、2025年)、『ケアの倫理——フェミニズムの政治思想』(岩波新書、2024年)など。訳書に、ジョアン・トロント著『ケアリング・デモクラシー——市場、平等、正義』(勤草書房、2024年)、エヴァ・フェダー・キティ著『愛の労働 あるいは依存とケアの正義論 新装版』(白澤社、2023年)など。

### 杉本 弘幸 (すぎもと ひろゆき)

1975年広島県福山市生。大阪大学大学院文学研究科博士後期課程修了、博士(文学・大阪大学)。現在、京都府立京都学・歴史館研究員、京都芸術大学大学院特任准教授。著作／『近代日本の都市社会政策とマイノリティ』(思文閣出版、2015年)、『ヨイトマケとニコヨンの社会史』(小さ子社、2025年)、『社会民衆新聞・社会大衆新聞』全5巻(三人社、2019～2020年、共編著)、『中間派無産政党機関紙集』全2巻+別冊(琥珀書房、2024年、共編著)、『戦後失業対策事業・失対労働者関係史料集成 1』全15巻+別冊(近現代資料刊行会、2024～25年、監修・編著)、『京都を学ぶ(伏見編)』(ナカニシヤ出版、2022年、共著)、『京都を学ぶ(洛南編)』(ナカニシヤ出版、2025年、共著)、『思想史講義(大正編)』(筑摩書房、2022年、共著)など多数。

## 『ジェンダー研究』第28号 編集委員会

### 編集委員長

小川眞里子 (三重大学名誉教授)

### 編集委員

石田 好江 (愛知淑徳大学名誉教授)

香川せつ子 (西九州大学名誉教授)

武田 貴子 (名古屋短期大学名誉教授)

建石真公子 (法政大学名誉教授)

見崎 恵子 (元愛知教育大学教授)

三田 泰雅 (四日市大学総合政策学部教授)

吉田 啓子 (名古屋経済大学名誉教授)

西山 恵美 (代表理事)

日置 雅子 (業務執行理事)

---

---

### 編集後記

---

---

わが国のジェンダー平等政策の基盤とも言うべき『男女共同参画基本計画』は5年ごとに策定され、その年末の閣議で決定されるのを常としてきました。ところが2026年の新年は、第6次となる『基本計画』を確定しないままの異例の幕開けとなり、平等政策が後退しないことを願うばかりです。

さて、28号の『ジェンダー研究』をここにお届けします。今年度の特集は「医療とジェンダー」とし、8名のまさに第一線でご活躍の先生方にお忙しい中ご寄稿いただきました。健康をジェンダー視点から再考してみる良い機会になることでしょう。投稿論文については力作3本を掲載しています。中国からの留学生2名による論文は大変に興味深く、現在の中国の異なる断面をしっかりと伝えてくれます。最も近い友好国として、こうした学術上の交流を確かなものとしていきたいと思います。

拡大を続ける近年のジェンダー学の進展をカバーすることは、容易ではありません。今年度から新たに加わった2名の編集委員ともども、誌面の一層の充実に努めて参りたいと考えています。次号もどうぞよろしく願います。(小川眞里子)

**ジェンダー研究**  
GENDER STUDIES

『ジェンダー研究』第28号  
2026年2月28日 発行

編集・発行



公益財団法人 東海ジェンダー研究所  
〒460-0022 愛知県名古屋市中区金山一丁目9-19 ミズノビル6F  
TEL: 052-324-6591 FAX: 052-324-6592  
E-mail: [info@libra.or.jp](mailto:info@libra.or.jp) <https://libra.or.jp>

印刷 株式会社 ユニテ 〒464-0850 名古屋市千種区今池一丁目6-13

# GENDER STUDIES

ANNALS OF THE TOKAI FOUNDATION FOR GENDER STUDIES  
February, 2026 [Number 28]

## CONTENTS

### *Preface*

NISHIYAMA Emi 1

### **Special Articles: Medicine and Gender**

Introduction to the Special Issue: Medicine and Gender 3

Front Lines in Sex- and Gender- Specific Medicine:  
From the Bedside to Gendered Innovation  
KATAI Miyuki 7

Gender and Cardiovascular Disease:  
Addressing Sex Specific Differences and Healthcare Inequities  
BANDO K. Yasuko 17

Late-onset Hypogonadism Syndrome and Men's Health  
from the Perspective of Gender-Specific Medicine  
IDE Hisamitsu 23

Medical Care and Healthcare for Transgender and Gender Diverse People  
KOBAYASHI Tomoko and MATSUO Kazuna 33

Struggling with the Endoscope: Development of User-Friendly Endoscopes for Endoscopists  
FUJITA Akiko 43

Paternity Leave among Male Surgeons  
FUKAMI Kayo 53

Gendered Innovations in Health and Medicine  
SASAKI Narie 61

### **Articles**

Upward Mobility through Education and Aesthetic Capital:  
Life Stories of Educated Rural Women in China  
FENG Kexin 73

Transformations in Family Relations and Gender in Rural Inland China:  
Focusing on the Experiences of the "Firstborn Daughter"  
YU Le 99

The Meaning of Childbirth and Reproduction in *Breasts and Eggs*:  
Critical Perspectives on Sharing Pain and Care  
AMBO Natsue 125

### **Research Note**

Examining ISO53800, the International Guidelines to Promote  
and Implement Gender Equality and Women's Empowerment  
WATANABE Maiko 149

### **A Translator Speaks: The Appeal of a Foreign-Language Gender Classic**

Joan Claire Tronto:  
*Caring Democracy: Markets, Equality, and Justice*, New York University Press, 2013  
OKANO Yayo 175

### **Individual Research Grant Recipient's Introduction on His Work**

*Social History of Yoitomake and Nikoyon*, (published in Japanese) Chiisagosha, 2025  
SUGIMOTO Hiroyuki 187

**Research Reports of Individual Research Grant Recipients (FY2024)** 191

**Reports and Information from the Tokai Foundation for Gender Studies** 205

EDITED BY

THE TOKAI FOUNDATION FOR GENDER STUDIES

Mizuno Bldg. 6F, 1-9-19, Kanayama, Naka-ku, Nagoya, 460-0022, JAPAN